受付
R06.4.10
沖縄県医師会

日医発第139号（地域）（医経）
令和6年4月9日

都道府県医師会会長　殿

公益社団法人日本医師会
会長　松本吉郎
（公印省略）

「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」の告示について（通知）並びに
「社会医療法人の認定について」の一部改正について（通知）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局長等より各都道府県知事等宛に標記の通知が発出されるとともに、本会宛に周知方依頼がございました。

「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」では、社会医療法人の要件は、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準によるところ、救急医療等確保事業に『新興感染症発生・まん延時における医療の確保に必要な事業』が追加されたことに伴い、その事業に関する基準が新たに設定された後も、社会医療法人が行う医療保健業を収益事業から除外する等の税に関する特例措置が認められたことを周知するものです。

次に、「社会医療法人の認定について」の一部改正は、上記の告示に合わせて改正されるものですが、別添1において、社会医療法人として認定を受けるための業務の1つである「救急医療」に、いわゆる「災害派遣医療チーム（DMAT）」を有し、「災害・感染症医療確保事業」として感染症法第30条の12の6第1項の協定を締結していることが追記されています。

また、新たに追加された「新興感染症発生・まん延時における医療」においては、構造設備として陰圧病室（確保病床の半数以上）等の施設、および、病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備等の設備、並びに感染症法上の医療措置協定を締結した日から3年を超えない範囲で都道府県知事が認めた期間内に、当

該施設・設備について整備する計画を作成し都道府県知事が認めたときに、基準を満たすこととされること、その際に当該計画完了まで毎会計年度終了後に進捗状況を報告することとされています。

さらに、当該業務を行う体制として、「都道府県知事の要請から７日以内に即応病床化すること及び確保する病床数が３０床以上」であり、「１日当たり２０人以上の診療を行うものであること」等が医療計画に記載されていること、並びに、救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保していること、DMAT 若しくは DPAT に関する医療措置協定を締結していることが求められています。

つきましては、貴会におかれましても本件につきご了知をいただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係機関等へ御周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

医政発 0330 第２号
令和６年３月 30 日

公益社団法人　日本医師会長　殿

厚生労働省医政局長
（　公　印　省　略　）

「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」の告示について（通知）

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

医政発 0330 第１号
令和６年３月 30 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医政局長
（ 公 印 省 略 ）

「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」の告示について（通知）

令和６年度税制改正の大綱（令和５年 12 月 22 日閣議決定）において、「社会医療法人の要件について、医療法の改正により救急医療等確保事業に『新興感染症発生・まん延時における医療の確保に必要な事業』が追加されたことに伴い、その事業に関する基準が新たに設定された後も、引き続き、社会医療法人が行う医療保健業を収益事業から除外すること等の措置を講ずる」旨が定められました。

これに基づき、「新興感染症発生・まん延時における医療の確保に必要な事業」に関する基準を定めるため、本日、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（令和６年厚生労働省告示第 182 号）が告示されました。

改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、貴職におかれては、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第１　改正の趣旨

社会医療法人の認定要件について、救急医療等確保事業に係る業務に関して、当該業務を行うための体制や当該業務の実績等が厚生労働大臣の定める基準に適合していることを一要件としており、その基準は、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成 20 年厚生労働省告示第 119 号。）において定められている。

今般、令和６年４月１日より、救急医療等確保事業に新興感染症発生・まん延時における医療の確保に必要な事業が追加されること及び令和６年度税制改正の大綱（令和５年 12 月 22 日閣議決定）において、社会医療法人の要件について新興感染症発生・まん延時における医療の確保に必要な事業に係る基準が新たに設定された後も、現行制度と同様の、社会医療法人が行う医療保健業を収益事業から除外す

る等の税に関する特例措置が認められたことを踏まえ、当該告示を改正する。

第２　改正の主な内容

新興感染症発生・まん延時における医療の確保に必要な事業に係る基準について、次に掲げる事項を規定する。

①　当該業務を行う病院の構造設備に係る基準（第３条第１号関係）

・　当該病院が、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること、発熱患者等専用の診察室の設置が可能であることその他新興感染症発生・まん延時における医療を行うために必要な施設、設備及び物資を有すること

②　当該業務を行うための体制に係る基準（第３条第２号関係）

・　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「感染症法」という。）第 36 条の９第１項に規定する医療協定等措置のうち、一定の基準（当該措置の実施に係る都道府県知事の要請があった日から起算して七日以内に実施すること等）を満たした感染症法第 36 条の３第１項第 1 号及び第２号に規定する措置をその内容に含む医療措置協定を締結し、医療計画に当該協定を締結した医療提供施設として記載されていること

・　救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保していること

・　医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 12 の２第１項に規定する災害・感染症医療業務従事者（以下「災害・感染症医療業務従事者」という。）により組織された災害派遣医療チーム若しくは災害派遣精神医療チーム又は災害・感染症医療業務従事者である災害支援ナースを有し、医療法第 30 条の 12 の６第１項に規定する協定及び感染症法第 36 条の２第 1 項第５号に掲げる措置をその内容に含む医療措置協定を締結していること

③　当該業務の実績に係る基準（第３条第３号関係）

・　当該告示第１条第３号イに定める時間外等加算割合が 100 分の 16 以上又は同号ロに定める夜間等救急自動車等搬送件数を３で除して得た数が 600 以上であること

・　毎年度、当該病院に勤務する職員が、当該病院又は外部の機関が行う新興感染症の対応に係る研修又は訓練に参加していること

・　感染症法第 36 条の４第２項に規定する勧告を受けたことがないこと

その他所要の改正を行う。

第３　適用期日

令和６年４月１日

第４　関係通知の改正

当該告示の適用に伴う医療法人関係の通知の改正については、別途行うこと。

○厚生労働省告示第百八十二号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項第五号の規定に基づき、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。ただし、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の五の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請（以下「申請」という。）又は社会医療法人による医療法第五十二条第一項の規定に基づく書類の届出における同法第四十二条の二第一項第五号ハに規定する実績に令和二年二月から令和四年三月までの月の分の実績を含む場合においては、第一条第三号中「七・五」とあるのは「、国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日数に〇・〇二を乗じて得た数を三で除して得た数を七・五から控除した数」と、同号ロ中「七百五十以上」とあるのは「基準値（別表一の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表二の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を加算した数）を七百五十から控除した数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が七百五十以上」と、第二条第三号イ及び第三条第三号イ中「六百以上」とあるのは「基準値（別表三の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表四の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を加算した数）を六百から控除した数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が六百以上」と、第四条第一項第三号イ中「派遣日数を除く。）が五十三日」とあるのは「派遣日数を除く。）が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数」と、「診療日数を除く。）が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数」と、同号ロ中「二百九日」とあるのは「二百九日から国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数（当該日数が一月当たり十七日を超える場合は、当該月については十七日）を控除した日数」と、同条第二項第三号イ中「百六日」とあるのは「百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控

改正後

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項第五号の規定に基づき、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。ただし、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の五の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法第五十二条第一項の規定に基づく書類の届出における同法第四十二条の二第一項第五号ハに規定する実績に令和二年二月から令和四年三月までの月の分の実績を含む場合においては、第一条第三号中「七・五」とあるのは「、国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日数に〇・〇二を乗じて得た数を三で除して得た数を七・五から控除した数」と、同号ロ中「七百五十以上」とあるのは「基準値（別表一の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表二の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を加算した数）を七百五十から控除した数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が七百五十以上」と、第二条第三号イ中「六百以上」とあるのは「基準値（別表三の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表四の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を加算した数）を六百から控除した数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が六百以上」と、第三条第一項第三号イ中「派遣日数を除く。）が五十三日」とあるのは「派遣日数を除く。）が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数」と、「診療日数を除く。）が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数」と、同号ロ中「二百九日」とあるのは「二百九日から国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数（当該日数が一月当たり十七日を超える場合は、当該月については十七日）を控除した日数」と、同条第二項第三号イ中「百六日」とあるのは「百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数」と、同号ロ中「派遣日数に限

改正前

令和六年三月三十日

厚生労働大臣　武見　敬三

（傍線部分は改正部分）

除した日数」と、同号ロ中「派遣日数に限る。）が百六日」とあるのは「派遣日数に限る。）が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該日数に限る。）が百六日」とあるのは、「診療日数に限る。）が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数」とする。

（救急医療に係る基準）

第一条　医療法（以下「法」という。）第三十条の四第二項第五号イに掲げる救急医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二　（略）

三　当該業務の実績　当該病院が次のいずれかに該当すること。ただし、精神科救急医療の確保に必要な事業に係る業務を行う病院にあっては、当該会計年度の前三会計年度において当該病院が表示する診療時間以外の時間（深夜（午後十時から午前六時までの間をいう。以下同じ。）及び休日を除く。）、休日（深夜を除く。）又は深夜（以下「診療時間外等」という。）に精神疾患に係る診療を行った件数（電話等による再診の件数を除く。）が、その所在地の属する精神科救急医療圏（都道府県が精神科救急医療の整備を図るべき地域的単位として設定した区域をいう。）内の人口を一万で除して得た数に七・五を乗じて得た数（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上であること。

イ　当該会計年度の前三会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号。以下「診療報酬告示」という。）別表第一区分番号Ａ０００に掲げる初診料をいう。）及びこれに相当するものが算定された件数に占める診療時間外等において初診を行った場合に加算される当該加算及びこれに相当する加算の件数の割合（以下「時間外等加算割合」という。）が百分の二十以上であること。

ロ　（略）

（災害時における医療に係る基準）

第二条　法第三十条の四第二項第五号ロに掲げる災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　（略）

二　当該業務を行うための体制　当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ・ロ　（略）

ハ　法第三十条の十二の二第一項に規定する災害・感染症医療業務従事者（以下「災害・感染症医療業務従事者」という。）により組織された災害派遣医療チーム（以下「災害派遣医療チーム」という。）を有し、法第三十条の十二の六第一項に規定する協定を締結していること。

る。）が百六日」とあるのは「派遣日数に限る。）が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数」と、「診療日数に限る。）が百六日」とあるのは、「診療日数に限る。）が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数」とする。

（救急医療に係る基準）

第一条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の四第二項第五号イに掲げる救急医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二　（略）

三　当該業務の実績　当該病院が次のいずれかに該当すること。ただし、精神科救急医療の確保に必要な事業に係る業務を行う病院にあっては、当該会計年度の前三会計年度において当該病院が表示する診療時間以外の時間（深夜（午後十時から午前六時までの間をいう。以下同じ。）及び休日を除く。）、休日（深夜を除く。）又は深夜（以下「診療時間外等」という。）に精神疾患に係る診療を行った件数（電話等による再診の件数を除く。）が、その所在地の属する精神科救急医療圏（都道府県が精神科救急医療の整備を図るべき地域的単位として設定した区域をいう。）内の人口を一万で除して得た数に七・五を乗じて得た数（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上であること。

イ　当該会計年度の前三会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号。以下「診療報酬告示」という。）別表第一区分番号Ａ０００に掲げる初診料をいう。）及びこれに相当するものが算定された件数に占める診療時間外等において初診を行った場合に加算される当該加算及びこれに相当する加算の件数の割合（次条第三号イにおいて「時間外等加算割合」という。）が百分の二十以上であること。

ロ　（略）

（災害時における医療に係る基準）

第二条　法第三十条の四第二項第五号ロに掲げる災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　（略）

二　当該業務を行うための体制　当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ・ロ　（略）

ハ　厚生労働省に登録された災害派遣医療チームを有すること。

三　当該業務の実績　当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ　（略）

ロ　当該会計年度の前会計年度において、当該病院に勤務する職員が、都道府県が行う防災訓練又はこれに準ずるものに参加していること。

ハ　（略）

（新興感染症発生・まん延時における医療に係る基準）

第三条　法第三十条の四第二項第五号ハに掲げるそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療（以下「新興感染症発生・まん延時における医療」という。）の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　当該業務を行う病院の構造設備　当該病院が発熱患者等専用の診察室、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な病床その他の新興感染症発生・まん延時における医療を行うために必要な施設、設備及び物資を有すること（これらの施設及び設備のうち申請時に有していない施設又は設備がある場合において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定（以下「医療措置協定」という。）を締結した日から三年を超えない範囲で当該病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画を作成し、当該都道府県知事が当該計画を適当と認めたときを含む。）。

二　当該業務を行うための体制　当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ　感染症法第三十六条の九第一項に規定する医療協定等措置のうち、次の(1)及び(2)に掲げる措置をその内容に含む医療措置協定を締結し、当該病院の所在地の都道府県が定める医療計画において当該医療措置協定を締結した医療提供施設として記載されていること。

(1)　感染症法第三十六条の二第一項第一号に掲げる措置（次の(i)及び(ii)に掲げる基準を満たすものに限る。）

(i)　当該措置の実施に係る都道府県知事の要請があった日から起算して七日以内に実施するものであること。

(ii)　当該措置を講ずるために確保する病床数が三十床以上であること。

(2)　感染症法第三十六条の二第一項第二号に掲げる措置（次の(i)及び(ii)に掲げる基準を満たすものに限る。）

(i)　当該措置の実施に係る都道府県知事の要請があった日から起算して七日以内に実施するものであること。

(ii)　一日当たり二十人以上の感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症（次号ロ(1)において「新型インフルエンザ等感染症」という。）若しくは同条第八項に規定する指定感染症（同号ロ(1)において「指定感染症」という。）の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は同条第九項に規定する新感染症（以下この(ii)及び同号ロ(1)において「新感染症」という。）にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行うものであること。

三　当該業務の実績　当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ　（略）

ロ　当該会計年度の前会計年度において都道府県が行う防災訓練又はこれに準ずるものに参加していること。

ハ　（略）

（新設）

ロ　救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保していること。

ハ　災害派遣医療チーム若しくは災害・感染症医療業務従事者により組織された災害派遣精神医療チーム又は災害・感染症医療業務従事者である災害支援ナースを有し、法第三十条の十二の六第一項に規定する協定及び感染症法第三十六条の二第一項第五号に掲げる措置をその内容に含む医療措置協定を締結していること。

三　当該業務の実績　当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ　時間外等加算割合が百分の十六以上又は夜間等救急自動車等搬送件数を三で除して得た数が六百以上であること。

ロ　当該会計年度の前会計年度において、当該病院に勤務する職員が、次に掲げるいずれかの訓練又は研修に参加していること。

(1)　当該病院が行う新興感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症をいう。(2)において同じ。）の対応に係る訓練又は研修

(2)　外部の機関が行う新興感染症の対応に係る訓練又は研修

ハ　感染症法第三十六条の四第二項に規定する勧告を受けたことがないこと。

（へき地の医療に係る基準）

第四条　法第三十条の四第二項第五号ニに掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一～三　（略）

2　当該業務を行う病院からその所在地の都道府県内のへき地医療拠点病院に医師を派遣し、かつ、当該へき地医療拠点病院から当該都道府県内のへき地診療所に医師を派遣し、又は当該へき地医療拠点病院が当該都道府県内のへき地における巡回診療を行う場合においては、法第三十条の四第二項第五号ニに掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、前項の基準にかかわらず、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一～三　（略）

（周産期医療に係る基準）

第五条　法第三十条の四第二項第五号ホに掲げる周産期医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一～三　（略）

（小児医療に係る基準）

第六条　法第三十条の四第二項第五号ヘに掲げる小児医療（小児救急医療を含む。以下同じ。）の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一～三　（略）

（へき地の医療に係る基準）

第三条　法第三十条の四第二項第五号ハに掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一～三　（略）

2　当該業務を行う病院からその所在地の都道府県内のへき地医療拠点病院に医師を派遣し、かつ、当該へき地医療拠点病院から当該都道府県内のへき地診療所に医師を派遣し、又は当該へき地医療拠点病院が当該都道府県内のへき地における巡回診療を行う場合においては、法第三十条の四第二項第五号ハに掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、前項の基準にかかわらず、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一～三　（略）

（周産期医療に係る基準）

第四条　法第三十条の四第二項第五号ニに掲げる周産期医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一～三　（略）

（小児医療に係る基準）

第五条　法第三十条の四第二項第五号ホに掲げる小児医療（小児救急医療を含む。以下同じ。）の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一～三　（略）

医政発 0330 第９号
令和６年３月 30 日

公益社団法人　日本医師会長　殿

厚生労働省医政局長
（　公　印　省　略　）

「社会医療法人の認定について」の一部改正について（通知）

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事宛てに通知しましたので、御了知いただくとともに、貴団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

医政発 0330 第８号
令和６年３月 30 日

各都道府県知事　殿

厚生労働省医政局長
（公　印　省　略）

「社会医療法人の認定について」の一部改正について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和３年法律第 49 号）の施行により、本年４月１日から救急医療等確保事業の対象となる医療に「そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療」が追加されることを受け、社会医療法人の認定要件について、本日、「『医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件』の告示について」（令和６年３月 30 日医政発 0330 第１号厚生労働省医政局長通知）により、当該医療の確保に必要な事業に関する基準を新たに定めることについて通知したところです。

これに合わせて、「社会医療法人の認定について（平成 20 年３月 31 日医政発第 0331008 号厚生労働省医政局長通知）」を下記のとおり改正し、本年４月１日から適用しますので、貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めるとともに、貴管下の医療法人に周知していただきますようお願いいたします。

記

本文の一部改正	別紙１
別添１の一部改正	別紙２
別添２－１及び別添２－２の一部改正	別紙３
別添３及び別添４の一部改正	別紙４
添付書類（構造設備及び体制）の一部改正	別紙５
添付書類３（新興感染症発生・まん延時における医療）の新設	別紙６
その他所要の改正	別紙７

別紙１

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年３月 31 日医政発 0331008 号）本文の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
【改正後全文】	【改正後全文】
医政発第０３３１００８号	医政発第０３３１００８号
平成２０年３月３１日	平成２０年３月３１日
医政発 0329 第 36 号	医政発 0329 第 36 号
平成 31 年３月 29 日	平成 31 年３月 29 日
医政発 1225 第 17 号	医政発 1225 第 17 号
令和２年 12 月 25 日	令和２年 12 月 25 日
医政発 0331 第 17 号	医政発 0331 第 17 号
令和３年３月 31 日	令和３年３月 31 日
医政発 0331 第 15 号	最終改正　医政発 0331 第 15 号
令和４年３月 31 日	令和４年３月 31 日
最終改正　医政発 0330 第８号	
令和６年３月 30 日	
各都道府県知事　殿	各都道府県知事　殿
厚生労働省医政局長	厚生労働省医政局長
（公印省略）	（公印省略）
社会医療法人の認定について	社会医療法人の認定について
第１　（略）	第１　（略）
第２　社会医療法人の認定要件	第２　社会医療法人の認定要件

１～３　（略）	１～３　（略）
４　救急医療等確保事業に係る業務の実施について（法第４２条の２第１項第４号関係） (1) 当該医療法人が開設する病院又は診療所（当該医療法人が地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院又は診療所を含む。以下同じ。）のうち、１以上（２以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で１以上（(2) に掲げる場合を除く。））のものが、当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された法第３０条の４第２項第５号イからへまでに掲げるいずれかの事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っていること。	４　救急医療等確保事業に係る業務の実施について（法第４２条の２第１項第４号関係） (1) 当該医療法人が開設する病院又は診療所（当該医療法人が地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院又は診療所を含む。以下同じ。）のうち、１以上（２以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で１以上（(2) に掲げる場合を除く。））のものが、当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された法第３０条の４第２項第５号イからホまでに掲げるいずれかの事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っていること。
(2)～(3)　（略）	(2)～(3)　（略）
５～８　（略）	５～８　（略）
第３　社会医療法人の認定等に当たっての留意事項 １～３　（略）	第３　社会医療法人の認定等に当たっての留意事項 １～３　（略）
４　社会医療法人の事業報告書等の作成等 (1) 社会医療法人は、毎会計年度終了後２月以内に、次に掲げる書類を作成しなければならないこと。 ①　事業報告書 ②　財産目録 ③　貸借対照表 ④　損益計算書 ⑤　関係事業者との取引の状況に関する報告書 ⑥　法第４２条の２第１項第１号から第６号までの要件に該当する旨を説	４　社会医療法人の事業報告書等の作成等 (1) 社会医療法人は、毎会計年度終了後２月以内に、次に掲げる書類を作成しなければならないこと。 ①　事業報告書 ②　財産目録 ③　貸借対照表 ④　損益計算書 （新設） ⑤　法第４２条の２第１項第１号から第６号までの要件に該当する旨を説

明する書類 ⑦　法第５４条の２第１項に規定する社会医療法人債を発行した社会医療法人（当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。）については、①から⑥までに掲げる書類に加え、次に掲げる書類 イ　純資産変動計算書 ロ　キャッシュ・フロー計算書 ハ　附属明細表 ⑧　法第５１条第２項の厚生労働省令で定める基準に該当する社会医療法人については、①から⑥までに掲げる書類に加え、次に掲げる書類 イ　純資産変動計算書 ロ　附属明細表	明する書類 ⑥　法第５４条の２第１項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人については、①から⑤までに掲げる書類に加え、次に掲げる書類 イ　純資産変動計算書 ロ　キャッシュ・フロー計算書 ハ　附属明細表 （新設）
(2) 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこと。 ①　(1)の①から⑧までに掲げる書類 ②　法第４６条の８第３号の監事の監査報告書 ③　定款又は寄附行為 ④　法第５１条第２項の厚生労働省令で定める基準に該当する社会医療法人については、①から③までに掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書	(2) 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこと。 ①　(1)の①から⑥までに掲げる書類 ②　法第４６条の８第３号の監事の監査報告書 ③　定款又は寄附行為 ④　法第５４条の２第１項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人については、①から③までに掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書
(3) 社会医療法人は、毎会計年度終了後３月以内に、次の書類を都道府県知事に届け出なければならないこと。 ①　(1)の①から⑧までに掲げる書類 ②　法第４６条の８第３号の監事の監査報告書 ③　法第５１条第２項の厚生労働省令で定める基準に該当する社会医療法人については、①及び②に掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書	(3) 社会医療法人は、毎会計年度終了後３月以内に、次の書類を都道府県知事に届け出なければならないこと。 ①　(1)の①から⑥までに掲げる書類 ②　法第４６条の８第３号の監事の監査報告書 ③　法第５４条の２第１項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人については、①から③までに掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書

(4) 都道府県知事は、次の書類（直近の３会計年度に係る書類に限る。）について請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。 ① (3)の①から③までに掲げる書類（ただし、(1)の⑥については、法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類並びに理事等に対する報酬等の支給の基準及び保有する資産の明細表に限る。） ② 定款又は寄附行為 (5) （略） ５～７ （略）	(4) 都道府県知事は、次の書類（直近の３会計年度に係る書類に限る。）について請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。 ① (3)の①から③までに掲げる書類（ただし、(1)の⑤については、法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類並びに理事等に対する報酬等の支給の基準及び保有する資産の明細表に限る。） ② 定款又は寄附行為 (5) （略） ５～７ （略）

別紙２

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年３月 31 日医政発 0331008 号）別添１の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改正後				改正前			
業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績	業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績
救急医療	（略）	次の基準の全てに該当すること。 １・２（略）	１又は２の基準に該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が２０％以上であること。 ※「時間外等加算割合」とは、直近に終了した３会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）における次に掲げる算定件数（療養の給付及び公費負担医療の費用に関する請求に関する省令（昭和５１年厚生省令第３６号）に定める方法により審査支払機関に請求を行い、支払を受けた件数をいう。以下同じ。）の合計の初診料算定件数に占める割合をいう。以下同じ。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前６時までをいう。以下同じ。）を除く。）において初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日（深夜を除く。）において初診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 ２．当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数を３で除した数	救急医療	（略）	次の基準のすべてに該当すること。 １・２（略）	１又は２の基準に該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が２０％以上であること。 ※「時間外等加算割合」とは、直近に終了した３会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）における次に掲げる算定件数（療養の給付及び公費負担医療の費用に関する請求に関する省令（昭和５１年厚生省令第３６号）に定める方法により審査支払機関に請求を行い、支払を受けた件数をいう。以下同じ。）の合計の初診料算定件数に占める割合（災害医療においても同じ。）をいう。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前６時までをいう。以下同じ。）を除く。）において初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日（深夜を除く。）において初診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 ２．当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数を３で除した数が

			が７５０件以上であること。 ※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した３会計年度における夜間（午後６時から翌日の午前８時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日、年末年始の日（１月１日を除く１２月２９日から１月３日まで）及び土曜日又はその振替日）における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう。以下同じ。なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成１９年法律第１０３号）第２条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。
精神科救急医療の場合	（略）	次の基準の全てに該当すること。 １・２（略）	（略）
災害医療	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院が災害医療施設として必要な次に掲	次の基準の全てに該当すること。 １～２（略） ３．法第３０条の１２の２第１	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が１６％以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を３で除した数が６００件以上であること。 ２．直近に終了した会計年度において、当該病院に勤務する職員が、次に掲げる訓練又は研修に参加

			７５０件以上であること。 ※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した３会計年度における夜間（午後６時から翌日の午前８時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日、年末年始の日（１月１日を除く１２月２９日から１月３日まで）及び土曜日又はその振替日）における救急自動車等による搬送を受け入れた件数（災害医療においても同じ。）をいう。なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成１９年法律第１０３号）第２条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。
精神科救急医療の場合	（略）	次の基準のすべてに該当すること。 １・２（略）	（略）
災害医療	次の基準のすべてに該当すること。 １．当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる施設	次の基準のすべてに該当すること。 １～２（略） ３．厚生労働省に登録された	次の基準のすべてに該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が１６％以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を３で除した数が６００件以上であること。 ２．当該病院に勤務する職員が直近に終了した会計年度において、次に掲げる訓練又は研修に参加して

	げる施設（診療に必要な施設は耐震構造を有すること。）を全て有していること。 (1) ～ (3) （略） ２．当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる設備及び物資を全て有していること。 (1) ～ (7) （略） ３（略）	項に規定する災害・感染症医療業務従事者（以下「災害・感染症医療業務従事者」という。）により組織された災害派遣医療チーム（以下「災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）」という。）を有し、法第３０条の１２の６第１項に規定する協定を締結していること。	していること。 (1)～(2)（略） ３（略）		（診療に必要な施設は耐震構造を有すること。）をすべて有していること。 (1) ～ (3) （略） ２．当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる設備をすべて有していること。 (1) ～ (7) （略） ３（略）	災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を有していること。	いること。 (1)～(2)（略） ３（略）
新興感染症発生・まん延時における医療 ※「新興感染症発生・まん延時における医療」と	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院が新興感染症発生・まん延時における医療施設として必要な次に掲	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院において新興感染症発生・まん延時における医療の確保	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が１６％以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を３で除した数が６００件以上であること。 ２．直近に終了した会計年度において、当該病院に勤務する職員が、次のいずれかの訓練又は研修に参加していること。 (1) 当該病院が実施する新興感	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

は、法第３０の４第２項第５号ハに掲げるそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療をいう。	げる施設を全て有していること。 (1) 陰圧病室（確保病床の半数以上） (2) 個室病室 (3) 発熱患者等専用として使用可能な診察室（プレハブ・簡易テント等を含む。） (4) 集中治療室（一部は陰圧化できるものであること。） (5) 診療部門（診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）	に関する事業に係る感染症法第３６条の９第１項に規定する医療協定等措置のうち、次の(1)及び(2)に掲げる措置ごとに定める基準を満たす内容を含む医療措置協定を締結し、当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において当該医療措置協定を締結した医療提供施設として記載されていること。 (1) 病床確保都道府県知事の要請	染症の対応に係る訓練又は研修 (2) 外部の機関が実施する新興感染症の対応に係る訓練又は研修 ３．感染症法第３６条の４第２項に規定する勧告を受けたことがないこと。					

	及び病室 (6) 備蓄倉庫 2. 当該病院が新興感染症発生・まん延時における医療施設として必要な次に掲げる設備及び物資を全て有していること。 (1) 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備 (2) 感染を判断するための検査機器 (3) 簡易ベッド (4) 個人防護具 (5) 感染した患者を隔離するための動線確保に必	があった日から起算して7日以内に即応病床化すること及び確保する病床数が30床以上であること。 (2) 発熱外来都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始すること及び1日当たり20人以上の診療を行うものであること。 2. 当該病院において						

	要なパーテーション等 (6) その他、都道府県知事の判断により当該病院に求める機能に応じて必要となる設備（例：重症患者に対応するための体外式膜型人工肺） ただし、これらの施設及び設備のうち申請時に有していない施設又は設備がある場合において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号。以下「感染症法」という。）第３６条の３第１項に規定する医療措置協定	救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。 ３．災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）若しくは災害・感染症医療業務従事者により組織された災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）又は災害・感染症医療業務従事者である災害支援ナースを有し、法第３０条の１２の６第１項に規定する協定及び感染症法第３６条の２第１項第						

	（以下「医療措置協定」という。）を締結した日から３年を超えない範囲で当該病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画を作成し、当該都道府県知事が当該計画を適当と認めたときは、上記基準に該当するものとする。この場合、当該病院を開設する医療法人は社会医療法人の認定後、当該計画が完了するまでの間、毎会計年度終了後３月以内に、主たる事務所の所在地の都道府県知事にその進捗状況を報告することとし、正当な理由なく期間内に当該施設又は設備を有することが	５号に規定する派遣に係る措置をその内容に含む医療措置協定を締結していること。							

	できないときは、基準に該当しないものとみなす。		
へき地医療※　「へき地」とは、へき地保健医療対策実施要綱（平成１３年医政発第５２９号）に基づくへき地をいう。	（略）	次の基準に該当すること。 　当該病院又は診療所の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画においてへき地医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 　なお、へき地診療所を開設する医療法人が当該へき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合にあっては、当該全ての病院において、へき地の患者を受け入れるための病室その他	（略）

へき地医療※　「へき地」とは、へき地保健医療対策実施要綱（平成１３年医政発第５２９号）に基づくへき地をいう。	（略）	次の基準に該当すること。 　当該病院又は診療所の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画においてへき地医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 　なお、へき地診療所を開設する医療法人が当該へき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合にあっては、当該すべての病院において、へき地の患者を受け入	（略）

		へき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）を有し、かつ、へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。 また、へき地医療拠点病院に医師を派遣する当該病院にあっては、当該病院において、当該へき地医療拠点病院が医師を派遣する当該へき地診療所に係るへき地の患者及び当該へき地医療拠点病院が巡回診療を行う当該へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。				れるための病室その他へき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）を有し、かつ、へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。 また、へき地医療拠点病院に医師を派遣する当該病院にあっては、当該病院において、当該へき地医療拠点病院が医師を派遣する当該へき地診療所に係るへき地の患者及び当該へき地医療拠点病院が巡回診療を行う当該へき地の患者を受け	

周産期医療	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる施設を全て有していること。 (1) ～ (3) （略） ２．当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる設備を全て有していること。 (1) ～ (6) （略）	次の基準の全てに該当すること。 １・２（略）	次の基準の全てに該当すること。 １～３（略）
小児救急医療	（略）	次の基準の全てに該当すること。 １・２（略）	（略）

（備　考）

○　医療法施行令第５条の５の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は医療法第５２条第１項の規定による社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類の届出における実績に令和２年２月から令和４年３月までの月の分の実績を含む場合

救急医療、災害医療、新興感染症発生・まん延時における医療及びへき地医療については以下の基準とする（特例部分は太字）

業務の区分	当該業務を行	当該業務を	当該業務の実績

		入れる体制を常に確保していること。	
周産期医療	次の基準のすべてに該当すること。 １．当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる施設をすべて有していること。 (1) ～ (3) （略） ２．当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる設備をすべて有していること。 (1) ～ (6) （略）	次の基準のすべてに該当すること。 １・２（略）	次の基準のすべてに該当すること。 １～３（略）
小児救急医療	（略）	次の基準のすべてに該当すること。 １・２（略）	（略）

（備　考）

○　医療法施行令第５条の５の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は医療法第５２条第１項の規定による社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類の届出における実績に令和２年２月から令和４年３月までの月の分の実績を含む場合

救急医療、災害医療及びへき地医療については以下の基準とする（特例部分は太字）

業務の区分	当該業務を行	当該業務を	当該業務の実績

	う病院又は診療所の構造設備	行うための体制	
救急医療	（略）	次の基準の全てに該当すること。 １・２（略）	１又は２の基準に該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が２０％以上であること。 ※「時間外等加算割合」とは、直近に終了した３会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）における次に掲げる算定件数（療養の給付及び公費負担医療の費用に関する請求に関する省令（昭和５１年厚生省令第３６号）に定める方法により審査支払機関に請求を行い、支払を受けた件数をいう。以下同じ。）の合計の初診料算定件数に占める割合をいう。以下同じ。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前６時までをいう。以下同じ。）を除く。）において初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日（深夜を除く。）において初診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 ２．当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数を３で除した数が**基準値（別表１（＊１）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表２（＊２）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と**

	う病院又は診療所の構造設備	行うための体制	
救急医療	（略）	次の基準のすべてに該当すること。 １・２（略）	１又は２の基準に該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が２０％以上であること。 ※「時間外等加算割合」とは、直近に終了した３会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）における次に掲げる算定件数（療養の給付及び公費負担医療の費用に関する請求に関する省令（昭和５１年厚生省令第３６号）に定める方法により審査支払機関に請求を行い、支払を受けた件数をいう。以下同じ。）の合計の初診料算定件数に占める割合（災害医療においても同じ。）をいう。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前６時までをいう。以下同じ。）を除く。）において初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日（深夜を除く。）において初診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 ２．当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数を３で除した数が**基準値（別表１（＊１）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表２（＊２）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と**

			を合計した数（国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に２を乗じて得た数を３で除して得た数を加算した数）を７５０から控除した数（小数点以下１位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）以上であり、かつ、直近に終了した３会計年度のうち少なくとも１会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が７５０件以上であること。 ※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した３会計年度における夜間（午後６時から翌日の午前８時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日、年末年始の日（１月１日を除く１２月２９日から１月３日まで）及び土曜日又はその振替日）における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう。**また、「１会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した３会計年度のうちいずれかの１会計年度における夜間及び休日における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう。以下同じ。**なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成１９年法律第１０３号）第２条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下				**を合計した数（国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に２を乗じて得た数を３で除して得た数を加算した数）を７５０から控除した数（小数点以下１位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）以上であり、かつ、直近に終了した３会計年度のうち少なくとも１会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が７５０件以上**であること。 ※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した３会計年度における夜間（午後６時から翌日の午前８時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日、年末年始の日（１月１日を除く１２月２９日から１月３日まで）及び土曜日又はその振替日）における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう。**また、「１会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した３会計年度のうちいずれかの１会計年度における夜間及び休日における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう（災害医療においても同じ。）。**なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成１９年法律第１０３号）第２条に規定する救急医療用

			「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。
精神科救急医療の場合	（略）	次の基準の全てに該当すること。 １・２（略）	（略）
災害医療	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる施設（診療に必要な施設は耐震構造を有すること。）を全て有していること。 (1) ～ (3)（略） ２．当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる設備及び物資を全て有していること。 (1) ～ (7)	次の基準の全てに該当すること。 １～２（略） ３．法第３０条の１２の２第１項に規定する災害・感染症医療業務従事者（以下「災害・感染症医療業務従事者」という。）により組織された災害派遣医療チーム（以下「災害派遣医療チ	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が１６％以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を３で除した数が**基準値（別表３（＊３）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表４（＊４）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に２を乗じて得た数を３で除して得た数を加算した数）を６００から控除した数（小数点以下１位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。以下同じ。）以上であり、かつ、直近に終了した３会計年度のうち少なくとも１会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が６００件以上**であること。 ２．直近に終了した会計年度において、当該病院に勤務する職員が、次に掲げる訓練又は研修に参加していること。 (1)～(2)（略）

			ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。
精神科救急医療の場合	（略）	次の基準のすべてに該当すること。 １・２（略）	（略）
災害医療	次の基準のすべてに該当すること。 １．当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる施設（診療に必要な施設は耐震構造を有すること。）をすべて有していること。 (1) ～ (3)（略） ２．当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる設備をすべて有していること。 (1) ～ (7)	次の基準のすべてに該当すること。 １～２（略） ３．厚生労働省に登録された災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を有していること。	次の基準のすべてに該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が１６％以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を３で除した数が**基準値（別表３（＊３）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表４（＊４）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に２を乗じて得た数を３で除して得た数を加算した数）を６００から控除した数（小数点以下１位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）以上であり、かつ、直近に終了した３会計年度のうち少なくとも１会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が６００件以上**であること。 ２．当該病院に勤務する職員が直近に終了した会計年度において、次に掲げる訓練又は研修に参加していること。 (1)～(2)（略）

	（略） ３（略）	ーム（ＤＭＡＴ）」という。）を有し、法第３０条の１２の６第１項に規定する協定を締結していること。	３（略）		（略） ３（略）		３（略）
新興感染症発生・まん延時における医療 ※「新興感染症発生・まん延時における医療」とは、法第３０の４第２項第５号ハに掲げるそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときに	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院が新興感染症発生・まん延時における医療施設として必要な次に掲げる施設を全て有していること。 ⑴ 陰圧病室（確保病床の半数以上） ⑵ 個室病室 ⑶ 発熱患者等専用として使用可能な診察室（プレハブ・簡易テント等を含む。）	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院において新興感染症発生・まん延時における医療の確保に関する事業に係る感染症法第３６条の９第１項に規定する医療協定等措置のうち、次の⑴及び⑵に掲げる措置ごとに定める基準を満たす内容を含	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が１６％以上又は夜間等救急自動車等搬送件数を３で除した数が**基準値以上であり、かつ、直近に終了した３会計年度のうち少なくとも１会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が６００件以上**であること。 ２．直近に終了した会計年度において、当該病院に勤務する職員が、次のいずれかの訓練又は研修に参加していること。 ⑴ 当該病院が実施する新興感染症の対応に係る訓練又は研修 ⑵ 外部の機関が実施する新興感染症の対応に係る訓練又は研修 ３．感染症法第３６条の４第２項に規定する勧告を受けたことがないこと。	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

おける医療を いう。	(4) 集中治療室（一部は陰圧化できるものであること。） (5) 診療部門（診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び病室 (6) 備蓄倉庫 ２．当該病院が新興感染症発生・まん延時における医療施設として必要な次に掲げる設備及び物資を全て有していること。 (1) 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備 (2) 感染を判断するための検	む医療措置協定を締結し、当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において当該医療措置協定を締結した医療提供施設として記載されていること。 (1) 病床確保都道府県知事の要請があった日から起算して７日以内に即応病床化すること及び確保する病床数が３０床以上であること。						

	査機器 (3) 簡易ベッド (4) 個人防護具 (5) 感染した患者を隔離するための動線確保に必要なパーテーション等 (6) その他、都道府県知事の判断により当該病院に求める機能に応じて必要となる設備（例：重症患者に対応するための体外式膜型人工肺） ただし、これらの施設及び設備のうち申請時に有していない施設又は設備がある場合において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関	(2) 発熱外来都道府県知事の要請があった日から起算して７日以内に開始すること及び１日当たり２０人以上の診療を行うものであること。 ２．当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。 ３．災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）若しくは						

	する法律（平成１０年法律第１１４号。以下「感染症法」という。）第３６条の３第１項に規定する医療措置協定（以下「医療措置協定」という。）を締結した日から３年を超えない範囲で当該病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画を作成し、当該都道府県知事が当該計画を適当と認めたときは、上記基準に該当するものとする。この場合、当該病院を開設する医療法人は社会医療法人の認定後、当該計画が完了するまでの間、毎会計年度終了後３月以内に、主たる事務所の所在地の都	災害・感染症医療業務従事者により組織された災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）又は災害・感染症医療業務従事者である災害支援ナースを有し、法第３０条の１２の６第１項に規定する協定及び感染症法第３６条の２第１項第５号に規定する派遣に係る措置をその内容に含む医療措置協定を締結していること。					

	道府県知事にその進捗状況を報告することとし、正当な理由なく期間内に当該施設又は設備を有することができないときは、基準に該当しないものとみなす。		
へき地医療 ※　「へき地」とは、へき地保健医療対策実施要綱（平成１３年医政発第５２９号）に基づくへき地をいう。	（略）	次の基準に該当すること。 　当該病院又は診療所の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画においてへき地医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 　なお、へき地診療所を開設する医療法人が当該へき地診療所の所在地の都道府県におい	へき地医療施設が病院の場合、１、２又は３の基準に該当すること。この場合において、医師の延べ派遣日数及び巡回診療の延べ診療日数について、同日同場所に派遣され又は巡回する医師が複数の場合には、複数の派遣又は巡回が適切な状況で行われているかどうかについて確認し、短時間である等必要と判断する場合には、単数による派遣又は巡回として取り扱うこと。 １．当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所（当該病院が所在する都道府県内のへき地に所在する診療所に限る。）に対する医師の延べ派遣日数（派遣日数を医師数で乗じた日数をいう。）が**（５３－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数）人日**以上であること。 **※派遣を行うことができなかった日数が１月当たり４日を超える場合は、その月については当該日数を４日として計算することとする。** ２．当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地（当該病院が所在する都道府県内のへき地に
へき地医療 ※　「へき地」とは、へき地保健医療対策実施要綱（平成１３年医政発第５２９号）に基づくへき地をいう。	（略）	次の基準に該当すること。 　当該病院又は診療所の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画においてへき地医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 　なお、へき地診療所を開設する医療法人が当該へき地診療所の所在地の都道府県におい	へき地医療施設が病院の場合、１、２又は３の基準に該当すること。この場合において、医師の延べ派遣日数及び巡回診療の延べ診療日数について、同日同場所に派遣され又は巡回する医師が複数の場合には、複数の派遣又は巡回が適切な状況で行われているかどうかについて確認し、短時間である等必要と判断する場合には、単数による派遣又は巡回として取り扱うこと。 １．当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所（当該病院が所在する都道府県内のへき地に所在する診療所に限る。）に対する医師の延べ派遣日数（派遣日数を医師数で乗じた日数をいう。）が**（５３－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数）人日**以上であること。 **※派遣を行うことができなかった日数が１月あたり４日を超える場合は、その月については当該日数を４日として計算することとする。** ２．当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地（当該病院が所在する都道府県内のへき地に

		て病院を開設する場合にあっては、当該全ての病院において、へき地の患者を受け入れるための病室その他へき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）を有し、かつ、へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。 また、へき地医療拠点病院に医師を派遣する当該病院にあっては、当該病院において、当該へき地医療拠点病院が医師を派遣	限る。）における巡回診療の延べ診療日数（診療日数を医師数で乗じた日数をいう。）が**（５３ー国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日数）人日**以上であること。 **※巡回診療を行うことができなかった日数が１月当たり４日を超える場合は、その月については当該日数を４日として計算することとする。** ３（略）
		て病院を開設する場合にあっては、当該すべての病院において、へき地の患者を受け入れるための病室その他へき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）を有し、かつ、へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。 また、へき地医療拠点病院に医師を派遣する当該病院にあっては、当該病院において、当該へき地医療拠点病院が医師を派遣	限る。）における巡回診療の延べ診療日数（診療日数を医師数で乗じた日数をいう。）が**（５３ー国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日数）人日**以上であること。 **※巡回診療を行うことができなかった日数が１月あたり４日を超える場合は、その月については当該日数を４日として計算することとする。** ３（略）

		する当該へき地診療所に係るへき地の患者及び当該へき地医療拠点病院が巡回診療を行う当該へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。	

＊１ 別表１～＊４ 別表４（略）

		する当該へき地診療所に係るへき地の患者及び当該へき地医療拠点病院が巡回診療を行う当該へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。	

＊１ 別表１～＊４ 別表４（略）

別紙３

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年３月 31 日医政発 0331008 号）別添２－１及び別添２－２の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改正後

別 添 ２－１（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合）

（略）

注２）「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第３０条の４第２項第５号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第４２条の２第１項第５号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。

○救急医療（精神科救急医療の基準を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。）

○災害医療　○新興感染症発生・まん延時における医療　○へき地医療　○周産期医療

○小児救急医療

別 添 ２－２（社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後３月以内に届け出る場合）

（略）

注２）「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第３０条の４第２項第５号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第４２条の２第１項第５号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。

○救急医療（精神科救急医療の基準を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。）

○災害医療　○新興感染症発生・まん延時における医療　○へき地医療　○周産期医療

○小児救急医療

１．社会医療法人関係書類一覧

申請書類一覧		申請時	毎決算後	備考
□	社会医療法人認定申請書	○	―	
□	決算届	―	○	
□	別表（医療法第４２条の２第１項第４号の要件に該当する旨を説明する書類）	○	○	
（医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する				

改正前

別 添 ２－１（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合）

（略）

注２）「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第３０条の４第２項第５号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第４２条の２第１項第５号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。

○救急医療（精神科救急医療の基準を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。）

○災害医療　（新設）　○へき地医療　○周産期医療　○小児救急医療

別 添 ２－２（社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後３月以内に届け出る場合）

（略）

注２）「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第３０条の４第２項第５号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第４２条の２第１項第５号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。

○救急医療（精神科救急医療の基準を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。）

○災害医療　（新設）　○へき地医療　○周産期医療　○小児救急医療

１．社会医療法人関係書類一覧

申請書類一覧		申請時	毎決算後	備考
□	社会医療法人認定申請書	○	―	
□	決算届	―	○	
□	別表（医療法第４２条の２第１項第４号の要件に該当する旨を説明する書類）	○	○	
（医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する				

旨を説明する書類）				
□	添付書類（構造設備及び体制）	○	○	※
□	添付書類１－１（救急医療） 時間外等加算件数明細表	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	※
□	添付書類１－２（救急医療） 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
□	添付書類１－３（精神科救急医療） 時間外等診療件数明細表 受診時間等を証明する書類 応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等写し）			
□	添付書類２（災害医療） 添付書類１－１（救急医療）又は１－２（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
□	添付書類３（新興感染症発生・まん延時における医療） 添付書類１－１（救急医療）又は１－２（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修ごとに参加した職員の役職名及び所属を記載したリスト 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
□	添付書類４－１（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等写し）			
□	添付書類４－２（へき地医療） 巡回診療明細表 巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）			
□	添付書類４－３（へき地医療） へき地診療所診療日明細表			

旨を説明する書類）				
□	添付書類（構造設備及び体制）	○	○	※
□	添付書類１－１（救急医療） 時間外等加算件数明細表	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	※
□	添付書類１－２（救急医療） 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
□	添付書類１－３（精神科救急医療） 時間外等診療件数明細表 受診時間等を証明する書類 応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等写し）			
□	添付書類２（災害医療） 添付書類１－１（救急医療）又は１－２（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
（新設）				
□	添付書類３－１（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等写し）			
□	添付書類３－２（へき地医療） 巡回診療明細表 巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）			
□	添付書類３－３（へき地医療） へき地診療所診療日明細表			

□	添書書類４－４（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（協定書等写し）			
□	添付書類４－５（へき地医療） 医師派遣明細表、巡回診療明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類、巡回診療の延べ診療日数を証明する書類			
□	添付書類５（周産期医療） 母体搬送件数明細表 母体搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
□	添付書類６（小児救急医療） 時間外等加算件数明細表 受診時間等を証明する書類			
（公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類）				
□	添付書類７（公的な運営に関する要件（医療法第４２条の２第１項第１号から第３号まで及び第６号）に該当する旨を説明する書類（運営））	○	○	
	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準	○	○	※
	直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○	－	
□	書類付表１（理事、監事、社員及び評議員に関する明細表）	○	○	
□	書類付表２（経理等に関する明細表）	○	○	
□	書類付表３（保有する資産の明細表）	○	○	※
□	添付書類８（公的な運営に関する要件（医療法第４２条の２第１項第６号）に該当する旨を説明する書類（事業））	○	○	
	診療報酬規程	○	○	

注）（略）

２．（略）

□	添書書類３－４（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（協定書等写し）			
□	添付書類３－５（へき地医療） 医師派遣明細表、巡回診療明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類、巡回診療の延べ診療日数を証明する書類			
□	添付書類４（周産期医療） 母体搬送件数明細表 母体搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
□	添付書類５（小児救急医療） 時間外等加算件数明細表 受診時間等を証明する書類			
（公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類）				
□	添付書類６（公的な運営に関する要件（医療法第４２条の２第１項第１号から第３号まで及び第６号）に該当する旨を説明する書類（運営））	○	○	
	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準	○	○	※
	直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○	－	
□	書類付表１（理事、監事、社員及び評議員に関する明細表）	○	○	
□	書類付表２（経理等に関する明細表）	○	○	
□	書類付表３（保有する資産の明細表）	○	○	※
□	添付書類７（公的な運営に関する要件（医療法第４２条の２第１項第６号）に該当する旨を説明する書類（事業））	○	○	
	診療報酬規程	○	○	

注）（略）

２．（略）

３．決算届出関係書類一覧

届　出　書　類　一　覧
（基本書類）
☐　事業報告書
☐　財産目録
☐　貸借対照表
☐　損益計算書
☐　関係事業者との取引の状況に関する報告書
☐　監事の監査報告書
☐　医療法第４２条の２第１項第１号から第６号までの要件に該当する旨を説明する書類 （「１．社会医療法人関係書類一覧」参照）
（医療法第５４条の２第１項に規定する社会医療法人債を発行した場合（当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。）） 上記に掲げる基本書類
☐　純資産変動計算書
☐　キャッシュ・フロー計算書
☐　附属明細表
☐　公認会計士又は監査法人の監査報告書
（医療法第５１条第２項の厚生労働省令で定める基準に該当する場合） 上記に掲げる基本書類
☐　純資産変動計算書
☐　附属明細表
☐　公認会計士又は監査法人の監査報告書

注）（略）

３．決算届出関係書類一覧

届　出　書　類　一　覧
（新設）
☐　事業報告書
☐　財産目録
☐　貸借対照表
☐　損益計算書
☐　関係事業者との取引の状況に関する報告書
☐　監事の監査報告書
医療法第４２条の２第１項第１号から第６号までの要件に該当する旨を説明する書類 （「１．社会医療法人関係書類一覧」参照）
（医療法第５４条の２第１項に規定する社会医療法人債を発行した場合） 上記に掲げる書類
☐　純資産変動計算書
☐　キャッシュ・フロー計算書
☐　附属明細表
☐　公認会計士又は監査法人の監査報告書
（新設）

注）（略）

別紙４

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年３月 31 日医政発 0331008 号）別添３及び別添４の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改　正　後		改　正　前	
別添３		別添３	
社会医療法人の定款例	備　考	社会医療法人の定款例	備　考
社会医療法人〇〇会定款 第１章　（略） 第２章　目的及び事業 第３条（略） 第４条 １～２　（略） ３　本社団が〇〇県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。 (1)　〇〇県医療計画に記載された救急医療（〇〇病院） (2)　〇〇県医療計画に記載された災害医療（〇〇病院） (3)　〇〇県医療計画に記載された新興感染症発生・まん延時における医療（〇〇病院） (4)　〇〇県医療計画に記載されたへき地医療（〇〇診療所） (5)　〇〇県医療計画に記載された周産期医療（〇〇病院） (6)　〇〇県医療計画に記載された小児救急医療（〇〇	・（略）	社会医療法人〇〇会定款 第１章　（略） 第２章　目的及び事業 第３条　（略） 第４条 １～２　（略） ３　本社団が〇〇県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。 (1)　〇〇県医療計画に記載された救急医療（〇〇病院） (2)　〇〇県医療計画に記載された災害医療（〇〇病院） （新設） (3)　〇〇県医療計画に記載されたへき地医療（〇〇診療所） (4)　〇〇県医療計画に記載された周産期医療（〇〇病院） (5)　〇〇県医療計画に記載された小児救急医療（〇〇	・（略）

病院） 第５条・第６条　（略） 第３章～第１０章　（略）	

別添４

社会医療法人の寄附行為例	備　　考
社会医療法人〇〇会寄附行為 第１章　（略） 第２章　目的及び事業 第３条　（略） 第４条 １～２　（略） ３　本財団が〇〇県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。 (1)　〇〇県医療計画に記載された救急医療（〇〇病院） (2)　〇〇県医療計画に記載された災害医療（〇〇病院） (3)　〇〇県医療計画に記載された新興感染症発生・まん延時における医療（〇〇病院） (4)　〇〇県医療計画に記載されたへき地医療（〇〇診療所）	・（略）

病院） 第５条・第６条　（略） 第３章～第１０章　（略）	

別添４

社会医療法人の寄附行為例	備　　考
社会医療法人〇〇会寄附行為 第１章　（略） 第２章　目的及び事業 第３条　（略） 第４条 １～２　（略） ３　本財団が〇〇県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。 (1)　〇〇県医療計画に記載された救急医療（〇〇病院） (2)　〇〇県医療計画に記載された災害医療（〇〇病院） （新設） (3)　〇〇県医療計画に記載されたへき地医療（〇〇診療所）	・（略）

(5) ○○県医療計画に記載された周産期医療（○○病院） (6) ○○県医療計画に記載された小児救急医療（○○病院） 第５条・第６条　（略） 第３章～第１０章　（略）	

(4) ○○県医療計画に記載された周産期医療（○○病院） (5) ○○県医療計画に記載された小児救急医療（○○病院） 第５条・第６条　（略） 第３章～第１０章　（略）	

別紙５

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年３月 31 日医政発 0331008 号）添付書類（構造設備及び体制）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
添付書類（構造設備及び体制） １～２　（略） ３　構造設備 （１）総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）	添付書類（構造設備及び体制） １～２　（略） ３　構造設備 （１）総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

業務の区分	施　　設	設　備　等

業務の区分	施　　設	設　備　等

□　救急医療 □　精神科救急医療 □　災害医療 □　新興感染症発生・まん延時における医療 □　へき地医療 □　病院 □　へき地診療所 □　周産期医療 □　小児救急医療	□　集中治療室 □　集中治療室（一部は陰圧化が可能なもの） □　母体胎児集中治療管理室 □　新生児集中治療管理室 □　診察室　□　手術室　□　処置室 □　発熱患者等専用として使用可能な診察室（プレハブ・簡易テント等を含む。） □　臨床検査施設　□　エックス線診療室 □　調剤所　□　保護室　□　面会室 □　診察室（発熱） □ 専用病床（　　床） □　優先的に使用される病床 □　陰圧病室（確保病床　　床） ※医療措置協定による確保病床（　　床）の半数以上が陰圧病室内にあること。 □　個室病室 □　備蓄倉庫 □　ヘリポート（□　敷地内　□　近接地） □　医師住宅　□　看護師住宅	□　病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備 □　感染を判断するための検査機器 □　分娩監視装置 □　新生児用呼吸循環監視装置 □　超音波診断装置 □　新生児用人工換気装置 □　微量輸液装置　□　保育器 □　簡易ベッド　□　携帯用医療機器 □　個人防護具 □　感染患者を隔離し動線確保に必要なパーテーション等 □　食料　□　飲料水　□　医薬品 □　自家発電装置 □　トリアージタッグ □　救急用自動車 □　広域災害・救急医療情報システム □　新興感染症発生・まん延時の医療の提供において都道府県知事が求める機能に応じて必要となる設備 （　　）

□　救急医療 □　精神科救急医療 □　災害医療 （新設） □　へき地医療 □　病院 □　へき地診療所 □　周産期医療 □　小児救急医療	□　集中治療室 （新設） □　母体胎児集中治療管理室 □　新生児集中治療管理室 □　診察室　□　手術室　□　処置室 （新設） □　臨床検査施設　□　エックス線診療室 □　調剤所　□　保護室　□　面会室 （新設） □ 専用病床（　　床） □　優先的に使用される病床 （新設） （新設） □　備蓄倉庫 □　ヘリポート（□　敷地内　□　近接地） □　医師住宅　□　看護師住宅	（新設） （新設） □　分娩監視装置 □　新生児用呼吸循環監視装置 □　超音波診断装置 □　新生児用人工換気装置 □　微量輸液装置　□　保育器 □　簡易ベッド　□　携帯用医療機器 （新設） （新設） □　食料　□　飲料水　□　医薬品 □　自家発電装置 □　トリアージタッグ □　救急用自動車 □　広域災害・救急医療情報システム （新設）

○　「新興感染症発生・まん延時における医療」については、申請時に有していない施設又は設備がある場合において、医療措置協定を締結した日から３年を超えない範囲で当該協定を締結した病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画（様式任意）がある場合は、これを添付するとともに、以下を記載すること。

（新設）

「新興感染症発生・まん延時における医療」に係る施設又は設備の整備計画の概要

・施設整備計画

・・・・・・・・・・（〇年〇月完成予定）

・設備整備計画

・・・・・・・・・・（〇年〇月整備予定）

（２）・（３）　（略）

４・５　（略）

６　その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「〇」を付すこと。

(1)精神科救急医療の場合のみ

・　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第５条の２第１号に基づく都道府県知事の指定の有無	
・　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第５条の２第３号に基づく常時勤務する指定医の人数	人

(2)災害医療の場合のみ

・　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の有無	

(3)新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

①感染症法第３６条の３第１項に規定する医療措置協定であって、同項第１号に掲げる事項に係るものについて

（２）・（３）　（略）

４・５　（略）

６　その他の体制

(1)精神科救急医療の場合のみ

・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第５条の２第１号に基づく都道府県知事の指定の有無（有・無）

・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第５条の２第３号に基づく常時勤務する指定医の人数（　　人）

(2)災害医療の場合のみ

・災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の有無（有・無）

（新設）

次の措置を全て含む協定締結の有無 ・　感染症法第３６条の９第１項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して７日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が３０床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置 ・　感染症法第３６条の９第１項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して７日以内に開始し、かつ１日当たり２０人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置 ・　医療人材派遣に係る措置	

②医療法第３０条の１２の６第１項に規定する協定について

・　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）に係る協定締結の有無	
・　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）に係る協定締結の有無	
・　災害支援ナースに係る協定締結の有無	

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第３０条の１２の６第１項に規定する協定」を添付すること。

「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領

（略）

「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領

（略）

別紙６

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年３月 31 日医政発 0331008 号）添付書類３の新設

（下線の部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
添付書類３（新興感染症発生・まん延時における医療）
医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

<table>
<tr><td>病　院　名</td><td></td></tr>
<tr><td>病院の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>管轄保健所名</td><td></td></tr>
</table>
〔時間外等加算割合又は夜間等救急自動車等搬送件数〕
○　添付書類１－１（救急医療）又は 添付書類１－２（救急医療）に記載し、提出（添付資料を含む。）すること。

〔新興感染症の対応に係る訓練又は研修への職員の参加実績〕
・自病院が実施した訓練又は研修
<table>
<tr><th>実施日又は実施期間</th><th>訓練又は研修名</th><th>参加した職員数</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td><td>（新設）</td></tr>
</table>

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した会計年度における自病院が実施した訓練又は研修について記載すること。

添付資料

○　訓練又は研修ごとに参加した職員の役職名及び所属を記載したリスト（既存資料を提出する場合は、個人名欄は消去すること）。

・外部の機関が実施した訓練又は研修

実　施　者　名	実施日又は実施期間	訓練又は研修名	参加した職員数

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した会計年度における外部の機関が実施した訓練又は研修について記載すること。

添付資料

○　訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は実施者からの参加依頼文等の写し（個人名欄は消去すること。））

○　訓練又は研修ごとに参加した職員の役職名及び所属を記載したリスト（既存資料を提出する場合は、個人名欄は消去すること）。

〔正当な理由がなく医療措置協定に基づく措置を講じていないと都道府県知事が認めるときの都道府県知事からの勧告の有無〕

感染症法第３６条の４第２項に規定する勧告を受けたことがある。	

（記載上の注意事項）

○　過去に、都道府県知事から当該勧告を受けたことがある場合は、空欄に○を付すこと。

別紙７

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年３月 31 日医政発 0331008 号）その他所要の改正

（下線の部分は改正部分）

改　正　後

添付書類１－１（救急医療）

（略）

時間外等加算件数明細表

（自　令和　年　月　日　至　令和　年　月　日）

区　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

（自　令和　年　月　日　至　令和　年　月　日）

区　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

（自　令和　年　月　日　至　令和　年　月　日）

区　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　計

改　正　前

添付書類１－１（救急医療）

（略）

時間外等加算件数明細表

（自　平成・令和　年　月　日　至　平成・令和　年　月　日）

区　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

（自　平成・令和　年　月　日　至　平成・令和　年　月　日）

区　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

（自　平成・令和　年　月　日　至　平成・令和　年　月　日）

区　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　計

初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

（合　　計）

区　　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

（記載上の注意事項）
○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類１－２（救急医療）

（略）

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件

初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

（合　　計）

区　　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

（記載上の注意事項）
○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類１－２（救急医療）

（略）

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

（自　平成・令和　　年　　月　　日　至　平成・令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件

ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

（合　　計）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

（自　平成・令和　　年　　月　　日　至　平成・令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

（自　平成・令和　　年　　月　　日　至　平成・令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

（合　　計）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

（記載上の注意事項）

○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類１－３（精神科救急医療）

（略）

時間外等診療件数明細表

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

区　　分	初診料 (A)	再診料 (B)	内　電話等による再診 (C)	合　　計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

区　　分	初診料 (A)	再診料 (B)	内　電話等による再診 (C)	合　　計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件

（記載上の注意事項）

○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類１－３（精神科救急医療）

（略）

時間外等診療件数明細表

（自　平成・令和　　年　　月　　日　至　平成・令和　　年　　月　　日）

区　　分	初診料 (A)	再診料 (B)	内　電話等による再診 (C)	合　　計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

（自　平成・令和　　年　　月　　日　至　平成・令和　　年　　月　　日）

区　　分	初診料 (A)	再診料 (B)	内　電話等による再診 (C)	合　　計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件

時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

区　　分	初　診　料 (A)	再　診　料 (B)	内　電話等による再診 (C)	合　　計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

（合　　計）

区　　分	初　診　料 (A)	再　診　料 (B)	内　電話等による再診 (C)	合　　計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件

時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

（自　平成・令和　　年　　月　　日　至　平成・令和　　年　　月　　日）

区　　分	初　診　料 (A)	再　診　料 (B)	内　電話等による再診 (C)	合　　計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

（合　　計）

区　　分	初　診　料 (A)	再　診　料 (B)	内　電話等による再診 (C)	合　　計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件

上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

（記載上の注意事項）

○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類４－１（へき地医療）

（略）

添付書類４－２（へき地医療）

（略）

添付書類４－３（へき地医療）

（略）

添付書類４－４（へき地医療）

（略）

添付書類４－５（へき地医療）

（略）

添付書類５（周産期医療）

（略）

〔分娩実施件数〕

会　計　年　度	件　　数	内 ハイリスク分娩管理加算の算定件数
令和　年　月　日～令和　年　月　日	件	件
令和　年　月　日～令和　年　月　日	件	件

上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

（記載上の注意事項）

○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類３－１（へき地医療）

（略）

添付書類３－２（へき地医療）

（略）

添付書類３－３（へき地医療）

（略）

添付書類３－４（へき地医療）

（略）

添付書類３－５（へき地医療）

（略）

添付書類４（周産期医療）

（略）

〔分娩実施件数〕

会　計　年　度	件　　数	内 ハイリスク分娩管理加算の算定件数
平成・令和　年　月　日～平成・令和　年　月　日	件	件
平成・令和　年　月　日～平成・令和　年	件	件

令和　年　月　日～令和　年　月　日	件	件
合　　計	件	件
３会計年度平均	件	－

（記載上の注意事項）
○　終了した３会計年度における分娩実施件数を記載すること。

〔母体搬送件数〕

会　計　年　度	件　　数
令和　年　月　日～令和　年　月　日	件
令和　年　月　日～令和　年　月　日	件
令和　年　月　日～令和　年　月　日	件
合　　計	件
３会計年度平均	件

（記載上の注意事項）
○　直近に終了した３会計年度における母体搬送件数を記載すること。

添付資料
○　母体搬送件数明細表
○　母胎搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

母体搬送件数明細表

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

月　日		
平成・令和　年　月　日～平成・令和　年　月　日	件	件
合　　計	件	件
３会計年度平均	件	－

（記載上の注意事項）
○　終了した３会計年度における分娩実施件数を記載すること。

〔母体搬送件数〕

会　計　年　度	件　　数
平成・令和　年　月　日～平成・令和　年　月　日	件
平成・令和　年　月　日～平成・令和　年　月　日	件
平成・令和　年　月　日～平成・令和　年　月　日	件
合　　計	件
３会計年度平均	件

（記載上の注意事項）
○　直近に終了した３会計年度における母体搬送件数を記載すること。

添付資料
○　母体搬送件数明細表
○　母胎搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

母体搬送件数明細表

（自　平成・令和　　年　　月　　日　至　平成・令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

（合　　計）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

（自　平成・令和　　年　　月　　日　至　平成・令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

（自　平成・令和　　年　　月　　日　至　平成・令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

（合　　計）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

（記載上の注意事項）
○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類6（小児救急医療）
（略）

時間外等加算件数明細表

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

区　　分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

区　　分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合　　計

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

（記載上の注意事項）
○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類5（小児救急医療）
（略）

時間外等加算件数明細表

（自　平成・令和　　年　　月　　日　至　平成・令和　　年　　月　　日）

区　　分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

（自　平成・令和　　年　　月　　日　至　平成・令和　　年　　月　　日）

区　　分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合　　計

初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

区　　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

（合　　計）

区　　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　　計

初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

（自　平成・令和　　年　　月　　日　至　平成・令和　　年　　月　　日）

区　　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

（合　　計）

区　　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　　計

初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

（記載上の注意事項）
○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類７
（略）

添付書類８
（略）

初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

（記載上の注意事項）
○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類６
（略）

添付書類７
（略）

【改正後全文】

医政発第０３３１００８号
平成２０年３月３１日
医政発 0329 第 36 号
平成 31 年３月 29 日
医政発 1225 第 17 号
令和２年 12 月 25 日
医政発 0331 第 17 号
令和３年３月 31 日
医政発 0331 第 15 号
令和４年３月 31 日
最終改正　医政発 0330 第８号
令和６年３月 30 日

各都道府県知事　殿

厚生労働省医政局長
（公　印　省　略）

社会医療法人の認定について

本年３月２６日付けで公布された医療法施行規則の一部を改正する省令（平成２０年厚生労働省令第５０号）により、医療法（昭和２３年法律第２０５号。以下「法」という。）第４２条の２第１項第６号において厚生労働省令で定めることとされた社会医療法人の公的な運営に関する要件に関する規定を整備し、本年４月１日から施行することとしたところである。

また、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成２０年厚生労働省告示第１１９号。以下「告示」という。）を、本年３月２６日に告示し、本年４月１日から適用することとしたところである。

これらの社会医療法人制度の創設に係る措置の内容及びこれらに関連して都道府県において扱うこととなる事務の処理については下記のとおりであるので、御了知の上、適正なる実施を期するとともに、貴管下の医療法人の指導監督により一層の御配慮を願いたい。

記

第１　社会医療法人制度の趣旨

高齢化の進行や医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変わる中で、国民の医療に対する安心、信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に提供される医療提供体制の確立が求められている。

このため、先般の医療法改正においては、地域医療の重要な担い手である医療法人について、非営利性の徹底等の観点から各般の見直しを行うとともに、救急医療やへき地医療、周産期医療など特に地域で必要な医療の提供を担う医療法人を新たに社会医療法人として位置づけることにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るものである。

第２　社会医療法人の認定要件

社会医療法人の認定に当たり、次に掲げる法第４２条の２第１項第１号から第７号までの要件に適合するか否かについて審査を行うものとすること。

１　役員の親族等について（法第４２条の２第１項第１号関係）

各役員及び次に掲げる親族等の数が、役員の総数の３分の１を超えて含まれることがないこと。

①　各役員の配偶者及び三親等以内の親族

②　各役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③　各役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④　②又は③に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

２　社団たる医療法人の社員の親族等について（法第４２条の２第１項第２号関係）

各社員及び次に掲げる親族等の数が、社員の総数の３分の１を超えて含まれることがないこと。

①　各社員の配偶者及び三親等以内の親族

②　各社員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③　各社員の使用人及び使用人以外の者で当該社員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④　②又は③に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

３　財団たる医療法人の評議員の親族等について（法第４２条の２第１項第３号関係）

各評議員及び次に掲げる親族等の数が、評議員の総数の３分の１を超えて含まれることがないこと。

①　各評議員の配偶者及び三親等以内の親族

②　各評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③　各評議員の使用人及び使用人以外の者で当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④　②又は③に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

4　救急医療等確保事業に係る業務の実施について（法第４２条の２第１項第４号関係）

(1) 当該医療法人が開設する病院又は診療所（当該医療法人が地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院又は診療所を含む。以下同じ。）のうち、１以上（２以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で１以上（(2) に掲げる場合を除く。)）のものが、当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された法第３０条の４第２項第５号イからへまでに掲げるいずれかの事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っていること。

(2) ２以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人のうち、１の都道府県においてのみ病院を開設し、かつ、当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第３０条の４第２項第１２号に規定する区域（以下「二次医療圏」という。）に隣接した当該都道府県以外の都道府県の医療計画において定める二次医療圏において診療所を開設する医療法人であって、当該病院及び当該診療所における医療の提供が一体的に行われているものとして次に掲げる基準に適合するものは、当該診療所の所在地の都道府県においては救急医療等確保事業の要件を満たすことを要しないこと。

①　当該病院及び当該診療所の所在地のそれぞれの都道府県の医療計画において、当該病院及び当該診療所の所在地を含む地域における医療提供体制に関する事項を定めていること。

②　当該医療法人の開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院が、当該病院の所在地を含む二次医療圏及び当該二次医療圏に隣接した市町村（当該病院の所在地の都道府県以外の都道府県の市町村であり、特別区を含む。以下「隣接市町村」という。）に所在すること。

③　当該医療法人の開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院が相互に近接していること。

※　「近接」とは、概ね１０㎞圏内に所在し、自動車で移動する場合、概ね３０分以内で到達が可能であるもの。

④　当該病院が、その施設、設備、病床数その他の医療を提供する体制に照らして、当該診療所（隣接市町村に所在するものに限る。）における医療の提供について基幹的な役割を担っていること。

※　「基幹的な役割を担う」とは、当該病院の病床数が当該診療所の病床数に比して１０倍以上であり、かつ、患者がその状態に応じて、当該病院又は当該診療所の受診を容易に選択できる地理的環境にあるもの。

(3) 当該医療法人が１の都道府県の区域において２以上の病院又は診療所を開設する場合にあっては、救急医療等確保事業に係る業務を行う病院又は診療所の円滑な運営のため、他の病院又は診療所は、当該業務を行う病院又は診療所との連携及び協力体制の確保を図り、地域医療において社会医療法人に求められる役割を積極的に果たすことが見込まれること。

5　救急医療等確保事業に係る業務の基準について（法第４２条の２第１項第５号関係）

(1) 当該医療法人が実施する４の業務について、次に掲げる事項ごとに告示に掲げる基準に適合していること。当該基準については、別添１を参照されたいこと。

①　当該業務を行う病院又は診療所の構造設備

②　当該業務を行うための体制

③　当該業務の実績

(2) 医療計画に救急医療等の確保に関する事業に係る医療連携体制を構成するものとして社会医療法人が開設する病院又は診療所を記載するに当たっては、都道府県医療審議会等において、当該病院又は診療所が所在する地域における当該事業に係る医療連携体制の確立を図る観点から、十分な審議を行うこと。また、当該病院又は診療所が当該事業に係る医療連携体制を構成するものでなくなったと認めるときは、速やかに、医療計画における記載の削除、社会医療法人の認定の取消し等を含め、所要の手続を行うこと。

(3) 災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務を行うことにより社会医療法人の認定を受けている法人から都道府県が実施する防災訓練に参加希望があった場合は、可能な限り参加させるよう配慮すること。

6　公的な運営に関する要件について（法第４２条の２第１項第６号関係）

(1) 医療法人の運営について（医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号。以下「規則」という。）第３０条の３５の３第１項第１号関係）

①　理事の定数は６人以上とし、監事の定数は２人以上とすること。

②　財団である医療法人の評議員は、理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱すること。

③　他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）（以下「公益法人等」という。）を除く。）の次に掲げる者である理事の合計数が理事の総数の３分の１を超えないものであること。監事についても同様であること。

イ　当該他の同一の団体の理事又は使用人である者

ロ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

④　その理事、監事及び評議員（以下「理事等」という。）に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。

なお、理事等に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとすること。

また、理事等に対する報酬等の支給の基準は、法第５１条の４第２項の規定に基づき備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならないこと。

⑤　その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

なお、当該医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。

イ　当該医療法人の理事、監事又は使用人

ロ　当該医療法人が社団である場合にあっては、その社員

ハ　当該医療法人が財団である場合にあっては、その設立者又は評議員

ニ　イからハまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

ホ　イからハまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ヘ　イからハまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ト　ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

⑥　その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人等に対し、当該公益

法人等が行う公益目的の事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

なお、特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。

イ　株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第２条第４号に規定する公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体

ロ　特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

⑦　毎会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（法第４２条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第４２条の２第１項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）に係る費用の額（損益計算書（医療法人における事業報告書等の様式について（平成１９年医政指発第０３３０００３号。以下「事業報告書等通知」という。）の１の(4)に規定する損益計算書をいう。第２の６の(2)の①、②及び④において同じ。）の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）を超えてはならないこと。

なお、遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から次のイからへまでに掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額（貸借対照表（事業報告書等通知の１の(3)に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。）上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）の資産の総額に対する割合（貸借対照表の純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合をいう。ただし、評価・換算差額等を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額及び資産の部の合計額からそれぞれ控除するものとする。）を乗じて得た額とする。

また、当該医療法人の経理は、その法人が行う業務の種類及び規模に応じて、その内容を適正に表示するに必要な帳簿書類を備えて、収入及び支出並びに資産及び負債の明細が適正に記帳されていること。

さらに、保有する資産の明細表は、法第５１条の４第２項の規定に基づき備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならないこと。

イ　当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院

の業務の用に供する財産

ロ　法第４２条各号に規定する業務の用に供する財産

ハ　法第４２条の２第１項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務（以下「収益業務」という。）の用に供する財産

ニ　イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産（現に使用されていないが、イからハまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産とし、業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）

ホ　イからハまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（減価償却費に対応する資産の取得又は改良に充てるための資金に限るものとし、減価償却累計額を上限とする。）

ヘ　将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金（以下「特定事業準備資金」という。）

⑧　他の団体の意思決定に関与することができる次に掲げる財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって株主総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有していない場合は、この限りでない。

イ　株式

ロ　特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利

ハ　合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権

ニ　民法第６６７条第１項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成１０年法律第９０号）第３条第１項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成１７年法律第４０号）第３条第１項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利

ホ　信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利

ヘ　外国の法令に基づく財産であって、イからホまでに掲げる財産に類するもの

⑨　直近の３会計年度（但し、新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合にあっては、直近の３会計年度に加え、認定日の属する会計年度について認定日の前日までを含む。）において、法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠ぺいし、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

なお、法令に違反する事実とは、例えば、医療に関する法令の場合には次に掲げるいずれかの事実がある場合をいうものとする。

イ　医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処

分を受けた場合

ロ　医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合

ハ　法第３０条の１１の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

ニ　医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、法第６４条第１項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは同条第２項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員の解任の勧告が発せられた場合

ホ　その他イからニまでに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合

(2) 医療法人の事業について（規則第３０条の３５の３第１項第２号関係）

①　病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る費用の額（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）が、全費用の額（損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額をいう。）の１００分の６０を超えること。

②　社会保険診療（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第２６条第２項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね１００分の１０以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第６条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第４条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）、予防接種（予防接種法（昭和２３年法律第６８号）第２条第６項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう。）に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（１の分娩に係る助産に係る収入金額が５０万円を超えるときは、５０万円を限度とする。）、介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第２６条第２項第４号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第６条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び

基準該当療養介護医療費、同法第７７条及び第７８条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の５の２に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第２４条の２に規定する障害児入所給付費、同法第２４条の７に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第２４条の２５に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額（損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業収益の合計額をいう。）の１００分の８０を超えること。

なお、健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

イ　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第１５０条第１項の規定により保険者が行う健康診査

ロ　船員保険法（昭和１４年法律第７３号）第１１１条第１項の規定により全国健康保険協会が行う健康診査

ハ　国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第８２条の規定により保険者が行う健康診査

ニ　国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）第９８条の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査

ホ　地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）第１１２条の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査

ヘ　私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）第２６条の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査

ト　学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第５条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第１１条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断

チ　母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１２条又は第１３条の規定により市町村が行う健康診査

リ　労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第６６条の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第６６条の２の規定により労働者が自ら受ける健康診断

ヌ　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第２０条又は第２６条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第１２５条の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査

③　自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

なお、社会保険診療報酬と同一の基準とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法に関する厚生労働省告示の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額程度以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

イ　公害健康被害者に係る診療報酬及び予防接種により健康被害者に係る診療報酬にあっては、法令等に基づいて規定される額

ロ　分娩（べん）料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあっては、地域における標準的な料金として診療報酬規程に定められた額を超えない額

④　医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。）が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に１００分の１５０を乗じて得た額の範囲内であること。

7　解散時の残余財産の帰属先について（法第４２条の２第１項第７号関係）

定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。

8　その他

すべての理事をもって組織する理事会を置き、その運営について、次に掲げる事項が定款又は寄附行為において定められ、適正に行われていること。

①　理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

②　理事会を構成する理事の３分の１以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

③　理事会は、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

④　次に掲げる事項は、理事会において議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の３分の２以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の過半数の議決を必要とする。

イ　定款又は寄附行為の変更

ロ　基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）

ハ　毎事業年度の事業計画の決定又は変更

ニ　財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し
ホ　将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し
ヘ　収支予算及び決算の決定又は変更
ト　重要な資産の処分
チ　借入金額の最高限度額の決定

⑤　理事は、理事会において１個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第３　社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

１　社会医療法人の認定申請に関する事項

(1) 社会医療法人の認定を受けようとする医療法人が提出しなければならない書類を次のとおり定めることとしたこと。

①　社会医療法人の認定申請等関係書類　　別添２
②　社会医療法人の定款例　　別添３
③　社会医療法人の寄附行為例　　別添４

(2) 社会医療法人の認定に係る書類を次のとおり定めることとしたこと。

①　社会医療法人認定書　　別添５
②　社会医療法人認定取消書　　別添６

(3) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合にあっては、法第５４条の９第３項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

２　都道府県医療審議会に関する事項

都道府県知事は、社会医療法人の認定に当たっては、法第４２条の２第２項の規定により、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。この場合、「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」（昭和６１年健政発第４１０号）の第二の趣旨を踏まえ、必要に応じて部会等を設置することにより、地域医療、法律、会計等に関する有識者の参画を求めることが望ましいこと。

３　社会医療法人の名称の登記

(1) 医療法人○○会から社会医療法人○○会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和３９年政令第２９号）第３条参照）が必要であり、社会医療法人の認定後２週間以内に主たる事務所の所在地において、３週間以内に従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならないこと。

(2) (1)により名称の変更について変更の登記をしたときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出るものとすること（医療法施行令（昭和２３年政令第３２６号。以下「令」という。）第５条の１２参照)。

(3) 社会医療法人でない医療法人は、その名称中に、「社会医療法人」という文字を用いてはならないこと。

なお、都道府県知事は、社会医療法人でない医療法人が「社会医療法人」という文字を用いていると認めるときは、当該医療法人に対し、法第６４条第１項の規定に基づく改善命令を行うこと。

4　社会医療法人の事業報告書等の作成等

(1) 社会医療法人は、毎会計年度終了後２月以内に、次に掲げる書類を作成しなければならないこと。

①　事業報告書
②　財産目録
③　貸借対照表
④　損益計算書
⑤　関係事業者との取引の状況に関する報告書
⑥　法第４２条の２第１項第１号から第６号までの要件に該当する旨を説明する書類
⑦　法第５４条の２第１項に規定する社会医療法人債を発行した社会医療法人（当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。）については、①から⑥までに掲げる書類に加え、次に掲げる書類
イ　純資産変動計算書
ロ　キャッシュ・フロー計算書
ハ　附属明細表
⑧　法第５１条第２項の厚生労働省令で定める基準に該当する社会医療法人については、①から⑥までに掲げる書類に加え、次に掲げる書類
イ　純資産変動計算書
ロ　附属明細表

(2) 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこと。

①　(1)の①から⑧までに掲げる書類
②　法第４６条の８第３号の監事の監査報告書
③　定款又は寄附行為
④　法第５１条第２項の厚生労働省令で定める基準に該当する社会医療法人については、①から③までに掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報

告書

(3) 社会医療法人は、毎会計年度終了後３月以内に、次の書類を都道府県知事に届け出なければならないこと。

① (1)の①から⑧までに掲げる書類

② 法第４６条の８第３号の監事の監査報告書

③ 法第５１条第２項の厚生労働省令で定める基準に該当する社会医療法人については、①及び②に掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書

(4) 都道府県知事は、次の書類（直近の３会計年度に係る書類に限る。）について請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。

① (3)の①から③までに掲げる書類（ただし、(1)の⑥については、法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類並びに理事等に対する報酬等の支給の基準及び保有する資産の明細表に限る。）

② 定款又は寄附行為

(5) 都道府県は、毎年、社会医療法人の事業及び運営並びに救急医療等確保事業の実施状況について、届け出られた書類を審査すること。この場合、実地検査等を行うことにより要件の適合を確認すること。

5 社会医療法人の認定の取消し

(1) 都道府県知事は、社会医療法人が法第６４条の２第１項各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要に応じ、速やかに法第６３条の規定による社会医療法人の事務所への立入検査又は法第６４条の規定による社会医療法人に対する改善命令を発出した上で、法第６４条の２第１項の規定により、社会医療法人の認定を取り消し、期間を定めて附帯業務のうち第一種社会福祉事業（ケアハウスを除く。）及び収益業務の全部の停止を命ずること。

(2) 都道府県知事は、社会医療法人が法第４２条の２第１項第５号の厚生労働大臣が定める基準（以下「救急医療等確保事業基準」という。）を満たせなくなることで、当該医療法人に係る社会医療法人の認定の取消し手続きを突然開始し、地域医療に混乱を与えてしまうことのないよう、所管の社会医療法人について救急医療等確保事業基準を満たすことができないおそれがないか適宜確認するとともに、そのようなおそれのある社会医療法人が判明した場合には、当該社会医療法人に対して事業の改善を指示すること。

また、社会医療法人が救急医療等確保事業基準を満たすことができない場合においても、当該社会医療法人に事業の継続の意思があり、かつ都道府県知事が一定の猶予を与えれば改善が可能であると認める場合には、当該社会医療法人に対

して１年間の猶予を与えることができること。都道府県知事が猶予を与えるかどうかの判断を行うに当たっては、改善計画書など必要な資料を提出させた上で行うこと。

都道府県知事が一定の猶予を与えれば改善が可能であると認める場合としては、

・　救急医療等確保事業に係る医師が一時的に確保できず、同事業に係る実績が低くなったものの、別の医師の確保が可能であって、これによって、実績が回復する見込みがある場合、
・　救急医療等確保事業に係る施設が破損したため、同事業に係る実績が低くなったものの、当該施設の修繕等が可能であって、これによって、実績が回復する見込みがある場合、
・　へき地医療に関して、災害等によってへき地診療所が一時的に閉鎖したものの、近いうちに再開し、これによって、実績が回復する見込みがある場合

など多様なケースが考えられるが、必要に応じて、厚生労働省に相談すること。

この猶予については、必要に応じて再度与えることが可能であるが、その際には、事業の改善の実現性等について慎重に審査した上で行い、安易に繰り返し与えることのないようにすること。

なお、上記の確認又は猶予中に、法第４２条の２第１項第５号ハに掲げる要件を欠くに至った場合で、その至ったことが天災、人口の著しい減少その他の当該社会医療法人の責めに帰することができないやむを得ない事情があると都道府県知事が認める事由によるものであり、かつ、猶予を与えても改善の可能性が見込めないときには、当該社会医療法人に６の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定申請を行うよう促すこととし、社会医療法人の認定については、その取消し手続きを開始すること。

(3) 都道府県知事は、社会医療法人の認定を取り消すに当たっては、法第６４条の２第２項の規定により、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。

(4) 社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、当該医療法人は名称の変更等について法第５４条の９第３項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

(5) 社会医療法人〇〇会から医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記が必要であり、社会医療法人の認定が取り消された日後２週間以内に主たる事務所の所在地において、３週間以内に従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならないこと。

(6) (5)により名称の変更について変更の登記をしたときは、登記事項及び登記の年

月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出るものとすること。

6　社会医療法人の認定を取り消された医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定等

(1) 社会医療法人の認定を取り消された医療法人のうち次に掲げる事項に該当するものは、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができること。

①　社会医療法人の認定を取り消された事由が、法第４２条の２第１項第５号ハに掲げる要件（救急医療等確保事業に係る業務の実績）を欠くに至ったことであって、当該要件を欠くに至ったことが天災、人口の著しい減少その他の当該医療法人の責めに帰することができないやむを得ない事情があると都道府県知事が認める事由によるものであること。

※　天災、人口の著しい減少その他の当該医療法人の責めに帰することができないやむを得ない事情があると都道府県知事が認める事由としては、例えば、

イ　自然災害、事件、事故により施設が著しく破損したこと

ロ　地域の人口の著しい減少により医療従事者の確保が困難となっており、かつ、当該地域において救急医療等確保事業に係る業務の実施主体が不足していること（ただし、地域医療機関との連携不足等の状況、当該医療従事者の待遇が不十分である等の状況があれば認めない。）

ハ　道路整備等交通網の変化による他の病院等への患者の著しい流出があり、かつ、当該地域において救急医療等確保事業に係る業務の実施主体が不足していること（ただし、地域医療機関との連携不足等の状況があれば認めない。）

ニ　近隣の救急病院等の開設により当該病院等への患者の著しい流出があり、かつ、当該地域において救急医療等確保事業に係る業務の実施主体が不足していること（ただし、地域医療機関との連携不足等の状況があれば認めない。）

などが考えられるが、必要に応じて、厚生労働省に相談すること。

②　法第４２条の２第１項各号（第５号ハを除く。）に掲げる要件に該当するものであること。

(2) 実施計画の認定を受けようとする医療法人は、次に掲げる書類を提出すること。

①　認定申請書　別添７

②　実施計画　別添８（規則第３０条の３６の３の別記様式第１の３）

※　実施計画（変更があった場合はその変更後のもの）に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施期間（以下「実施期間」という。）中に整備される救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備は、別添１の基準に記載されている施設及び設備のうち、法人税法施行令（昭和４０年政令第９７号）第１３条第１号から第８号までに掲げる資産に該当するものを

記載すること。この場合において、同令第５５条第１項に規定する資本的支出に該当するものは含まれるが、それ以外の修繕費、賃借料等については含まれないこと、当該救急医療等確保事業の用に供される見込みであるものであれば、その一部が当該救急医療等確保事業以外の事業の用に供される見込みであるものであっても、対象となることに留意すること。

③　第３の１の(1)の①の「社会医療法人の認定申請等関係書類」のうち当該医療法人が法第４２条の２第１項第１号から第６号まで（第５号ハを除く。）に掲げる要件に該当するものであることを証する書類

④　当該医療法人の定款又は寄附行為の写し

(3) 都道府県知事は、実施計画が次に掲げる事項のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をすることができること（実施計画認定書　別添９）。認定に当たっては、必要に応じて、厚生労働省に相談することとし、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。なお、各事項は実地検査により確認を行うこととし、特に、救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備については、その実施する救急医療等の内容に照らして適切なものであること及びその整備に係る支出の積算根拠となる資料等が適切なものであることについて確認を行うこと。

①　当該医療法人が、法第４２条の２第１項各号（第５号ハを除く。）に掲げる要件に該当すること。

②　実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備がその実施期間において確実に行われると見込まれるものであること。

③　実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務がその実施期間にわたり継続して行われると見込まれるものであること。

④　その実施期間が１２年を超えないものであること。ただし、当該医療法人の開設する救急医療等確保事業に係る業務を実施する病院又は診療所の所在地を含む二次医療圏におけるその救急医療等確保事業の実施主体が著しく不足している場合その他特別の事情があると都道府県知事が認める場合は、１８年を超えないものであること。

※１　(4)の収益業務は、社会医療法人の認定取消日と実施計画の認定日とが同日でないときは、その認定日前は行うことができないことに留意すること。

※２　社会医療法人の認定を取り消された場合に法人税の課税対象となる累積所得金額（法人税法上の収益事業以外の事業による所得の金額の累積額をいう。７(6)及び(8)において同じ。）から、救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の取得価額の見積額の合計額を控除できる措置（７(8)において「税制上の措置」という。）は、社会医療法人の認定取消日と実施計画の認定日とが同日でないときは、適用できないことに留意すること。

(4) 実施計画の認定を受けた医療法人は、法第４２条の２第１項及び第３項の規定の例により収益業務を行うことができること。

(5) 実施計画の認定を受けた医療法人は、毎会計年度終了後３月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に提出しなければならないこと。

① 実施計画の実施状況報告書　別添１０（規則第３０条の３６の９第１項の別記様式第１の４）

② 第３の１の(1)の①の「社会医療法人の認定申請等関係書類」のうち当該医療法人が法第４２条の２第１項第１号から第６号まで（第５号ハを除く。）に掲げる要件に該当する旨を説明する書類

(6) (5)の規定にかかわらず、実施計画の認定を受けた医療法人は、次に掲げる会計年度においては、次に定める日後３月以内に、実施状況報告書を都道府県知事に提出しなければならないこと。

① 実施計画の認定が取り消された日の属する会計年度　当該取り消された日

② 実施計画に記載された実施期間が終了したこと又は社会医療法人の認定を受けたことにより、実施計画の認定の効力を失った日の属する会計年度　当該効力を失った日

(7) 都道府県知事は、実施計画の認定を受けた医療法人から(5)の①の実施計画の実施状況報告書が提出された場合には、当該実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務並びに当該業務の実施に必要な施設及び設備の整備の実施状況について、毎会計年度提出された書類を審査し、併せて実地検査により確認を行うこと。当該実地検査により、当該施設及び設備の整備に係る支出を確認したときは、当該医療法人に対してその旨を証する書類（施設及び設備の整備に係る支出確認書　別添１１）を交付すること。

(8) 実施計画の認定を受けた医療法人は、その認定に係る実施計画を変更しようとするときは、その変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書（実施計画変更認定申請書　別添１２）にその変更後の実施計画を添えて、都道府県知事に提出し、その認定を受けなければならないこと。ただし、当初の実施期間からの１年以内の変更については、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出ることで足りること。

(9) 都道府県知事は、実施計画の認定を受けた医療法人が令第５条の５の６第１項各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要に応じ、速やかに法第６３条の規定による医療法人の事務所への立入検査又は法第６４条の規定による医療法人に対する改善命令を発出した上で、令第５条の５の６第１項の規定により実施計

画の認定を取り消し（実施計画認定取消書　別添１３）、収益業務の全部の停止を命ずること。取消しに当たっては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。

(10) 実施計画の認定を受けた医療法人が、社会医療法人の認定を受けた場合には、当該実施計画の認定は、当該社会医療法人の認定を受けた日から将来に向かってその効力を失うこと。

(11) 実施計画の認定を受けている医療法人が他の医療法人と合併をする場合には、次の事項に留意すること。

① 合併後の医療法人が当該認定を受けた実施計画を引き続き行う場合には、当該医療法人は合併の認可を申請する際、その旨を明示するとともに、法第４２条の２第１項第１号から第６号まで（第５号ハを除く。）に掲げる事項に該当するものであることを証する書類を提出すること。この場合において、都道府県知事は（3）に準じて審査を行うこと。

② 合併後の医療法人が当該認定を受けた実施計画を引き続き行わない場合又は令第５条の５の６第１項各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、都道府県知事は実施計画の認定を取り消すこと。

(12) 実施計画の認定を受けている医療法人（当該医療法人と合併する医療法人を含む。）は、その認定が効力を有する期間内において分割することはできないこと。

7　その他

(1) 持分請求権の放棄の決議について

規則第３０条の３９第１項の規定により、社団である医療法人で持分の定めのあるものが、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないものに移行する場合にあっては、当該医療法人の社員総会において、定款の変更認可がなされた日をもって持分請求権の放棄の効力が生ずるものとする決議を行うものであることにつき、留意するものであること。

(2) 財産の取得又は改良に充てるための資金（第２の６(1)⑦のホ）について

① 当該資金は、減価償却費に対応する資産の取得又は改良に充てるための資金に限るものとし、減価償却累計額を上限とすること。

② 当該資金は、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。

資産の部　　減価償却引当特定預金（固定資産のその他の資産に掲記）

③ 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である財産

を取得せず、又は改良しない事実があった場合には、理事会及び社員総会又は評議員会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならないこと。

(3) 特定事業準備資金（第２の６(1)⑦のへ）について

① 当該資金の目的である事業が、定款又は寄附行為において定められていること。

② 当該資金の額が合理的に算定されていること。

③ 当該資金の目的である事業ごとに、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。

ア 資産の部　　○○事業特定預金（固定資産のその他の資産に掲記）

イ 純資産の部　○○事業積立金（積立金に掲記）

④ 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である事業を行わない事実があった場合には、理事会及び社員総会又は評議員会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならないこと。

(4) 附帯業務及び収益業務の実施について

定款又は寄附行為に定めのない業務を行うことは法令に違反する事実となるため、新たに法第４２条各号に掲げる業務及び同法第４２条の２第１項又は法第４２条の３第２項に規定する収益業務を行うに場合にあっては、定款又は寄附行為の変更等の手続きに遺漏がないよう留意するものであること。

ただし、当該医療法人の開設する病院等の業務の一部として又はこれに附随して行われるものは含まれないものとし、特段の定款変更等は要しないものとすること。

この場合、附随して行われる業務とは、次に掲げる業務であること。

① 病院等の施設内で当該病院等に入院若しくは通院する患者及びその家族を対象として行われる業務又は病院等の職員の福利厚生のために行われる業務であって、医療提供又は療養の向上の一環として行われるものであること。

したがって、病院等の建物内で行われる売店、敷地内で行われる駐車場業等は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、敷地外に有する法人所有の遊休資産を用いて行われる駐車場業は附随する業務に含まれないものとして取り扱うものとすること。

② 病院等の施設外で当該病院等に通院する患者を対象として行われる業務であって、当該病院等において提供される医療又は療養に連続して行われるものであること。

したがって、当該病院等への、又は、当該病院等からの患者搬送は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、当該病院等以外の病院から同じく当該病院等以外の病院への患者搬送は収益業務とされること。

③　①及び②において、当該法人が自らの事業として行わず、当該法人以外の者に委託して行う場合にあっては、当該法人以外の者が行う事業内容が、①又は②の前段に該当するものであるときは、当該法人以外の者への委託は附随する業務とみなし、①又は②の前段に該当しないものであるときは、附随する業務に含まれないものとして取り扱うものとすること。

(5) 収益業務の区分経理について

社会医療法人又は実施計画の認定を受けた医療法人が収益業務を行う場合にあっては、収益業務から生ずる所得に関する経理と収益業務以外の業務から生ずる所得に関する経理とをそれぞれ区分して行わなければならないものとすること。

この場合の「所得に関する経理」とは、単に収益及び費用に関する経理だけではなく、資産、負債及び純資産に関する経理についても同様にその区分経理が行わなければならないものとすること。

(6) 社会医療法人の税制上の取扱い

①　社会医療法人については、次の税制上の措置が講ぜられたこと。

イ　社会医療法人が法人税法（昭和４０年法律第３４号）別表第二（公益法人等の表）に追加されたこと。併せて、社会医療法人の法人税は、法人税法第６６条第３項の規定による税率が適用されること。

ロ　社会医療法人が行う医療保健業（法第４２条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第４２条の２第１項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）が法人税法施行令第５条に規定する収益事業の範囲から除外されたこと。これにより、当該医療保健業に係る法人税については、法人税法第７条の規定により非課税となること。

ハ　社会医療法人の法人税法上の収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、法人税法第３７条第５項の規定により当該社会医療法人の収益事業に係る寄附金の額とみなし、その損金算入限度額は、所得の金額の１００分の５０に相当する金額（当該金額が年２００万円に満たない場合は年２００万円）であること。

ニ　医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合には、法人税法第１０条の３第１項及び第２項の規定により、認定を受けた日の前日に当該医療法人が解散し、認定を受けた日に当該社会医療法人が設立されたものとみなして、同条第１項及び第２項に規定する規定を適用すること。

ホ　ニの場合については、法人税法第１４条第２２号の規定により、当該医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定を受けた日の前日までの期間及び社会医療法人の認定を受けた日からその会計年度終了の日までの期間を事業年度とみなして、同法の規定を適用すること。また、社会医療法人の認定を取り消された医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定が取り消された日の前日までの期間及び社会医療法人の認定が取り消された日からその会計年度終了の日までの期間についても同様とすること。

ヘ　社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、法人税法第６４条の４第１項の規定により、当該社会医療法人の認定が取り消された日前の累積所得金額又は欠損金額の累積額は、当該社会医療法人の認定が取り消された日の属する会計年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入すること。

ト　社会医療法人は、所得税法（昭和４０年法律第３３号）別表第一（公共法人等の表）及び消費税法（昭和６３年法律第１０８号）別表第三に掲げる法人となること。

チ　社会医療法人が取得する直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供する不動産（有料駐車施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設を除く。）に係る不動産取得税については、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７３条の４第１項第８号の２の規定により非課税となること。

リ　社会医療法人が直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産（有料駐車施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設を除く。）に係る固定資産税及び都市計画税については、地方税法第３４８条第２項第１１号の５の規定により非課税となること。

②　社会医療法人の認定を受けたときは、当該社会医療法人は、速やかに、国税庁長官が定める届出書に都道府県知事の認定書の写し及び定款又は寄附行為の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出するものとすること。なお、社会医療法人の認定の取消しを受けた場合についても同様とし、この場合においては、認定書の写しに代えて認定取消書の写しを添付するものとすること。

③　都道府県は社会医療法人を認定し、又は認定を取り消した場合は、その旨を速やかに厚生労働省医政局及び当該社会医療法人が開設する救急医療等確保事業に係る業務を行っている又は行っていた病院又は診療所の所在地の市区町村

に報告すること。厚生労働省医政局は、都道府県からの報告を国税庁に情報提供するものとする。

(7) 特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い

租税特別措置法第６７条の２第１項の承認を受けた医療法人（以下「特定医療法人」という。）が会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施行令（昭和３２年政令第４３号）第３９条の２５第５項及び租税特別措置法施行規則（昭和３２年大蔵省令第１５号）第２２条の１５第２項の規定に基づく特定医療法人の承認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から３月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。

なお、当該認定を受けた日から租税特別措置法第６７条の２第１項の規定による法人税率の特例は適用されないことから、租税特別措置法施行令第３９条の２５第６項の規定に基づく特定医療法人の承認に係る税率の適用をやめるための届出書を当該認定を受けた日以後速やかに、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとすること。

(8) 税制上の措置を受ける場合の取扱い

社会医療法人の認定を取り消された日と同日に実施計画の認定を受けた医療法人は、その認定を受けた日以後に救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施のために支出される金額として、実施計画に記載されたその業務の実施に必要な施設及び設備（以下「救急医療等確保事業用資産」という。）の取得価額の見積額の合計額に相当する金額を、(6)の①のへにおける累積所得金額から控除することができること。なお、この税制上の措置の適用に当たっては、次の事項に留意すること。

① 税制上の措置の適用を受ける事業年度の確定申告書に、累積所得金額から控除する金額及びその計算に関する明細等（法人税法施行規則（昭和４０年大蔵省令第１２号）別表 14(8)）を記載（各会計年度において都道府県知事に提出した実施状況報告書（別添１０）を添付）し、かつ、実施計画の認定通知書（別添９）及び当該認定を受けた実施計画（別添８）の写しを添付すること。また、その適用を受ける事業年度後の各事業年度の確定申告書に救急医療等確保事業用資産の取得未済残額等（法人税法施行規則別表 14(8)）を記載すること。

② 税制上の措置の適用を受けた場合には、実施計画に係る認定の効力が有する期間内に取得をした救急医療等確保事業用資産の税制上の取得価額は、累積所得金額から控除された金額を上限として順次減額されることとなり、税務と会計で救急医療等確保事業用資産の帳簿価額及び減価償却費として計上される金額等については異なることとなるため、適切に管理すること。

③　税制上の措置の適用を受けた医療法人は、原則として、その適用を受けた事業年度開始の日から②の取得価額が減額された救急医療等確保事業用資産の全てについて譲渡又は除却をしたこと、償却済となったこと等の事実が生じた日までの期間内の日を含む各事業年度等については、社会保険診療報酬の所得の計算の特例（租税特別措置法第６７条、第６８条の９９）の適用を受けることはできないこと。

別添１

業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績
救急医療	次の基準に該当すること。 　当該病院が救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び専用病床（専ら救急患者のために使用される病床をいう。）又は優先的に使用される病床（専用病床を有していないが、救急患者のために一定数確保されている病床をいう。）を有していること。	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 ２．当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。	１又は２の基準に該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が２０％以上であること。 ※「時間外等加算割合」とは、直近に終了した３会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）における次に掲げる算定件数（療養の給付及び公費負担医療の費用に関する請求に関する省令（昭和５１年厚生省令第３６号）に定める方法により審査支払機関に請求を行い、支払を受けた件数をいう。以下同じ。）の合計の初診料算定件数に占める割合をいう。以下同じ。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前６時までをいう。以下同じ。）を除く。）において初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日（深夜を除く。）において初診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 ２．当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数を３で除した数が７５０件以上であること。 ※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した３会計年度にお

			ける夜間（午後６時から翌日の午前８時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日、年末年始の日（１月１日を除く１２月２９日から１月３日まで）及び土曜日又はその振替日）における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう。以下同じ。なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成１９年法律第１０３号）第２条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。
精神科救急医療の場合	次の基準に該当すること。 当該病院が精神科救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、保護室、面会室等）を有していること。	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において精神科救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 ２．当該病院が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和２５年厚生省令第３１号）第５条の２第１号から第３号までに掲げる基準を満たすこと。	次の基準に該当すること。 当該病院において直近に終了した３会計年度における精神疾患に係る時間外等診療件数が、当該病院の所在地が属する精神科救急医療圏内の人口１万人対７．５件以上であること。 ※「時間外等診療件数」とは、次に掲げる算定件数の合計をいう。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜を除く。以下同じ。）において初診又は再診を行った場合の時間外加算の算定件数（患者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示した場

			合に算定することができる再診料の件数は除く。②から④までにおいても同じ。） ②休日（深夜を除く。以下同じ。）において初診又は再診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診又は再診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診又は再診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 ※なお、①～④以外であって、診療時間以外の時間、休日又は深夜における初診又は再診に引き続いて入院した患者数についても、「時間外等診療件数」に含めること。 ※精神科救急医療圏内の人口は、直近に公表された国勢調査又は人口推計年報（総務省統計局）による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数をいう。
災害医療	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる施設（診療に必要な施設は耐震構造を有すること。）を全て有していること。 ⑴ 集中治療室 ⑵ 診療部門（診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び病室 ⑶ 備蓄倉庫 ２．当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる設備及び物資を全て有してい	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において災害医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 ２．当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。 ３．法第３０条の１２の２第１項に規定する災害・感染症医療業務従事者（以下「災害・感染症医療業務従事者」という。）	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が１６％以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を３で除した数が６００件以上であること。 ２．直近に終了した会計年度において、当該病院に勤務する職員が、次に掲げる訓練又は研修に参加していること。 ⑴ 都道府県又は国が実施する防災訓練 ⑵ 国が実施する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）研修 ３．過去において、災害時における都道府

	ること。 (1) 簡易ベッド (2) 携帯用医療機器 (3) 食料、飲料水及び医薬品等の物資 (4) 自家発電装置 (5) トリアージタッグ (6) 救急用自動車 (7) 広域災害・救急医療情報システムの端末 ３．当該病院の敷地内又は近接地にヘリコプターの離発着場を確保していること。	により組織された災害派遣医療チーム（以下「災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）」という。）を有し、法第３０条の１２の６第１項に規定する協定を締結していること。	県又は国からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣要請を拒否しなかったこと。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。
新興感染症発生・まん延時における医療 ※ 「新興感染症発生・まん延時における医療」とは、法第３０の４第２項第５号ハに掲げるそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療をいう。	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院が新興感染症発生・まん延時における医療施設として必要な次に掲げる施設を全て有していること。 (1) 陰圧病室（確保病床の半数以上） (2) 個室病室 (3) 発熱患者等専用として使用可能な診察室（プレハブ・簡易テント等を含む。） (4) 集中治療室（一部は陰圧化できるものであること。） (5) 診療部門（診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び病室 (6) 備蓄倉庫 ２．当該病院が新興感染症発生・まん延時における医療施設として必要な次に掲げる設備及び物資を全て有していること。 (1) 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備 (2) 感染を判断するための検査機器 (3) 簡易ベッド (4) 個人防護具	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院において新興感染症発生・まん延時における医療の確保に関する事業に係る感染症法第３６条の９第１項に規定する医療協定等措置のうち、次の(1)及び(2)に掲げる措置ごとに定める基準を満たす内容を含む医療措置協定を締結し、当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において当該医療措置協定を締結した医療提供施設として記載されていること。 (1) 病床確保　都道府県知事の要請があった日から起算して７日以内に即応病床化すること及び確保する病床数が３０床以上であること。 (2) 発熱外来　都道府県知事の要請があった日から起算して７日以内に開始すること及び１日当たり２０人以上の診療を行うものであること。 ２．当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が１６％以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を３で除した数が６００件以上であること。 ２．直近に終了した会計年度において、当該病院に勤務する職員が、次のいずれかの訓練又は研修に参加していること。 (1) 当該病院が実施する新興感染症の対応に係る訓練又は研修 (2) 外部の機関が実施する新興感染症の対応に係る訓練又は研修 ３．感染症法第３６条の４第２項に規定する勧告を受けたことがないこと。

	(5) 感染した患者を隔離するための動線確保に必要なパーテーション等 (6) その他、都道府県知事の判断により当該病院に求める機能に応じて必要となる設備（例：重症患者に対応するための体外式膜型人工肺） ただし、これらの施設及び設備のうち申請時に有していない施設又は設備がある場合において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号。以下「感染症法」という。）第３６条の３第１項に規定する医療措置協定（以下「医療措置協定」という。）を締結した日から３年を超えない範囲で当該病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画を作成し、当該都道府県知事が当該計画を適当と認めたときは、上記基準に該当するものとする。この場合、当該病院を開設する医療法人は社会医療法人の認定後、当該計画が完了するまでの間、毎会計年度終了後３月以内に、主たる事務所の所在地の都道府県知事にその進捗状況を報告することとし、正当な理由なく期間内に当該施設又は設備を有することができないときは、基準に該当しないものとみなす。	３．災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）若しくは災害・感染症医療業務従事者により組織された災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）又は災害・感染症医療業務従事者である災害支援ナースを有し、法第３０条の１２の６第１項に規定する協定及び感染症法第３６条の２第１項第５号に規定する派遣に係る措置をその内容に含む医療措置協定を締結していること。	
へき地医療 ※ 「へき地」とは、へき地保健医療対策実施要綱（平成１３年医政発第５２９号）に基づくへき地をいい	１又は２の基準に該当すること。 １．当該病院がへき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び病室を有していること。 また、必要に応じ、医師住宅又は看護師住宅を有していること。	次の基準に該当すること。 当該病院又は診療所の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画においてへき地医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 なお、へき地診療所を開設する医療法	へき地医療施設が病院の場合、１、２又は３の基準に該当すること。この場合において、医師の延べ派遣日数及び巡回診療の延べ診療日数について、同日同場所に派遣され又は巡回する医師が複数の場合には、複数の派遣又は巡回が適切な状況で行われているかどうかについて確認し、短時間であ

う。	２．当該診療所がへき地診療所（へき地保健医療対策実施要綱に基づくへき地診療所をいう。）として必要な診療部門（診察室、処置室等）を有していること。 　また、必要に応じ、医師住宅又は看護師住宅を有していること。	人が当該へき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合にあっては、当該全ての病院において、へき地の患者を受け入れるための病室その他へき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）を有し、かつ、へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。 　また、へき地医療拠点病院に医師を派遣する当該病院にあっては、当該病院において、当該へき地医療拠点病院が医師を派遣する当該へき地診療所に係るへき地の患者及び当該へき地医療拠点病院が巡回診療を行う当該へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。	る等必要と判断する場合には、単数による派遣又は巡回として取り扱うこと。 １．当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所（当該病院が所在する都道府県内のへき地に所在する診療所に限る。）に対する医師の延べ派遣日数（派遣日数を医師数で乗じた日数をいう。）が５３人日以上であること。 ２．当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地（当該病院が所在する都道府県内のへき地に限る。）における巡回診療の延べ診療日数（診療日数を医師数で乗じた日数をいう。）が５３人日以上であること。 ３．当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地医療拠点病院(当該病院が所在する都道府県内のへき地医療拠点病院に限る。)に対する医師の延べ派遣日数(診療日数を医師数で乗じた日数をいう。)が１０６人日以上であること、かつ、当該へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数(当該病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数に限る。)が１０６人日以上であること、又は当該へき地医療拠点病院のへき地における巡回診療の延べ診療日数（当該病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数に限る。）が１０６人日以上であること。

			この場合において、当該病院から当該へき地医療拠点病院に派遣される医師の診療科と、当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所へ派遣される医師及び当該へき地における巡回診療を行う医師の診療科は同一であることが望ましい。 へき地診療所の場合、次の基準に該当すること。 当該へき地診療所において直近に終了した会計年度における診療日が２０９日以上であること。
周産期医療	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる施設を全て有していること。 ⑴ 母体胎児集中治療管理室 ⑵ 新生児集中治療管理室 ⑶ 診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び専用病床（専ら周産期患者のために使用される病床をいう。） ２．当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる設備を全て有していること。 ⑴ 分娩監視装置 ⑵ 新生児用呼吸循環監視装置 ⑶ 超音波診断装置 ⑷ 新生児用人工換気装置 ⑸ 微量輸液装置 ⑹ 保育器	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において周産期医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 ２．当該病院において産科に係る救急患者に対し医療を提供する体制及び緊急帝王切開術を実施できる体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院において直近に終了した３会計年度における分娩実施件数を３で除した件数が５００件以上であること。 ２．当該病院において直近に終了した３会計年度における母体搬送件数を３で除した件数が１０件以上であること。 なお、「母体搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプター及びこれに準ずるヘリコプターによる妊婦、産婦又はじよく婦の搬送をいう。 ３．当該病院において直近に終了した３会計年度におけるハイリスク分娩管理加算の算定件数が３件以上であること。
小児救急医療	次の基準に該当すること。 当該病院が小児救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において小児救急医	次の基準に該当すること。 当該病院において６歳未満の乳幼児の時間外等加算割合が２０％以上であるこ

	査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び専用病床（専ら小児救急患者のために使用される病床をいう。）又は優先的に使用される病床（専用病床を有していないが、小児救急患者のために一定数確保されている病床をいう。）を有していること。	療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 ２．当該病院において小児救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。	と。 ※「６歳未満の乳幼児の時間外等加算割合」とは、直近に終了した３会計年度における次に掲げる算定件数の合計の６歳未満の乳幼児の初診料算定件数に占める割合をいう。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜を除く。以下同じ。）において６歳未満の乳幼児の初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日（深夜を除く。以下同じ。）において６歳未満の乳幼児の初診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において６歳未満の乳幼児の初診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が６歳未満の乳幼児の初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 ※なお、①～④以外であって、診療時間以外の時間、休日又は深夜における初診に引き続いて入院した患者数についても、上記の算定件数の合計に含めること。

（備　考）

○　医療法施行令第５条の５の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は医療法第５２条第１項の規定による社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類の届出における実績に令和２年２月から令和４年３月までの月の分の実績を含む場合

救急医療、災害医療、新興感染症発生・まん延時における医療及びへき地医療については以下の基準とする（特例部分は太字）

業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績
救急医療	次の基準に該当すること。 当該病院が救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び専用病床（専ら救急患者のために使用される病床をいう。）又は優先的に使用される病床（専用病床を有していないが、救急患者のために一定数確保されている病床をいう。）を有していること。	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 ２．当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。	１又は２の基準に該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が２０％以上であること。 ※「時間外等加算割合」とは、直近に終了した３会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）における次に掲げる算定件数（療養の給付及び公費負担医療の費用に関する請求に関する省令（昭和５１年厚生省令第３６号）に定める方法により審査支払機関に請求を行い、支払を受けた件数をいう。以下同じ。）の合計の初診料算定件数に占める割合をいう。以下同じ。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前６時までをいう。以下同じ。）を除く。）において初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日（深夜を除く。）において初診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 ２．当該病院において夜間等救急自動車等

			搬送件数を３で除した数が**基準値（別表１（＊１）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表２（＊２）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に２を乗じて得た数を３で除して得た数を加算した数）を７５０から控除した数（小数点以下１位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）以上であり、かつ、直近に終了した３会計年度のうち少なくとも１会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が７５０件以上**であること。 ※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した３会計年度における夜間（午後６時から翌日の午前８時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日、年末年始の日（１月１日を除く１２月２９日から１月３日まで）及び土曜日又はその振替日）における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう。**また、「１会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した３会計年度のうちいずれかの１会計年度における夜間及び休日における救**

			急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう。以下同じ。なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成１９年法律第１０３号）第２条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。
精神科救急医療の場合	次の基準に該当すること。 当該病院が精神科救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、保護室、面会室等）を有していること。	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において精神科救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 ２．当該病院が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和２５年厚生省令第３１号）第５条の２第１号から第３号までに掲げる基準を満たすこと。	次の基準に該当すること。 当該病院において直近に終了した３会計年度における精神疾患に係る時間外等診療件数が、当該病院の所在地が属する精神科救急医療圏内の**人口１万人対（７．５－国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数×０．０２÷３）件以上**であること。 ※「時間外等診療件数」とは、次に掲げる算定件数の合計をいう。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜を除く。以下同じ。）において初診又は再診を行った場合の時間外加算の算定件数（患者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示した場合に算定することができる再診料の件数は除く。②から④までにおいても同じ。） ②休日（深夜を除く。以下同じ。）において初診又は再診を行った場合の休日加算の算定件数

			③深夜において初診又は再診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診又は再診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 ※なお、①～④以外であって、診療時間以外の時間、休日又は深夜における初診又は再診に引き続いて入院した患者数についても、「時間外等診療件数」に含めること。 ※精神科救急医療圏内の人口は、直近に公表された国勢調査又は人口推計年報（総務省統計局）による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数をいう。
災害医療	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる施設（診療に必要な施設は耐震構造を有すること。）を全て有していること。 ⑴ 集中治療室 ⑵ 診療部門（診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び病室 ⑶ 備蓄倉庫 ２．当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる設備及び物資を全て有していること。 ⑴ 簡易ベッド ⑵ 携帯用医療機器 ⑶ 食料、飲料水及び医薬品等の物資 ⑷ 自家発電装置	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において災害医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 ２．当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。 ３．法第３０条の１２の２第１項に規定する災害・感染症医療業務従事者（以下「災害・感染症医療業務従事者」という。）により組織された災害派遣医療チーム（以下「災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）」という。）を有し、法第３０条の１２の６第１項に規定する協定を締結していること。	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が１６％以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を３で除した数が**基準値（別表３（＊３）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表４（＊４）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に２を乗じて得た数を３で除して得た数を加算した数）を６００から控除した数（小数点以下１位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。以下同じ。）以上であり、かつ、直近に終了した３会計年度のうち少なくとも１会計年度に**

	(5) トリアージタッグ (6) 救急用自動車 (7) 広域災害・救急医療情報システムの端末 3．当該病院の敷地内又は近接地にヘリコプターの離発着場を確保していること。		**おける夜間等救急自動車等搬送件数が６００件以上**であること。 2．直近に終了した会計年度において、当該病院に勤務する職員が、次に掲げる訓練又は研修に参加していること。 (1) 都道府県又は国が実施する防災訓練 (2) 国が実施する災害派遣医療チーム（DMAT）研修 3．過去において、災害時における都道府県又は国からの災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を拒否しなかったこと。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。
新興感染症発生・まん延時における医療 ※ 「新興感染症発生・まん延時における医療」とは、法第３０の４第２項第５号ハに掲げるそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療をいう。	次の基準の全てに該当すること。 1．当該病院が新興感染症発生・まん延時における医療施設として必要な次に掲げる施設を全て有していること。 (1) 陰圧病室（確保病床の半数以上） (2) 個室病室 (3) 発熱患者等専用として使用可能な診察室（プレハブ・簡易テント等を含む。） (4) 集中治療室（一部は陰圧化できるものであること。） (5) 診療部門（診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び病室 (6) 備蓄倉庫 2．当該病院が新興感染症発生・まん延時における医療施設として必要な次に掲げる設備及び物資を全て有していること。 (1) 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備	次の基準の全てに該当すること。 1．当該病院において新興感染症発生・まん延時における医療の確保に関する事業に係る感染症法第３６条の９第１項に規定する医療協定等措置のうち、次の(1)及び(2)に掲げる措置ごとに定める基準を満たす内容を含む医療措置協定を締結し、当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において当該医療措置協定を締結した医療提供施設として記載されていること。 (1) 病床確保　都道府県知事の要請があった日から起算して７日以内に即応病床化すること及び確保する病床数が３０床以上であること。 (2) 発熱外来　都道府県知事の要請があった日から起算して７日以内に開始すること及び１日当たり２０人以上の診療を行うものであること。	次の基準の全てに該当すること。 1．当該病院において時間外等加算割合が１６％以上又は夜間等救急自動車等搬送件数を３で除した数が**基準値以上であり、かつ、直近に終了した３会計年度のうち少なくとも１会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が６００件以上**であること。 2．直近に終了した会計年度において、当該病院に勤務する職員が、次のいずれかの訓練又は研修に参加していること。 (1) 当該病院が実施する新興感染症の対応に係る訓練又は研修 (2) 外部の機関が実施する新興感染症の対応に係る訓練又は研修 3．感染症法第３６条の４第２項に規定する勧告を受けたことがないこと。

	(2) 感染を判断するための検査機器 (3) 簡易ベッド (4) 個人防護具 (5) 感染した患者を隔離するための動線確保に必要なパーテーション等 (6) その他、都道府県知事の判断により当該病院に求める機能に応じて必要となる設備（例：重症患者に対応するための体外式膜型人工肺） ただし、これらの施設及び設備のうち申請時に有していない施設又は設備がある場合において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号。以下「感染症法」という。）第３６条の３第１項に規定する医療措置協定（以下「医療措置協定」という。）を締結した日から３年を超えない範囲で当該病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画を作成し、当該都道府県知事が当該計画を適当と認めたときは、上記基準に該当するものとする。この場合、当該病院を開設する医療法人は社会医療法人の認定後、当該計画が完了するまでの間、毎会計年度終了後３月以内に、主たる事務所の所在地の都道府県知事にその進捗状況を報告することとし、正当な理由なく期間内に当該施設又は設備を有することができないときは、基準に該当しないものとみなす。	２．当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。 ３．災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）若しくは災害・感染症医療業務従事者により組織された災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）又は災害・感染症医療業務従事者である災害支援ナースを有し、法第３０条の１２の６第１項に規定する協定及び感染症法第３６条の２第１項第５号に規定する派遣に係る措置をその内容に含む医療措置協定を締結していること。	
へき地医療 ※ 「へき地」とは、へき地保健医療対策実施要綱（平	１又は２の基準に該当すること。 １．当該病院がへき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及	次の基準に該当すること。 当該病院又は診療所の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画においてへき地医療の確保に関する事業に係る医	へき地医療施設が病院の場合、１、２又は３の基準に該当すること。この場合において、医師の延べ派遣日数及び巡回診療の延べ診療日数について、同日同場所に派遣さ

成１３年医政発第５２９号）に基づくへき地をいう。	び病室を有していること。 　また、必要に応じ、医師住宅又は看護師住宅を有していること。 ２．当該診療所がへき地診療所（へき地保健医療対策実施要綱に基づくへき地診療所をいう。）として必要な診療部門（診察室、処置室等）を有していること。 　また、必要に応じ、医師住宅又は看護師住宅を有していること。	療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 　なお、へき地診療所を開設する医療法人が当該へき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合にあっては、当該全ての病院において、へき地の患者を受け入れるための病室その他へき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）を有し、かつ、へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。 　また、へき地医療拠点病院に医師を派遣する当該病院にあっては、当該病院において、当該へき地医療拠点病院が医師を派遣する当該へき地診療所に係るへき地の患者及び当該へき地医療拠点病院が巡回診療を行う当該へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。	れ又は巡回する医師が複数の場合には、複数の派遣又は巡回が適切な状況で行われているかどうかについて確認し、短時間である等必要と判断する場合には、単数による派遣又は巡回として取り扱うこと。 １．当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所（当該病院が所在する都道府県内のへき地に所在する診療所に限る。）に対する医師の延べ派遣日数（派遣日数を医師数で乗じた日数をいう。）が**（５３－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数）人日以上であること。** **※派遣を行うことができなかった日数が１月当たり４日を超える場合は、その月については当該日数を４日として計算することとする。** ２．当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地（当該病院が所在する都道府県内のへき地に限る。）における巡回診療の延べ診療日数（診療日数を医師数で乗じた日数をいう。）が**（５３－国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日数）人日以上**であること。 **※巡回診療を行うことができなかった日数が１月当たり４日を超える場合は、その月については当該日数を４日として計算することとする。** ３．当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地医療拠点病院（当該病院が所在する都道府県内のへき地医

			療拠点病院に限る。)に対する医師の延べ派遣日数(診療日数を医師数で乗じた日数をいう。)が**(１０６－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数)人日以上**であること、かつ、当該へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数(当該病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数に限る。)が(**１０６－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数)人日以上**であること、又は当該へき地医療拠点病院のへき地における巡回診療の延べ診療日数(当該病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数に限る。)が**(１０６－国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日数)人日以上**であること。 **※それぞれ、医師の派遣を行うことができなかった日数又は巡回診療を行うことができなかった日数が１月当たり９日を超える場合は、その月については当該日数を９日として計算することとする。** この場合において、当該病院から当該へき地医療拠点病院に派遣される医師の診療科と、当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所へ派遣される医師

			及び当該へき地における巡回診療を行う医師の診療科は同一であることが望ましい。 へき地診療所の場合、次の基準に該当すること。 当該へき地診療所において直近に終了した会計年度における診療日が**（２０９－国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数）日以上**であること。 **※国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数が１月当たり 17 日を超える場合は、その月については当該日数を 17 日として計算することとする。**

＊１　別表１

直近に終了した３会計年度に含まれる令和２年２月から令和３年３月までの月数	７５０から控除する数
０月	０
１月	２
２月	４
３月	５
４月	７
５月	９
６月	１１
７月	１３

８月	１４
９月	１６
１０月	１８
１１月	２０
１２月	２１
１３月	２３
１４月	２５

＊２　別表２

直近に終了した３会計年度に含まれる令和３年４月から令和４年３月までの月数	７５０から控除する数
０月	０
１月	２
２月	５
３月	７
４月	１０
５月	１２
６月	１５
７月	１７
８月	２０
９月	２２
１０月	２５

１１月	２７
１２月	３０

＊３　別表３

直近に終了した３会計年度に含まれる令和２年２月から令和３年３月までの月数	６００から控除する数
０月	０
１月	１
２月	３
３月	４
４月	６
５月	７
６月	９
７月	１０
８月	１１
９月	１３
１０月	１４
１１月	１６
１２月	１７
１３月	１９
１４月	２０

＊４　別表４

直近に終了した３会計年度に含まれる令和３年４月から令和４年３月までの月数	６００から控除する数
０月	０
１月	２
２月	４
３月	６
４月	８
５月	１０
６月	１２
７月	１４
８月	１６
９月	１８
１０月	２０
１１月	２２
１２月	２４

別 添 ２－１（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合）

令和　　年　　月　　日

都 道 府 県 知 事　殿

主たる事務所の所在地
医療法人　　会
理事長

社 会 医 療 法 人 認 定 申 請 書

標記について、医療法施行令第５条の５及び同法施行規則第３０条の３６の規定に基づき申請します。

記

救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名　　称	所　　在　　地	

注１）「救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所」欄には、医療法第４２条の２第１項第５号の基準に適合する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。

注２）「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第３０条の４第２項第５号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第４２条の２第１項第５号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。

〇救急医療（精神科救急医療の基準を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。）
〇災害医療　〇新興感染症発生・まん延時における医療　〇へき地医療　〇周産期医療
〇小児救急医療

別 添 ２－２（社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後３月以内に届け出る場合）

令和　　年　　月　　日

都 道 府 県 知 事　殿

主たる事務所の所在地
社会医療法人　　会
理事長

決　　算　　届

令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの決算を終了したので、医療法第５２条第１項の規定により届出します。

記

救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名　　称	所　　在　　地	

注１）「救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所」欄には、医療法第４２条の２第１項第５号の基準に適合する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。

注２）「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第３０条の４第２項第５号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第４２条の２第１項第５号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。

〇救急医療（精神科救急医療の要件を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。）
〇災害医療　〇新興感染症発生・まん延時における医療　〇へき地医療　〇周産期医療
〇小児救急医療

１．社会医療法人関係書類一覧

申　請　書　類　一　覧	申請時	毎決算後	備考
□ 社会医療法人認定申請書	○	－	
□ 決算届	－	○	
□ 別表（医療法第４２条の２第１項第４号の要件に該当する旨を説明する書類）	○	○	
（医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類）			
□ 添付書類（構造設備及び体制）	○	○	※
□ 添付書類１－１（救急医療） 時間外等加算件数明細表	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	※
□ 添付書類１－２（救急医療） 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
□ 添付書類１－３（精神科救急医療） 時間外等診療件数明細表 受診時間等を証明する書類 応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等写し）			
□ 添付書類２（災害医療） 添付書類１－１（救急医療）又は１－２（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
□ 添付書類３（新興感染症発生・まん延時における医療） 添付書類１－１（救急医療）又は１－２（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修ごとに参加した職員の役職名及び所属を記載したリスト 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
□ 添付書類４－１（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等写し）			
□ 添付書類４－２（へき地医療） 巡回診療明細表 巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）			
□ 添付書類４－３（へき地医療） へき地診療所診療日明細表			
□ 添書書類４－４(へき地医療) 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類(協定書等写し)			
□ 添付書類４－５(へき地医療) 医師派遣明細表、巡回診療明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類、巡回診療の延べ診療日数を証明する書類			
□ 添付書類５（周産期医療） 母体搬送件数明細表 母体搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
□ 添付書類６（小児救急医療） 時間外等加算件数明細表 受診時間等を証明する書類			
（公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類）			
□ 添付書類７（公的な運営に関する要件（医療法第４２条の２第１項第１号から第３号まで及び第６号）に該当する旨を説明する書類（運営））	○	○	

	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準	○	○	※
	直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○	－	
□	書類付表１（理事、監事、社員及び評議員に関する明細表）	○	○	
□	書類付表２（経理等に関する明細表）	○	○	
□	書類付表３（保有する資産の明細表）	○	○	※
□	添付書類８（公的な運営に関する要件（医療法第４２条の２第１項第６号）に該当する旨を説明する書類（事業））	○	○	
	診療報酬規程	○	○	

注）(1) 該当する書類にチェックをすること。
(2) 備考欄の※印は、毎会計年度終了後３月以内の届出に係る書類のうち都道府県において閲覧に供するものであること。
(3)申請関係書類の中にある申請者名の欄は法人名及び理事長名、住所の欄は主たる事務所の所在地を記載すること。
(4) 閲覧に供する書類について、個人情報に係る記載（(3)を除く。）がある場合にあっては、必要な措置を講ずるものとする。

２．定款（寄附行為）変更認可申請関係書類一覧

申　請　書　類　一　覧
□　定款（寄附行為）変更認可申請書
□　定款又は寄附行為の変更内容（新旧条照表を添付すること。）及びその事由を記載した書類
□　定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類 …　社団の医療法人にあっては、社員総会の議事録 …　財団の医療法人にあっては、理事会及び評議員会の議事録
（医療法第４２条の２第１項の収益業務を行う場合）
□　収益業務の概要及び運営方法を記載した書類
□　定款又は寄附行為変更後２年間の事業計画及びこれに伴う予算書
□　新たに寄附を受ける場合、その申込書の写し （寄附が不動産の場合、その申込書の写し、登記事項証明書及びその評価額を証明する書類）
□　土地、建物等を賃貸する場合、その契約書の写しと登記事項証明書

注）(1) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合、又は社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、医療法第５４条の９第３項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

(2) 該当する書類にチェックをすること。

３．決算届出関係書類一覧

届　出　書　類　一　覧
（基本書類）
□　事業報告書
□　財産目録
□　貸借対照表
□　損益計算書
□　関係事業者との取引の状況に関する報告書
□　監事の監査報告書
□　医療法第４２条の２第１項第１号から第６号までの要件に該当する旨を説明する書類 （「１．社会医療法人関係書類一覧」参照）
（医療法第５４条の２第１項に規定する社会医療法人債を発行した場合（当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。））
上記に掲げる基本書類
□　純資産変動計算書
□　キャッシュ・フロー計算書
□　附属明細表
□　公認会計士又は監査法人の監査報告書
（医療法第５１条第２項の厚生労働省令で定める基準に該当する場合）
上記に掲げる基本書類
□　純資産変動計算書
□　附属明細表

□　公認会計士又は監査法人の監査報告書

注）(1) 社会医療法人が医療法第５２条第１項の規定に基づく書類の届出をしようとする場合、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類も併せて届出する必要があること。

(2) 会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっても、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間を含めて届出することに留意すること。

(3) 会計年度の中途において社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類を届出する必要がないこと。

(4) 該当する書類にチェックをすること。

別　表　１

医療法第４２条の２第１項第４号（ロを除く）の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以下のとおり相違ありません。

開設する全ての病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名　　称	所　在　地	

（記載上の注意事項）

○「開設する全ての病院又は診療所」欄には、医療法第４２条の２第１項第５号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。

○２以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する場合は、都道府県毎に順に記載すること。

○「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書（別添２－１）又は決算届（別添２－２）に記載した内容と一致していること。

別　表　２

医療法第４２条の２第１項第４号ロの要件に該当する旨を説明する書類

申請者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以下のとおり相違ありません。

１　開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名　　称	所　　在　　地	救急医療等確保事業の別

２　隣接市町村（注）に開設する全ての診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名　　称	所　　在　　地	救急医療等確保事業の別

（注）隣接市町村とは、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む二次医療圏に隣接した市町村（当該病院の所在地の都道府県以外の都道府県の市町村であり、特別区を含む。）のこと。

（記載上の注意事項）

○　医療法第４２条の２第１項第５号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院、診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）、介護老人保健施設及び介護医療院を全て記載すること。

○　「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書（別添２－１）又は決算届（別添２－２）に記載した内容と一致していること。

添付書類

○　当該医療法人が開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の所在地が示された地図

別添３

社会医療法人の定款例	備　　考
社会医療法人○○会定款	・社会医療法人は、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 37 に規定する基金制度を採用することができないため、基金制度を採用する医療法人が社会医療法人の認定を受ける場合には、拠出者に基金を返還し、定款から基金の章を削除することが必要であること。
第１章　名称及び事務所	
第１条　本社団は、社会医療法人○○会と称する。	・医療法人○○会から社会医療法人○○会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）第６条参照）及び登記事項変更登記完了の届出（医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第５条の 12 参照）が必要であること。
第２条　本社団は、事務所を○○県○○郡（市）○○町（村）○○番地に置く。	・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。
第２章　目的及び事業	
第３条　本社団は、病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第４条第１項及び第２項、第５条並びに第 29 条第４項において同じ。）
第４条　本社団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　　○○県○○郡（市）○○町（村） (4) ○○介護医療院 ○○県○○郡（市）○○町（村）	
２　本社団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。	・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理す

(1) ○○病院　　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　　○○県○○郡（市）○○町（村） (4) ○○介護医療院 ○○県○○郡（市）○○町（村）	る病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 29 条第４項及び第 30 条第５項において同じ。）
３　本社団が○○県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。 (1) ○○県医療計画に記載された救急医療（○○病院） (2) ○○県医療計画に記載された災害医療（○○病院） (3) ○○県医療計画に記載された新興感染症発生・まん延時における医療（○○病院） (4) ○○県医療計画に記載されたへき地医療（○○診療所） (5) ○○県医療計画に記載された周産期医療（○○病院） (6) ○○県医療計画に記載された小児救急医療（○○病院）	・本項には、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 42 条の２第１項第４号の規定に基づいて行う救急医療等確保事業に係る業務及び法第 42 条の２第１項第５号の基準に適合する病院又は診療所を掲げる。 ・当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、１以上（２以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、原則、それぞれの都道府県で１以上）のものが、法第 42 条の２第１項第５号の基準に適合していることが必要であること。
第５条　本社団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営	・本条には、法第 42 条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
第６条　本社団は、前２条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。 (1) 駐車場業 (2) 料理品小売業	・本条には、法第 42 条の２第１項の規定に基づいて行う収益業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
第３章　資産及び会計 第７条　本社団の資産は次のとおりとする。 (1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 事業に伴う収入 (4) その他の収入 ２　本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。	
第８条　本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。	・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが

(1) 前条第１項第１号の財産中の不動産及び金〇〇万円 (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品 ２　基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。 第９条　本社団の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。	望ましい。
２　前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。 (1) 〇〇病院の病床の増床（令和〇〇年実施予定） (2) 診療所の新規開設（令和〇〇年実施予定） (3) 介護老人保健施設の新規開設（令和〇〇年実施予定） (4) 介護医療院の新規開設（令和〇〇年実施予定） (5) 訪問看護ステーションの新規開設（令和〇〇年実施予定） ３　前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあっては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。	・財産の取得又は改良に充てるための資金及び特定事業準備資金は、他の資金と明確に区分して経理されていること。 ・特定事業準備資金を保有しない場合については、「２　前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「３　前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあっては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。」とする。
第10条　資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。 第11条　本社団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。	
第12条　本社団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終る。	・任意に１年間を定めても差し支えない。（法第53条参照）
第13条　本社団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。	・法第54条の２第１項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人（以下「社会医療法人債発行法人」という。）については、「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」とい

	う。)」とする。
2　本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。	・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書及び本社団の定款」とする。
3　本社団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を○○県知事に届け出なければならない。	・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。 ・２以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。
第14条　決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。	
第４章　社員	
第15条　本社団の社員中、親族等の数は、社員の総数の３分の１を超えて含まれてはならない。	・社員の親族等とは、次に掲げる者とする。 ①　社員のいずれか１人 ②　①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族 ③　①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④　①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該社員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ⑤　③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
第16条　本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。 2　本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。	
第17条　社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。	

(1) 除　名 (2) 死　亡 (3) 退　社 2　社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。	
第18条　やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。	・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。
第５章　社員総会	
第19条　理事長は、定時社員総会を、毎年〇回、〇月に開催する。	・定時社員総会は、収支予算の決定と決算の決定のため年２回以上開催することが望ましい。
2　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。	
3　理事長は、総社員の５分の１以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から２０日以内に、これを招集しなければならない。	・５分の１を下回る割合を定めることもできる。
4　社員総会の招集は、期日の少なくとも５日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。	・招集の通知は、定款で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。
第20条　社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。	
第21条　次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 (1) 定款の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更 (4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し (5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し (6) 収支予算及び決算の決定又は変更 (7) 重要な資産の処分 (8) 借入金額の最高限度の決定 (9) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更 (10) 社員の入社及び除名 (11) 本社団の解散 (12) 他の医療法人との合併契約の締結 2　その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。	

第22条　社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。 ２　社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段に定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ３　前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。 第23条　社員は、社員総会において各１個の議決権及び選挙権を有する。 第24条　社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。 ２　社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。 第25条　社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。 第26条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 第27条　社員総会の議事についての細則は､社員総会で定める。	
第６章　役員 第28条　本社団に、次の役員を置く。 (1) 理　事　　６名以上〇名以内 うち理事長１名 (2) 監　事　　２名以上〇名以内 第29条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。 ２　本社団の役員を選任するにあたっては、理事は６名を、監事は２名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員の総数の３分の１を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の３分の１を超えて含まれてはならない。なお、監事については、他の役員の親族等が含まれてはならない。	・理事は６名以上、監事は２名以上を置かなければならない。 ・役員の親族等とは、次に掲げる者とする。 ①　役員のいずれか１人 ②　①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族 ③　①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④　①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ⑤　③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

	・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。 ① 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の理事又は使用人である者 ② 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
３　理事長は、理事会において、理事の中から選出する。	
４　本社団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を２以上開設する場合において、都道府県知事（２以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第46条の５第６項参照）
５　前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。	・理事の職への再任を妨げるものではない。
６　理事又は監事のうち、その定数の５分の１を超える者が欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。	
第30条　理事長は本社団を代表し、本社団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。	
２　理事長は、医療法人の業務を執行し、 （例１）３箇月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 （例２）毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の	・この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならず、報告を省略することはできない。

職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 ３　理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。 ４　監事は、次の職務を行う。 ⑴ 本社団の業務を監査すること。 ⑵ 本社団の財産の状況を監査すること。 ⑶ 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に社員総会及び理事会に提出すること。 ⑷ 第１号又は第２号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○○県知事、社員総会又は理事会に報告すること。 ⑸ 第４号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。 ⑹ 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。 ５　監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。 第 31 条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。 ２　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 ３　役員は、第 28 条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。 第 32 条　役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の３分の２以上の賛成がなければ、決議することができない。 第 33 条　役員の報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。 第 34 条　役員の報酬等は別に定める基準により支給する。 第 35 条　理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。 ⑴ 自己又は第三者のためにする本社団の事業の部類に属する取引 ⑵ 自己又は第三者のためにする本社団との取引 ⑶ 本社団がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社団とその理事との利益が相反	・３分の２を上回る割合を定めることもできる。

する取引 ２　前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。	
第36条　本社団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。 ２　本社団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本社団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	・本条を規定するか否かは任意。
第７章　理事会 第37条　理事会は、すべての理事をもって構成する。 第38条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。 (1)本社団の業務執行の決定 (2)理事の職務の執行の監督 (3)理事長の選出及び解職 (4)重要な資産の処分及び譲受けの決定 (5)多額の借財の決定 (6)重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定 (7)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定 第39条　理事会は、理事長が招集する。この場合、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 ２　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。 ３　理事会を構成する理事の３分の１以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。	
４　理事会の招集は、期日の１週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。 ５　前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。 第40条　理事会の議長は、理事長とする。 第41条　理事は、理事会において各１個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。 第42条　理事会の決議は、法令又はこの定款に別段に定めがあ	・１週間を下回る期間を定めることもできる。

る場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	・過半数を上回る割合を定めることもできる。
2　前項の規定にかかわらず、第21条第１号から第８号までに掲げる事項は、理事会において特別の利害関係を有する理事を除く理事の３分の２以上の多数による議決を必要とする。	
3　第１項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。	・本項を規定するか否かは任意。
第43条　理事会の議事については､法令で定めるところにより、議事録を作成する。	
2　理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。	・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。
第44条　理事会の議事についての細則は、理事会で定める。	
第８章　定款の変更	
第45条　この定款は、社員総会の議決を経、かつ、○○県知事の認可を得なければ変更することができない。	
第９章　解散及び合併	
第46条　本社団は、次の事由によって解散する。 (1) 目的たる業務の成功の不能 (2) 社員総会の決議 (3) 社員の欠亡 (4) 他の医療法人との合併 (5) 破産手続開始の決定 (6) 設立認可の取消し	
2　本社団は、総社員の４分の３以上の賛成がなければ、前項第２号の社員総会の決議をすることができない。	
3　第１項第１号又は第２号の事由により解散する場合は、○○県知事の認可を受けなければならない。	
第47条　本社団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。	
2　清算人は、社員の欠亡による事由によって本社団が解散した場合には、○○県知事にその旨を届け出なければならない。	
3　清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。 (1) 現務の結了	

(2) 債権の取立て及び債務の弁済 (3) 残余財産の引渡し 第48条　本社団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。 第49条　本社団は、総社員の同意があるときは、○○県知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。 第１０章　雑則 第50条　本社団の公告は、 （例１）官報に掲載する方法 （例２）○○新聞に掲載する方法 （例３）電子公告（ホームページ） によって行う。 （例３の場合） ２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は○○新聞）に掲載する方法によって行う。 第51条　この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。	

別添４

社会医療法人の寄附行為例	備　　考
社会医療法人○○会寄附行為 第１章　名称及び事務所 第１条　本財団は、社会医療法人○○会と称する。	・医療法人○○会から社会医療法人○○会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）第６条参照）及び登記事項変更登記完了の届出（医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第５条の 12 参照）が必要であること。
第２条　本財団は、事務所を○○県○○郡（市）○○町（村）○○番地に置く。	・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。
第２章　目的及び事業 第３条　本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第４条第１項及び第２項、第５条並びに第 28 条第４項において同じ。）
第４条　本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　　○○県○○郡（市）○○町（村） (4) ○○介護医療院 ○○県○○郡（市）○○町（村）	
２　本財団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　　○○県○○郡（市）○○町（村） (4) ○○介護医療院 ○○県○○郡（市）○○町（村）	・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 28 条第４項及び第 29 条第５項において同じ。）
３　本財団が○○県知事から社会医療法人として認定を受けて	・本項には、医療法（昭和 23 年

実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。 (1) ○○県医療計画に記載された救急医療（○○病院） (2) ○○県医療計画に記載された災害医療（○○病院） (3) ○○県医療計画に記載された新興感染症発生・まん延時における医療（○○病院） (4) ○○県医療計画に記載されたへき地医療（○○診療所） (5) ○○県医療計画に記載された周産期医療（○○病院） (6) ○○県医療計画に記載された小児救急医療（○○病院）	法律第 205 号。以下「法」という。）第 42 条の２第１項第４号の規定に基づいて行う救急医療等確保事業に係る業務及び法第 42 条の２第１項第５号の基準に適合する病院又は診療所を掲げる。 ・当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、１以上（２以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、原則、それぞれの都道府県で１以上）のものが、法第 42 条の２第１項第５号の基準に適合していることが必要であること。
第５条　本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営	・本条には、法第 42 条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
第６条　本財団は、前２条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。 (1) 駐車場業 (2) 料理品小売業	・本条には、法第 42 条の２第１項の規定に基づいて行う収益業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
第３章　資産及び会計 第７条　本財団の資産は次のとおりとする。 (1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 事業に伴う収入 (4) その他の収入 ２　本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。	
第８条　本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) 前条第１項第１号の財産中の不動産及び金○○万円 (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品 ２　基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。	・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。
第９条　本財団の資産は、理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。 ２　前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資	・財産の取得又は改良に充てる

金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。 (1) ○○病院の病床の増床（令和○○年実施予定） (2) 診療所の新規開設（令和○○年実施予定） (3) 介護老人保健施設の新規開設（令和○○年実施予定） (4) 介護医療院の新規開設（令和○○年実施予定） (5) 訪問看護ステーションの新規開設（令和○○年実施予定） ３　前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあっては、理事会及び評議員会の議決を経て、取り崩すものとする。	ための資金及び特定事業準備資金は、他の資金と明確に区分して経理されていること。 ・特定事業準備資金を保有しない場合については、「２　前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「３　前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあっては、理事会及び評議員会の議決を経て、取り崩すものとする。」とする。
第 10 条　資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。	
第 11 条　本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び評議員会の議決を経て定める。	
第 12 条　本財団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日に終る。	・任意に１年間を定めても差し支えない。（法第 53 条参照）
第 13 条　本財団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び評議員会の承認を受けなければならない。	・法第 54 条の２第１項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人（以下「社会医療法人債発行法人」という。）については、「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）」とする。
２　本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。	・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書及び本財団の寄附行為」とする。
３　本財団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を○○県知事に届け出なければならな	・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事

い。	の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。 ・２以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。
第14条　決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。	
第４章　評議員	
第15条　本財団に、評議員○名以上○名以内を置く。	・評議員は理事の定数を超える数とする。ただし、都道府県知事の認可を受け理事が１人又は２人の場合にあっては、３人以上とする。
第16条　評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者	
２　評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の定数の同数以下となることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の３分の１を超えて含まれてはならない。	・評議員の親族等とは、次に掲げる者とする。 ①　評議員のいずれか１人 ②　①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族 ③　①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④　①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ⑤　③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
３　評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。	

第 17 条　本財団は、評議員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。 ２ 本財団は、評議員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該評議員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	・本項を規定するか否かは任意。
第５章　評議員会 第 18 条　理事長は、定時評議員会を、毎年〇回、〇月に開催する。 ２　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。 ３　理事長は、総評議員の５分の１以上の評議員から評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から２０日以内に、これを招集しなければならない。	・５分の１の割合については、これを下回る割合を定めることができる。
４　評議員会の招集は、期日の少なくとも５日前までに、その評議員会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。	・招集の通知は、寄附行為で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。
第 19 条　評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。 第 20 条　次の事項は、評議員会の議決を経なければならない。 (1) 寄附行為の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更 (4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し (5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し (6) 収支予算及び決算の決定又は変更 (7) 重要な資産の処分 (8) 借入金額の最高限度の決定 (9) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更 (10) 本財団の解散 (11) 他の医療法人との合併契約の締結 ２　その他重要な事項についても、評議員会の議決を経ることができる。 第 21 条　評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。 ２　評議員会の議事は、法令又はこの寄附行為に別段の定めが	

ある場合を除き、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ３　前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。 第22条　評議員は、評議員会において１個の議決権及び選挙権を有する。 第23条　評議員会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。 第24条　評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する評議員は、当該事項につきその議決権を行使できない。 第25条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 第26条　評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。	
第６章　役員 第27条　本財団に、次の役員を置く。 (1) 理　事　　６名以上〇名以内 うち理事長１名 (2) 監　事　　２名以上〇名以内 第28条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。 ２　本財団の役員を選任するにあたっては、理事は６名を、監事は２名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員の総数の３分の１を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の３分の１を超えて含まれてはならない。なお、監事については、他の役員の親族等が含まれてはならない。	・理事は６名以上、監事は２名以上、評議員は理事の定数を超える数を置かなければならない。 ・役員の親族等とは、次に掲げる者とする。 ①　役員のいずれか１人 ②　①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族 ③　①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④　①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ⑤　③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの ・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。 ①　他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公

	衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の理事又は使用人である者 ② 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
3 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。	
4 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を２以上開設する場合において、都道府県知事（２以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第46条の５第６項参照）
5 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。	・理事の職への再任を妨げるものではない。
6 理事又は監事のうち、その定数の５分の１を超える者が欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。	
第29条 理事長は本財団を代表し、本財団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。	
2 理事長は、医療法人の業務を執行し、 （例１）３箇月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 （例２）毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	・この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならず、報告を省略することはできない。
3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。	
4 監事は、次の職務を行う。 (1) 本財団の業務を監査すること。 (2) 本財団の財産の状況を監査すること。	

(3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に評議員会及び理事会に提出すること。 (4) 第１号又は第２号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○○県知事、評議員会又は理事会に報告すること。 (5) 第４号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。 (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。 ５　監事は、本財団の理事、評議員又は職員（本財団の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。 第 30 条　役員の任期は２年とし、ただし、再任を妨げない。 ２　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 ３　役員は、第 27 条に定める員数が欠けた場合には、役員の任期又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。 第 31 条　役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した評議員の議決権の３分の２以上の賛成がなければ決議することができない。 (1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 (2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 第 32 条　役員の報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員又は評議員の地位にあることのみによっては支給しない。 第 33 条　役員の報酬等は、別に定める基準により支給する。 第 34 条　理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。 (1) 自己又は第三者のためにする本財団の事業の部類に属する取引 (2) 自己又は第三者のためにする本財団との取引 (3) 本財団がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本財団とその理事との利益が相反する取引 ２　前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取	・３分の２を上回る割合を定めることもできる。

引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。	
第35条　本財団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。	・本条を規定するか否かは任意。
２　本財団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	
第７章　理事会	
第36条　理事会は、すべての理事をもって構成する。	
第37条　理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の職務を行う。 (1)本財団の業務執行の決定 (2)理事の職務の執行の監督 (3)理事長の選出及び解職 (4)重要な資産の処分及び譲受けの決定 (5)多額の借財の決定 (6)重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定 (7)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定	
第38条　理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。	
２　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。	
３　理事会を構成する理事の３分の１以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長が理事会を招集しなければならない。	
４　理事会の招集は、期日の１週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。	・１週間を下回る期間を定めることもできる。
５　前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。	
第39条　理事会の議長は、理事長とする。	
第40条　理事は、理事会において各１個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。	
第41条　理事会の決議は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	・過半数を上回る割合を定めることもできる。

2　前項の規定にかかわらず、第20条第１号から第８号までに掲げる事項は、理事会において特別の利害関係を有する理事を除く理事の３分の２以上の多数による議決を必要とする。	
3　第１項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。	・本項を規定するか否かは任意。
第42条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。	
2　理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。	・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。
第43条　理事会の議事についての細則は、理事会で定める。	
第８章　寄附行為の変更	
第44条　この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ３分の２以上の議決を経、かつ、○○県知事の認可を得なければならない。	
第９章　解散及び合併	
第45条　本財団は、次に事由によって解散する。 (1) 目的たる業務の成功の不能 (2) 他の医療法人との合併 (3) 破産手続開始の決定 (4) 設立認可の取消し	
2　前項第１号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ３分の２以上の議決を経、かつ、○○県知事の認可を受けなければならない。	
第46条　本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。	
2　清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。 (1) 現務の結了 (2) 債権の取立て及び債務の弁済 (3) 残余財産の引渡し	
第47条　本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。	
第48条　本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ３分の２以上の議決を経、かつ、○○県知事の認可を得て、他の財団	

たる医療法人又は社団たる医療法人と合併することができる。 第１０章　雑則 第49条　本財団の公告は、 （例１）官報に掲載する方法 （例２）○○新聞に掲載する方法 （例３）電子公告（ホームページ） によって行う。 （例３の場合） ２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は○○新聞）に掲載する方法によって行う。 第50条　この寄附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。	

別 添 ５

令和○○年○○月○○日

医療法人○○会
　理事長　○ ○　○ ○　殿

○ ○ 県 知 事

社会医療法人の認定について

貴法人から令和○○年○○月○○日付けでされた医療法（昭和２３年法律第２０５号）第４２条の２第１項の規定に係る認定申請については、同条同項の要件を満たすものとして認定したので通知します。

なお、認定後においても、当該要件を満たさないこととなったと認められる場合には、この認定を取り消すこととなるからこの旨申し添えます。

注１．認定後２週間以内に主たる事務所の所在地において、３週間以内に従たる事務所の所在地において、名称変更の登記をすること。

注２．認定を受けた後速やかに、国税庁長官が定める届出書に本認定書の写し及び定款又は寄附行為の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出すること。

別 添 ６

令和○○年○○月○○日

社会医療法人○○会
　理事長　○ ○　○ ○　殿

○ ○ 県 知 事

社会医療法人の認定の取消について

貴法人については、下記のとおり医療法（昭和２３年法律第２０５号）第４２条の２第１項第○号の要件を満たさないことが認められたため、同法第６４条の２第１項の規定により、社会医療法人の認定を取り消します。

記

（取り消した理由）

注１．定款又は寄附行為に規定された名称の変更及び収益業務の削除等について、定款又は寄附行為の変更認可申請を早急に行うこと。
注２．認定の取消しを受けた後速やかに、国税庁長官が定める届出書に本認定取消書の写し及び定款又は寄附行為の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出すること。

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

施　設　名	
施設の所在地	
管轄保健所名	

１　診療科目

科　目	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科

２　許可病床数

一　般		療　養		結　核		精　神		感染症		合　計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床

３　構造設備

（１）総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

業務の区分	施　　設	設　備　等
□　救急医療 □　精神科救急医療 □　災害医療 □　新興感染症発生・まん延時における医療 □　へき地医療 　□　病院 　□　へき地診療所 □　周産期医療 □　小児救急医療	□　集中治療室 □　集中治療室（一部は陰圧化が可能なもの） □　母体胎児集中治療管理室 □　新生児集中治療管理室 □　診察室　□　手術室　□　処置室 □　発熱患者等専用として使用可能な診察室 （プレハブ・簡易テント等を含む。） □　臨床検査施設　□　エックス線診療室 □　調剤所　□　保護室　□　面会室 □　診察室（発熱） □　専用病床（　　床） □　優先的に使用される病床 □　陰圧病室（確保病床　　床） ※医療措置協定による確保病床（　　床）の半数以上が陰圧病室内にあること。 □　個室病室 □　備蓄倉庫 □　ヘリポート（□　敷地内　□　近接地） □　医師住宅　□　看護師住宅	□　病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備 □　感染を判断するための検査機器 □　分娩監視装置 □　新生児用呼吸循環監視装置 □　超音波診断装置 □　新生児用人工換気装置 □　微量輸液装置　□　保育器 □　簡易ベッド　□　携帯用医療機器 □　個人防護具 □　感染患者を隔離し動線確保に必要なパーテーション等 □　食料　□　飲料水　□　医薬品 □　自家発電装置 □　トリアージタッグ □　救急用自動車 □　広域災害・救急医療情報システム □　新興感染症発生・まん延時の医療の提供において都道府県知事が求める機能に応じて必要となる設備 （　　）

○　「新興感染症発生・まん延時における医療」については、申請時に有していない施設又は設備がある場合において、医療措置協定を締結した日から３年を超えない範囲で当該協定を締結した病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画（様式任意）がある場合は、これを添付するとともに、以下を記載すること。

「新興感染症発生・まん延時における医療」に係る施設又は設備の整備計画の概要

・施設整備計画
　・・・・・・・・・・(○年○月完成予定)

・設備整備計画
　・・・・・・・・・・(○年○月整備予定)

（２）災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区　　分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室　数

（３）へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病　院　名	施　　設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	□　診察室　□　手術室　□　処置室 □　臨床検査施設　□　エックス線診療室 □　調剤所 □　病床数（　　床） □　医師住宅　□　看護師住宅	
	□　診察室　□　手術室　□　処置室 □　臨床検査施設　□　エックス線診療室 □　調剤所 □　病床数（　　床） □　医師住宅　□　看護師住宅	
	□　診察室　□　手術室　□　処置室 □　臨床検査施設　□　エックス線診療室 □　調剤所 □　病床数（　　床） □　医師住宅　□　看護師住宅	

※　へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあっては、（１）総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表の「施設」欄は記載不要。

4　職種別従業員数

職種／人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定　員																	
実人員																	
内特殊関係者																	

5　勤務体制

	体　制	昼間（15時現在）		夜間（3時現在）		休日（15時現在）	
		専　任	兼　任	専　任	兼　任	専　任	兼　任
医師	病院内						
	オンコール						
内 精神科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内						
	オンコール						
診療放射線技師	病院内						
	オンコール						
臨床検査技師	病院内						
	オンコール						
看護師	病院内						
	オンコール						
合　計	病院内						
	オンコール						
内　救急医療（再掲）（精神科救急医療含む）	病院内						
	オンコール						
内　周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内　小児救急医療（再掲）	病院内						
	オンコール						

６　その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「○」を付すこと。

(1) 精神科救急医療の場合のみ

・　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第５条の２第１号に基づく都道府県知事の指定の有無	
・　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第５条の２第３号に基づく常時勤務する指定医の人数	人

(2) 災害医療の場合のみ

・　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の有無	

(3) 新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

①感染症法第３６条の３第１項に規定する医療措置協定であって、同項第１号に掲げる事項に係るものについて

次の措置を全て含む協定締結の有無 ・　感染症法第３６条の９第１項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して７日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が３０床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置 ・　感染症法第３６条の９第１項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して７日以内に開始し、かつ１日当たり２０人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置 ・　医療人材派遣に係る措置	

②医療法第３０条の１２の６第１項に規定する協定について

・　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）に係る協定締結の有無	
・　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）に係る協定締結の有無	
・　災害支援ナースに係る協定締結の有無	

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第３０条の１２の６第１項に規定する協定」を添付すること。

「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領

１　各表共通

申請書又は決算届に記載した救急医療等確保事業を行っている病院（診療所）毎に記載すること。

２　「２ 許可病床数」

医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載すること。

３　「３ 構造設備」

（１）「（１）総括表」には、該当する業務の区分(複数の基準に該当する場合はその全て)及び所有する施設又は設備等の□にチェックすること。

（２）「（２）災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要」は、以下のとおり記載すること。

①　「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第１外来診療棟、第１病棟等）を記載すること。

②　「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート３階建、木骨モルタル造２階建等）を記載すること。

③　「耐震基準」欄には、「耐震基準を有する」又は「耐震基準を有しない」を記載すること。

※　耐震構造を有する場合とは、昭和５６年６月１日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和５６年５月３１日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和５６年６月１日施行令改正）に基づく耐震基準を満たすものや耐震補強工事等により新耐震基準を満たすものをいう。

④　「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。

⑤　「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載すること。

（３）「（３）へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要」には、医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当するへき地診療所の所在地の都道府県において、当該医療法人が開設するすべての病院について記載すること。

①　「施設」欄には、該当する施設の□にチェックすること（へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあっては、（１）総括表に記載済みのため記載不要)。

②　「へき地からの入院患者の受入れ体制」欄には、その具体的な体制（例えば、病院開院時間におけるへき地の患者の受け入れ（外来、入院、検査等）の可否、○○病院が所有する患者輸送車により搬送できる体制、情報システムにより診療を支援できる体制等）を記載すること。

なお、へき地医療拠点病院へ医師を派遣する病院にあっては、へき地医療拠点病院からへき地診療所へ派遣された医師との連携を図るため、へき地診療所で対応困難な場合等において、当該病院の窓口を経由して対応可能な医師等に相談し、必要な助言・指導を受けられる体制（例えば、「担当窓口：○○室、対応方法：へき地診療所からの応援要請（へき地医療拠点病院を経由する場合を含む。）に対して対応可能な医師等に院内ＰＨＳで連絡し、適切な助言指導を行う。」など）についても記載すること。

４　「４ 職種別従業員数」

（１）直近に終了した会計年度の末日における人数を記載すること。

（２）特殊関係者とは、医療法人の設立者、理事、監事、社員若しくは評議員（以下「設立者等」という。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいう。なお、親族等とは、次の者をいう。

①　設立者等の配偶者及び三親等以内の親族

②　設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③　設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④　ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

５　「５ 勤務体制」

（１）休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第３条に規定する休日及び年末年

始の日（１月１日を除く 12 月 29 日から１月３日まで）を指すこと。）の欄には、直近に終了した会計年度の最終の休日における勤務体制を記載すること。

（２）昼間、夜間の欄には、直近に終了した会計年度の（１）の休日を除く最終の日における勤務体制を記載すること。

（３）専任とは、救急医療（精神科救急医療）、周産期医療又は小児救急医療を担当するために配置された者を指す。

添付書類１－１（救急医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

病　院　名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔時間外等加算割合〕

区　　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	Ａ　　件
内 時間外加算の算定件数	件	件	①　　件
内 休日加算の算定件数	件	件	②　　件
内 深夜加算の算定件数	件	件	③　　件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	④　　件
時間外等加算割合｛(①＋②＋③＋④)／Ａ｝			%

(記載上の注意事項)

○　直近に終了した３会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号）別表第一区分番号Ａ000 に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。

添付資料

○　時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

区　　分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

区　　分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

区　　分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

（合　　計）

区　　分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

（記載上の注意事項）

○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類１－２（救急医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

病　院　名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔夜間等救急自動車等搬送件数〕

消防機関の救急自動車による搬送件数	①	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	②	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	③	件
ヘリコプターによる搬送件数	④	件
合　　計		件
３会計年度平均		件
直近に終了した３会計年度に含まれる令和２年２月から令和３年３月までの月数（A）		月
直近に終了した３会計年度に含まれる令和３年４月から令和４年３月までの月数（B）		月
直近に終了した３会計年度中に国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルスの発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がない場合の基準値 ・　救急医療については、 別添１中別表１上欄に掲げる月数（A）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表２上欄に掲げる月数（B）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を７５０から控除した数 ・　災害医療については、 別添１中別表３上欄に掲げる月数（A）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表４上欄に掲げる月数（B）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を６００から控除した数	⑤	件
直近に終了した３会計年度における国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数（※）	⑥	日

直近に終了した３会計年度中に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値（⑤－⑥×２÷３）	件

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した３会計年度における夜間（午後６時から翌日の午前８時までとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日及び年末年始の日（１月１日を除く１２月２９日から１月３日まで）及び土曜日又はその振替日）の救急搬送件数を記載すること。

※国又は地方公共団体からの要請により休業した日数

期間	日数
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
通算日数	⑥　日

添付資料

○　夜間等救急自動車等搬送件数明細表

○　夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

（合　　計）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(記載上の注意事項)

○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類１－３（精神科救急医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

病　院　名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔時間外等診療件数〕

区　　分	初　診　料 (A)	再　診　料 (B)	内 電話等による 再診料　(C)	合　　計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	①　　件
休日加算の算定件数	件	件	件	②　　件
深夜加算の算定件数	件	件	件	③　　件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	④　　件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		⑤　　件
時間外等診療件数（①＋②＋③＋④＋⑤）				⑥　　件

(記載上の注意事項)

○　直近に終了した３会計年度における時間外等診療件数を記載すること。

○　「上記以外の時間外等入院患者数」については、①～④以外であって、初診に引き続いて入院した患者数を初診料（A）の欄へ計上し、再診に引き続いて入院した患者数を再診料（B）の欄へ計上すること。

添付資料

○　時間外等診療件数明細表

○　「上記以外の時間外等入院患者数」の受診時間を証明する書類及び入院した病室等の名称並びに算定した入院料の名称を証明する書類（救急患者の日報、入院カルテ等。但し、患者の氏名等に係る部分については消去等の処理をすること。）

○　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第３３条の７の規定に基づく応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等の写し）を添付すること。

〔精神科救急医療圏〕

精神科救急医療圏名	人　　口
	⑦　　人　　（統計表名　　）
人口１万人対時間外等診療件数（⑥／⑦×10,000）	人
国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。）を受けて休業した日数（※）	⑧　　日
７．５－⑧×０．０２÷３	

（記載上の注意事項）

○　直近に公表された国勢調査又は人口推計年報（総務省統計局）による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数を記載すること。

※国又は地方公共団体からの要請により休業した日数

期間	日数
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
通算日数	⑧　日

時間外等診療件数明細表

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

区　　分	初　診　料 (A)	再　診　料 (B)	内　電話等による再診 (C)	合　　計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

区　　分	初　診　料 (A)	再　診　料 (B)	内　電話等による再診 (C)	合　　計 (A+B-C)

時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

区　　分	初　診　料 (A)	再　診　料 (B)	内　電話等による再診 (C)	合　　計 (A+B−C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

（合　　計）

区　　分	初　診　料 (A)	再　診　料 (B)	内　電話等による再診 (C)	合　　計 (A+B−C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

（記載上の注意事項）

○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類２（災害医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

病　院　名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔時間外等加算割合又は夜間等救急自動車等搬送件数〕

○　添付書類１－１（救急医療）又は添付書類１－２（救急医療）に記載し、提出（添付資料を含む。）すること。

〔ＤＭＡＴ研修等の実績〕

参加者の役職名	訓　練　又　は　研　修		
	実　施　者　名	訓練又は研修名	実施日又は実施期間

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した会計年度における防災訓練（都道府県又は国）又は研修（ＤＭＡＴ研修）の参加状況を記載すること。

添付資料

○　訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は実施者からの参加依頼文等の写し（個人名欄は消去すること。））

〔都道府県又は国からの災害派遣チーム（ＤＭＡＴ）の派遣要請への対応〕

派遣要請日時	派遣先（被災地）	派 遣 者 数	派遣要請拒否の理由

（記載上の注意事項）

○　過去の派遣要請への対応について記載すること。（過去において派遣要請がない場合は記載する必要はない。）

○　派遣者数は、医師○名、看護師○名のように記載すること。

添付書類３（新興感染症発生・まん延時における医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

病　院　名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔時間外等加算割合又は夜間等救急自動車等搬送件数〕

○　添付書類１－１（救急医療）又は添付書類１－２（救急医療）に記載し、提出（添付資料を含む。）すること。

〔新興感染症の対応に係る訓練又は研修への職員の参加実績〕

・自病院が実施した訓練又は研修

実施日又は実施期間	訓練又は研修名	参加した職員数

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した会計年度における自病院が実施した訓練又は研修について記載すること。

添付資料

○　訓練又は研修ごとに参加した職員の役職名及び所属を記載したリスト（既存資料を提出する場合は、個人名欄は消去すること）。

・外部の機関が実施した訓練又は研修

実 施 者 名	実施日又は実施期間	訓練又は研修名	参加した職員数

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した会計年度における外部の機関が実施した訓練又は研修について記載すること。

添付資料

○　訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は実施者からの参加依頼文等の写し（個人名欄は消去すること。））

○　訓練又は研修ごとに参加した職員の役職名及び所属を記載したリスト（既存資料を提出する場合は、個人名欄は消去すること）。

〔正当な理由がなく医療措置協定に基づく措置を講じていないと都道府県知事が認めるときの都道府県知事からの勧告の有無〕

感染症法第３６条の４第２項に規定する勧告を受けたことがある。	

（記載上の注意事項）

○　過去に、都道府県知事から当該勧告を受けたことがある場合は、空欄に〇を付すこと。

添付書類４－１（へき地医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

病　院　名	へき地医療拠点病院の指定　（　有　・　無　）
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数〕

支援診療所名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣日数
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
合　　計			※　　人日

〔国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合〕

期間	日数
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
通算日数	日

※　「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、53 人日以上（へき地医療拠点病院の指定を受けている社会医療法人にあっては、他の医療法人から医師の派遣を受けて行われたへき地診療所に対する医師の派遣の延べ派遣日数は除く。）であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合は、（53－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数）人日以上であること。（派遣を行うことができなかった日数が１月あたり４日を超える場合は、その月については当該日数を４日として計算することとする。）

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所（当該医療法人が開設又は指定管理者として管理するものを除く。）に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。

○　当該病院の所在地の都道府県において行っている医師派遣について記載すること。

添付資料

○　医師派遣明細表

○　へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等の写し）

医師派遣明細表

派遣日又は派遣期間	派遣日数	派遣先（診療所名）	派遣医師数	医師の延べ派遣日数	受診可能診療科目
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	

	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
合　　計	ー	ー	ー	人日	ー

（記載上の注意事項）

○　派遣日は「令和〇年〇月〇日」、派遣期間は「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記載すること。

○　受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

添付書類４－２（へき地医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

病　院　名	へき地医療拠点病院の指定　（　有　・　無　）
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔へき地に対する巡回診療の延べ診療日数〕

地区名（診療場所）	診療日数	診療医師数	延べ診療日数
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
合　　計			※　　人日

〔国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合〕

期間	日数
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
通算日数	日

※　「延べ診療日数」の合計欄は、53 人日以上（へき地医療拠点病院の指定を受けている社会医療法人にあっては、他の医療法人から医師の派遣を受けて行われたへき地における巡回診療の延べ診療日数は除く。）であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日がある場合は、（53－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の巡回診療を行うことができなかった日数）人日以上であること。（巡回診療を行うことができなかった日数が１月あたり４日を超える場合は、その月については当該日数を４日として計算することとする。）

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した会計年度におけるへき地に対する巡回診療の延べ診療日数を記載すること。

○　地区名欄に地区名及び診療場所（○○公民館等）を（　　）書で記載すること。

○　当該病院の所在地の都道府県において行っている巡回診療について記載すること。

添付資料

○　巡回診療明細表

○　へき地に対する巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）

巡回診療明細表

診療日又は診療期間	診療日数	巡回先（診療場所）	診療医師数	延べ診療日数	受診可能診療科目	受診延患者数
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人

	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
合　　計	―	―	―	人日	―	―

(記載上の注意事項)

○　診療日は「令和〇年〇月〇日」、診療期間は「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記載すること。

○　受診可能診療科目は巡回診療に従事した医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

添付書類４－３（へき地医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

診　療　所　名	
診療所の所在地	
管轄保健所名	

〔へき地診療所診療日数〕

診療日数（年間）	病院等への救急搬送対応状況		
	搬送件数	搬送手段	搬 送 先
日間	件		

(記載上の注意事項)

○　直近に終了した会計年度におけるへき地診療所の診療日数等を記載すること。

添付資料

○　へき地診療所診療日明細表

〔国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合〕

期間	日数
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
通算日数	日

※　「診療日数（年間）」は、209 日以上であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合は、（209－国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数）日以上であること。（休業した日数が１月あたり 17 日を超える場合は、その月については当該日数を 17 日として計算することとする。）

へき地診療所診療日明細表

診療日又は診療期間	診療時間	診療日数	診療医師数	受診可能診療科目	受診延べ患者数
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人

		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
合　　計	―	日間	―	―	―

(記載上の注意事項)

○　診療日は「令和〇年〇月〇日」、診療期間は「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記載すること。

○　診療時間は「午前〇〇時から午後〇〇時まで」のように記載すること。

○　診療日数は診療時間の長短にかかわらず、診療を行った日数を記載すること。

○　受診可能診療科目は当該へき地診療所において実際に受診できる診療科目を全て記載すること。

添付書類４－４（へき地医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

医療法人名 病　院　名 病院所在地	
へき地医療拠点病院 所在地	
へき地診療所名 所在地	
管轄保健所名	

〔へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数〕

支援へき地医療 拠点病院名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣日数
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
合　　計			※　　人日

〔国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合〕

期間	日数
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日

年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
通算日数	日

※　「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、106 人日以上であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合は、(106－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数) 人日以上であること。(派遣を行うことができなかった日数が１月あたり９日を超える場合は、その月については当該日数を９日として計算することとする。)

(記載上の注意事項)

○　直近に終了した会計年度における、へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。

○　当該病院の所在地の都道府県のへき地医療拠点病院に対して行っている医師派遣について記載すること。

添付資料

○　医師派遣明細表

○　へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援へき地医療拠点病院との協定書等の写し）

医師派遣明細表（当該病院→へき地医療拠点病院）

派遣日又は派遣期間	派遣日数	派遣先 （へき地医療拠点病院名）	派遣医師数	医師の延べ 派遣日数	受診可能 診療科目
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	

	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
合　　計	―	―	―	人日	―

（記載上の注意事項）

○　派遣日は「令和〇年〇月〇日」、派遣期間は「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記載すること。

○　受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

〔へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数〕

支援へき地診療所名	派遣日数 （うち、純増日数）	派遣医師数	医師の延べ派遣日数 （うち、純増日数）
	日間 （純増　　日間）	人	人日 （純増　　人日）
	日間 （純増　　日間）	人	人日 （純増　　人日）
	日間 （純増　　日間）	人	人日 （純増　　人日）
	日間 （純増　　日間）	人	人日 （純増　　人日）
	日間 （純増　　日間）	人	人日 （純増　　人日）
合　　計	日間 （純増　　日間）		※　　人日 （純増　　人日）

〔国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合〕

期間	日数
年　　月　　日～　　年　　月　　日	日
年　　月　　日～　　年　　月　　日	日
年　　月　　日～　　年　　月　　日	日
年　　月　　日～　　年　　月　　日	日
年　　月　　日～　　年　　月　　日	日
年　　月　　日～　　年　　月　　日	日
通算日数	日

※　「医師の延べ派遣日数」の（純増　　人日）の合計欄は、106 人日以上であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合は、(106－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数）人日以上であること。（派遣を行うことができなかった日数が１月あたり９日を超える場合は、その月については当該日数を９日として計算することとする。）

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。

○　当該へき地医療拠点病院の所在地の都道府県のへき地診療所に対して行っている医師派遣について記載すること。

○　（純増　　日間）には、直近に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の派遣日数のうち、当該医療法人から医師の派遣を受けて行われたへき地診療所に対する医師の派遣日数を記載すること。

添付資料

○　医師派遣明細表

○　へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類（へき地医療拠点病院とへき地診療所との協定書等の写し）

医師派遣明細表（へき地医療拠点病院→へき地診療所）

派遣日又は派遣期間	派遣日数 （うち、純増日数）	派遣先 （へき地診療所）	派遣医師数	医師の延べ 派遣日数 （うち、純増日数）	受診可能 診療科目
	日間 （純増　　日間）		人	人日 （純増　　人日）	
	日間 （純増　　日間）		人	人日 （純増　　人日）	
	日間 （純増　　日間）		人	人日 （純増　　人日）	
	日間 （純増　　日間）		人	人日 （純増　　人日）	
	日間 （純増　　日間）		人	人日 （純増　　人日）	
	日間 （純増　　日間）		人	人日 （純増　　人日）	
	日間 （純増　　日間）		人	人日 （純増　　人日）	
	日間 （純増　　日間）		人	人日 （純増　　人日）	
	日間 （純増　　日間）		人	人日 （純増　　人日）	
	日間 （純増　　日間）		人	人日 （純増　　人日）	
	日間 （純増　　日間）		人	人日 （純増　　人日）	

	日間 （純増　　日間）		人	人日 （純増　　人日）	
	日間 （純増　　日間）		人	人日 （純増　　人日）	
	日間 （純増　　日間）		人	人日 （純増　　人日）	
	日間 （純増　　日間）		人	人日 （純増　　人日）	
合　　計	－	－	－	人日 （純増　　人日）	－

（記載上の注意事項）

○　派遣日は「令和〇年〇月〇日」、派遣期間は「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記載すること。

○　受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

添付書類４－５（へき地医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

医療法人名 病　院　名 病院所在地	
へき地医療拠点病院名 病院の所在地	
管轄保健所名	

〔へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数〕

支援へき地医療 拠点病院名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣日数
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
合　　計			※　　人日

〔国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合〕

期間	日数
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日

年　　月　　日～　　年　　月　　日	日
通算日数	日

※　「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、106 人日以上であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合は、(106－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数)人日以上であること。(派遣を行うことができなかった日数が１月あたり９日を超える場合は、その月については当該日数を９日として計算することとする。)

(記載上の注意事項)

○　直近に終了した会計年度におけるへき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。

○　当該病院の所在地の都道府県のへき地医療拠点病院に対して行っている医師派遣について記載すること。

添付資料

○　医師派遣明細表

○　へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援へき地医療拠点病院との協定書等の写し）

医師派遣明細表（医療法人→へき地医療拠点病院）

派遣日又は派遣期間	派遣日数	派遣先 (へき地医療拠点病院名)	派遣医師数	医師の延べ 派遣日数	受診可能 診療科目
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	

	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
合　　計	－	－	－	人日	－

（記載上の注意事項）

○　派遣日は「令和〇年〇月〇日」、派遣期間は「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記載すること。

○　受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

〔へき地に対する巡回診療の延べ診療日数〕

地区名（診療場所）	診療日数 （うち、純増日数）	診療医師数	延べ診療日数 （うち、純増日数）
	日間 （純増　　日間）	人	人日 （純増　　人日）
	日間 （純増　　日間）	人	人日 （純増　　人日）
	日間 （純増　　日間）	人	人日 （純増　　人日）
	日間 （純増　　日間）	人	人日 （純増　　人日）
	日間 （純増　　日間）	人	人日 （純増　　人日）
合　　計	日間 （純増　　日間）		※　　人日 （純増　　人日）

〔国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日がある場合〕

期間	日数
年　　月　　日～　　年　　月　　日	日
年　　月　　日～　　年　　月　　日	日
年　　月　　日～　　年　　月　　日	日
年　　月　　日～　　年　　月　　日	日
年　　月　　日～　　年　　月　　日	日

年　　月　　日～　　年　　月　　日	日
通算日数	日

※　「延べ診療日数」の（純増　　人日）の合計欄は、106 人日以上であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日がある場合は、(106ー国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の巡回診療を行うことができなかった日数）人日以上であること。巡回診療を行うことができなかった日数が１月あたり９日を超える場合は、その月については当該日数を９日として計算することとする。）

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地に対する巡回診療の延べ診療日数を記載すること。

○　地区名欄に地区名及び診療場所（○○公民館等）を（　　）書で記載すること。

○　当該へき地医療拠点病院の所在地の都道府県において行っている巡回診療について記載すること。

○　（純増　　日間）には、直近に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地に対する巡回診療の診療日数のうち、当該医療法人から医師の派遣を受けて行われた、へき地に対する巡回診療の診療日数を記載すること。

添付資料

○　巡回診療明細表

○　へき地に対する巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）

巡回診療明細表（へき地医療拠点病院→巡回診療）

診療日又は診療期間	診療日数 （うち、純増日数）	巡回先 （診療場所）	診療 医師数	延べ 診療日数	受診可能 診療科目	受診延 患者数
	日間 （純増　　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　　日間）		人	人日		人

	日間 （純増　　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　　日間）		人	人日		人
合　　計	―	―	―	人日	―	―

（記載上の注意事項）

○　診療日は「令和〇年〇月〇日」、診療期間は「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記載すること。

○　受診可能診療科目は巡回診療に従事した医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

添付書類５（周産期医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

病　院　名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔分娩実施件数〕

会　計　年　度	件　　数	内 ハイリスク分娩管理加算の算定件数
令和　年　月　日 ～令和　年　月　日	件	件
令和　年　月　日 ～令和　年　月　日	件	件
令和　年　月　日 ～令和　年　月　日	件	件
合　　計	件	件
３会計年度平均	件	－

(記載上の注意事項)

○　終了した３会計年度における分娩実施件数を記載すること。

〔母体搬送件数〕

会　計　年　度	件　　数
令和　年　月　日 ～令和　年　月　日	件
令和　年　月　日 ～令和　年　月　日	件
令和　年　月　日 ～令和　年　月　日	件
合　　計	件
３会計年度平均	件

(記載上の注意事項)

○　直近に終了した３会計年度における母体搬送件数を記載すること。

添付資料

○　母体搬送件数明細表

○　母胎搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

母体搬送件数明細表

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

（合　　計）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

（記載上の注意事項）

○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類６（小児救急医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

病　院　名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔６歳未満の時間外等加算割合〕

区　　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	A　　件	件
内 時間外加算の算定件数	件	①　　件	件
内 休日加算の算定件数	件	②　　件	件
内 深夜加算の算定件数	件	③　　件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	④　　件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	B　　件	件
時間外等加算割合｛(①＋②＋③＋④＋B）／A＋B｝		％	－

(記載上の注意事項)

○　直近に終了した３会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成１８年厚生労働省告示第９２号）別表第一区分番号A000 に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。

添付資料

○　時間外等加算件数明細表

○　「上記以外の時間外等入院患者数」の受診時間を証明する書類及び入院した病室等の名称並びに算定した入院料の名称を証明する書類（救急患者の日報、入院カルテ等。但し、患者の氏名等に係る部分については消去等の処理をすること。）

時間外等加算件数明細表

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

区　　分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

区　　分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

区　　分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

（合　　計）

区　　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

（記載上の注意事項）

○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類７

公的な運営に関する要件（医療法第４２条の２第１項第１号から第３号まで及び第６号）に該当する旨を説明する書類（運営）

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

１　運営組織（法第４２条の２第１項第１号から第３号まで、規則第３０条の３５の３第１項第１号イ及びハ）

	総　　数	最も人数の多い親族等のグループの人数	親族等の割合	最も人数の多い他の同一団体のグループの人数	他の同一団体の割合
理　事	人	人	%	人	%
監　事	人			人	%
社　員	人	人	%		
評議員	人	人	%		

２　役員等の選任方法（規則第３０条の３５の３第１項第１号ロ）

（財団医療法人である場合は、該当する項目欄の□にチェックすること。）

□　すべての評議員を理事会において推薦

３　報酬等の支給基準（規則第３０条の３５の３第１項第１号ニ）

（該当する項目欄の□にチェックすること。）

□　理事、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている

	支給基準の内容
理　事	
監　事	
評議員	

添付資料

○　理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

４　経理内容（規則第３０条の３５の３第１項第１号ホ及びへ）

区　　分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用		有　・　無
金銭の貸付け		有　・　無
資産の譲渡		有　・　無
給与の支給		有　・　無
役員等の選任		有　・　無
その他財産の運用及び事業の運営		有　・　無

５　遊休財産（規則第３０条の３５の３第１項第１号ト及び第２項）

区　　分	金　　額
Ａ　資産の総額	円
Ｂ　純資産の額	円
Ｃ　純資産の額の資産の総額に対する割合（Ｂ／Ａ×１００）	％
Ｄ　控除対象財産の帳簿価額（イからへまでの合計額）	円
イ　本来業務の用に供する財産	円
ロ　附帯業務の用に供する財産	円
ハ　収益業務の用に供する財産	円
ニ　イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産	円
ホ　減価償却引当特定預金	円
ヘ　特定事業準備資金	円
Ｅ　遊休財産額（（Ａ－Ｄ）×Ｃ）	円
Ｆ　事業費用の額	円

添付資料

○　直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合に限る。）

６　保有財産（規則第３０条の３５の３第１項第１号チ）

区　　分	具 体 的 な 内 容	他の団体の意思決定への関与の有無
株　　式		有　・　無
出　　資		有　・　無
社団法人の社員権		有　・　無
組合契約		有　・　無
信　　託		有　・　無
外国の法令に基づく財産		有　・　無

７　法令違反（規則第３０条の３５の３第１項第１号リ）

区　　分	具 体 的 な 内 容	事実の有無
法令違反		有　・　無
勧告に反する開設、増床、種別変更		有　・　無
帳簿書類の隠ぺい、仮装		有　・　無
その他公益に反する事実		有　・　無

「公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類（運営）」の記載要領

１　「１　運営組織」

（１）「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」（書類付表１）の記載内容に基づき、各欄を記載すること。

（２）「最も人数の多い他の同一団体のグループの人数」欄には、公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）（以下「公益法人等」という。）を除く他の同一団体のグループの人数を記載すること。

２　「２　役員等の選任方法」

該当する項目欄の□にチェックすること。

３　「３　報酬等の支給基準」

該当する項目欄の□にチェックすること。

支給基準を定めている場合には、その内容を記載し、当該支給基準を添付すること。

４　「４　経理内容」

（１）「医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容」欄には、「経理等に関する明細表」（書類付表２）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

①　「施設の利用」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が医療法人の施設を利用している場合に、その利用状況の内容を記載すること。

②　「金銭の貸付け」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に金銭を貸し付けている場合に、その貸付けの内容を記載すること。

③　「資産の譲渡」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に資産を譲渡した場合に、その譲渡の内容を記載すること。

④　「給与の支給」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対し支給している給与について、その支給の内容を記載すること。

⑤　「役員等の選任」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が理事、監事、社員又は評議員に選任された場合に、その選任状況の内容を記載すること。

⑥　「その他財産の運用及び事業の運営」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体からの借用物件、借入金及び譲受資産等がある場合に、その取引の内容について記載すること。

（２）医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。

イ　当該医療法人の理事、監事又は使用人

ロ　当該医療法人が社団医療法人である場合にあっては、その社員

ハ　当該医療法人が財団医療法人である場合にあっては、その設立者又は評議員
ニ　イからハまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
ホ　イからハまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ヘ　イからハまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
ト　ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

（３）特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。
イ　株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益目的の事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体
ロ　特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

５　「５　遊休財産」

「保有する資産の明細表」（書類付表３）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

①　「Ａ　資産の総額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の部の合計額を記載すること。ただし、純資産の部に評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を資産の部の合計額から控除するものとする。

②　「Ｂ　純資産の額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する純資産の部の合計額（貸借対照表上の資産の総額から負債の額を控除した額）を記載すること。ただし、評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額から控除するものとする。

③　「Ｃ　純資産の額の資産の総額に対する割合」欄

純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

④　「イ　本来業務の用に供する財産」欄

当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑤　「ロ　附帯業務の用に供する財産」欄

医療法第４２条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑥　「ハ　収益業務の用に供する財産」欄

医療法第４２条の２第１項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑦　「ニ　イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産」欄

現に使用されていないが、イからハまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）を記載すること。

⑧　「ホ　減価償却引当特定預金」欄

イからハまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額を記載すること。

⑨　「ヘ　特定事業準備資金」欄

将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「○○事業特定預金」の合計額を記載すること。

⑩　「Ｅ　遊休財産額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から控除対象財産の帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額の資産の総額に対する割合を乗じて得た額（その数に小数点未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

６　「６　保有財産」

①　「株式」欄

医療法人が株式を保有している場合に、その内容を記載すること。

②　「出資」欄

医療法人が特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

③　「社団法人の社員権」欄

医療法人が合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権を保有している場合に、その内容を記載すること。

④　「組合契約」欄

医療法人が民法第６６７条第１項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成１０年法律第９０号）第３条第１項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成１７年法律第４０号）第３条第１項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑤　「信託」欄

医療法人が信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑥　「外国の法令に基づく財産」欄

医療法人が外国の法令に基づく財産であって、①から⑤までに掲げる財産に類するものを保有している場合に、その内容を記載すること。

７「７　法令違反」

「法令違反」欄には、直近の３会計年度において、次に掲げる事実がある場合に、その内容を記載すること。

イ　医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合

ロ　医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合

ハ　医療法第３０条の１１の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

ニ　医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、医療法第６４条第１項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは第２項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員の解任の勧告が発せられた場合

ホ　その他イからニまでに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合

（書類付表１）

理事、監事、社員及び評議員に関する明細表

区　　分	氏　　名	親族等の関係	職　　業	法人格の有無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無

「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」（書類付表１）の記載要領

（１）理事、監事、社員及び評議員（以下「社員等」という。）について、申請時に就任しているすべての者を、それぞれ別葉に記載すること。

（２）「区分」欄には、社員等のいずれかを記載すること。なお、役職名（理事長等）を記載すること。

（３）「親族等の関係」欄には、社員等のそれぞれについて、それぞれのグループの中で親族関係を有する者及び特殊の関係がある者がいる場合に、その旨（例えば、○○の配偶者、△△の使用人等）を記載すること。

なお、親族関係を有する者及び特殊の関係がある者とは、次に掲げる者をいう。

イ　社員等の配偶者及び三親等以内の親族

ロ　社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ニ　ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

（４）「職業」欄には、当該医療法人における役職等及び当該医療法人以外の勤務先又は所属している学術団体等の名称並びに役職等をすべて具体的に（例えば当法人○○病院院長、○○会社社長、○○事務所事務員、○○医師会会員等）記載し、当該勤務先又は学術団体等にかかる法人格の有無について「法人格の有無」欄に記載すること。

（書類付表２）

経理等に関する明細表

１　医療法人の関係者等の施設の利用明細

区　　分	関係者等の 氏名又は名称	特殊の関係	内　　容	利用年月日	利用料金
施設の貸与					
そ　の　他					

２　医療法人の関係者等に対する貸付金の明細

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

３　医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

４　医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細

氏　　名	職務内容	就職年月日	常勤又は 非常勤の別	社 員 等 との関係	給与の支給 の　有　無
					有　・　無
					有　・　無
					有　・　無
					有　・　無
					有　・　無
					有　・　無
					有　・　無
					有　・　無
					有　・　無
					有　・　無

５　その他

（１）医療法人の関係者等からの借用物件の明細

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

（２）医療法人の関係者等からの借入金の明細

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

（３）医療法人の関係者等からの譲受資産の明細

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

（４）医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細

関係者等の氏名	特殊の関係	医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細				
		法人名	所在地	代表者名	取引状況	役職等

（５）その他財産の運用及び事業の運営

医療法人の関係者等の氏名又は名称	具体的な内容

「申請者の経理等に関する明細表」（書類付表２）の記載要領

１　各欄共通

医療法人の関係者等とは、次に掲げる者とする。

イ　当該医療法人の理事、監事又は使用人

ロ　当該医療法人が社団医療法人である場合にあっては、その社員

ハ　当該医療法人が財団医療法人である場合にあっては、その設立者又は評議員

ニ　イからハまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

ホ　イからハまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ヘ　イからハまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ト　ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

チ　株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第２条第４号に規定する公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体

リ　特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

２　「１　医療法人の関係者等の施設の利用明細」

①　申請時における医療法人の関係者等について、次の区分に応じて記載すること。

イ　医療法人の関係者等に対して、医療法人の土地、建物等の物件を賃貸（無償で使用させている場合を含む。）している場合には、「施設の貸与」欄にその内容を記載すること。

ロ　医療法人の関係者等に対して、上記以外に当該医療法人の施設を利用させている場合には、「その他」欄にその内容を記載すること。

②　「特殊の関係」欄には、使用者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

③　「内容」欄には、その施設の利用状況（例えば、社宅として建物を貸与、他の法人（会社）の事務室等）を記載すること。

④　「利用年月日」欄には、その施設の利用年月日（例えば、社宅の貸与の場合等には利用期間）を記載すること。

３　「２　医療法人の関係者等に対する貸付金の明細」

①　医療法人の関係者等に対する貸付金がある場合に記載すること。

②　この表の記載は、貸付先の異なるごとに記載すること。

③　貸付金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。

④　貸付当初の元本は、貸換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。

⑤　「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

４　「３　医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細」

①　直近に終了した３会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）に対して、医療法人の土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲渡がある場合に記載すること。

②　「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

５　「４　医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細」

①　申請時の従業員（医療法人の業務に従事している社員等（理事、監事、社員及び評議員をいう。以下同じ。）のうち、医療法人の関係者等について記載すること。

②　「職務内容」欄には、現在の担当している職務の内容（例えば、副院長、内科部長、事務長等）を記載すること。

③　「社員等との関係」欄には、医療法人の社員等との関係（例えば、その者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名等）について記載すること。

６　「５　その他」の「（１）医療法人の関係者等からの借用物件の明細」

①　直近に終了した会計年度の末日現在において、医療法人の関係者等から土地、建物、医療機械器具等の物件を賃借（無償で使用している場合を含む。）している場合に記載すること。

②　「特殊の関係」欄には、貸主が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

③　「備考」欄には、賃借に際し、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載すること。

７　「５ その他」の「（２）医療法人の関係者等からの借入金の明細」

①　医療法人の関係者等からの借入金がある場合に記載すること。

②　この表の記載は、債権者の異なるごとに記載すること。

③　借入金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。

④　借入当初の元本は、借換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。

⑤　「特殊の関係」欄には、債権者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

８　「５ その他」の「（３）医療法人の関係者等からの譲受資産の明細」

①　直近に終了した３会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）から、医療法人に対して土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲受がある場合に記載すること。

②　「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

9　「５ その他」の「（４）医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細」

①　申請時において、医療法人の関係者等が社員等（従業員を含む。）となっている他の法人がある場合に、その明細を記載すること。

②　「特殊の関係」欄には、当該関係者等が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人又は団体名を記載すること。

③　「取引状況」欄には、当該他の法人と申請医療法人との取引の状況（例えば、病院の清掃を請け負う等）を記載すること。

④　「役職等」欄には、他の法人における当該関係者等の役職等（例えば、役員、従業員等）を記載すること。

10　「５ その他」の「（５）その他財産の運用及び事業の運営」

申請時において、上記以外に財産の運用及び事業の運営に関し、医療法人の関係者等が利益を受けている場合に、その内容を記載すること。

（書類付表３）

保有する資産の明細表

１　総括表

区　　分	業務の用に供する財産	保有財産	減価償却引当特定預金	特定事業準備資金	その他の財産
流動資産	円				円
現金及び預金					円
事業未収金	円				円
有価証券					円
たな卸資産	円				円
前渡金	円				円
前払費用	円				円
その他の流動資産	円				円
固定資産	円	円	円	円	円
有形固定資産	円	円			円
建物	円	円			円
構築物	円	円			円
医療用器械備品	円	円			円
その他の器械備品	円	円			円
車両及び船舶	円	円			円
土地	円	円			円
建物仮勘定		円			円
その他の有形固定資産	円	円			円
無形固定資産	円	円			円
借地権	円	円			円
ソフトウエア	円	円			円
その他の無形固定資産	円	円			円
その他の資産	円		円	円	円
有価証券					円
長期貸付金					円
役職員等長期貸付金					円
長期前払費用	円				円
繰延税金資産	円				円
減価償却引当特定預金			円		
○○事業特定預金				円	
その他の固定資産	円				円
資産合計	①　円	②　円	③　円	④　円	円

(記載上の注意事項)

○　直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。

○　表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

２　業務の用に供する財産の明細

施設名（事業名） 区分	合　　計			
流動資産	円	円	円	円
事業未収金	円	円	円	円
たな卸資産	円	円	円	円
前渡金	円	円	円	円
前払費用	円	円	円	円
その他の流動資産	円	円	円	円
固定資産	円	円	円	円
有形固定資産	円	円	円	円
建物	円	円	円	円
構築物	円	円	円	円
医療用器械備品	円	円	円	円
その他の器械備品	円	円	円	円
車両及び船舶	円	円	円	円
土地	円	円	円	円
その他の有形固定資産	円	円	円	円
無形固定資産	円	円	円	円
借地権	円	円	円	円
ソフトウエア	円	円	円	円
その他の無形固定資産	円	円	円	円
その他の資産	円	円	円	円
長期前払費用	円	円	円	円
繰延税金資産	円	円	円	円
その他の固定資産	円	円	円	円
資産合計	⑤　　円	円	円	円

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあっては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。

○　表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。

○　⑤が①と一致すること。

３　保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の帳簿価額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合　　計	－	－	円	⑥　　円

（記載上の注意事項）

○　⑥が②と一致すること。

４　減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は改良の予定年度	左記の予定年度に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定預金の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合　　計	－	円	円	⑦　　円

（記載上の注意事項）

○　⑦が③と一致すること。

５　特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始予定年度	左記の予定年度に必要な最低額	毎会計年度に積み立てる額	特定事業準備資金の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合　　計	－	円	円	⑧　　円

（記載上の注意事項）

○　⑧が④と一致すること。

○　当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。（なお、当該別紙についても閲覧対象であること）

6　土地の明細

住　　所	総面積	内　借地の面積	内　自地の面積	用途の区分
	㎡	㎡	㎡	
	㎡	㎡	㎡	
	㎡	㎡	㎡	

7　建物の明細

区　　分	構造の概要	総　面　積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積
		㎡			㎡
					㎡
					㎡
		㎡			㎡
					㎡
					㎡
		㎡			㎡
					㎡
					㎡

8　医療用器械備品の明細

品　　名	規　　格	数　量	単　価	自用・借用	用途の区分

「保有する資産の明細表」（書類付表３）の記載要領

１　「１　総括表」、「２　業務の用に供する財産の明細」、「３　保有財産の明細」、「４　減価償却引当特定預金の明細」、「５　特定事業準備資金の明細」

①　総括表の「業務の用に供する財産」欄及び「２　業務の用に供する財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「２　業務の用に供する財産の明細」は施設毎に記載し、「施設名」欄に当該施設名（本来業務を行う施設で附帯業務又は収益業務も行う場合にあっては、当該附帯業務又は収益業務に係る事業名）を記載すること。

イ　当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額

ロ　医療法第４２条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額

ハ　医療法第４２条の２第１項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額

②　総括表の「保有財産」欄及び「３　保有財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「３　保有財産の明細」は保有財産の種類毎に記載し、「保有財産」欄にその種類と当該財産の使用目的（例えば、土地（病院）、建物（診療所）等）を記載すること。

ニ　現に使用されていないが、イからハまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）

③　総括表の「減価償却引当特定預金」欄及び「４　減価償却引当特定預金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「４　減価償却引当特定預金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ホ　イからハまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額

④　総括表の「特定事業準備資金」欄及び「５　特定事業準備資金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「５　特定事業準備資金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ヘ　将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金にかかる支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「○○事業特定預金」の額

２　「６　土地の明細」

①　医療法人が所有する土地（借地を含む。）を住所毎に記載すること。

②　「総面積」欄には、その土地の総面積を記載すること。

③　「内　借地の面積」欄及び「内　自地の面積」欄には、その土地の借地に係る面積及び医療法人が所有する土地に係る面積をそれぞれ記載すること。

④　「用途の区分」欄には、その土地の用途の異なるごとに、その用途（例えば、○○病院、○○診療所、介護老人保健施設○○、○○介護医療院、医師住宅等）を記載すること。

３　「７ 建物の明細」

①　「区分」欄には、建物（借家を含む。）の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第１外来診療棟、第１病棟等）を記載すること。

②　「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート３階建、木骨モルタル造

２階建等）を記載し、耐震構造を有する場合は「(耐震)」を記載すること。

なお、耐震構造を有する場合とは、昭和５６年６月１日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和５６年５月３１日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和５６年６月１日施行令改正）に基づく耐震基準を満たしている場合や耐震補強工事等により新耐震基準を満たしているものをいう。

③　「総面積」欄には、その建物の延べ面積を記載すること。

④　「自家・借家」欄には、「自家」又は「借家」と記載すること。

⑤　「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。

⑥　「用途別の面積」欄には、その建物の用途別の延べ面積を記載すること。

４　「８　医療用器械備品の明細」

①　医療法人が所有する主要な医療用器械備品（借用を含む。）を器械毎に記載すること。

②　「単価」欄には、その器械の直近に終了した会計年度における帳簿価額（借用の場合は、その器械の直近に終了した会計年度における年間賃借料）を記載すること。

③　「自用・借用」欄には、「自用」又は「借用」と記載すること。

④　「用途の区分」欄には、その器械の用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室等）を記載すること。

添付書類８

公的な運営に関する要件（医療法第４２条の２第１項第６号）に該当する旨を説明する書類（事業）

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

１　経費の額等の明細（規則第３０条の３５の３第１項第２号イ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	業務に係る費用の額（A）	全費用の額（B）	割　合 A／B
	円	円	%
			%
			%
合　　計	①	②	%

（記載上の注意事項）

⑴ 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。

⑵ 業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。

⑶ 全費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

２　収入金額（規則第３０条の３５の３第１項第２号ロ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	区　　分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収　入　金　額	収入金額計	診療割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他				
	計				
合　　計	社会保険診療			③	⑪
	労災保険診療			④	⑫
	健康診査			⑤	⑬
	予防接種			⑥	⑭
	助産			⑦	⑮
	介護事業			⑧	⑯
	障害福祉事業			⑨	⑰
	その他			⑩	
	計				100.0%

(記載上の注意事項)

(1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。

(2) 合計③～⑩の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

3　労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第３０条の３５の３第１項第２号ロ）

労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

□　同一の基準による

□　同一の基準によらない

4　健康診査に係る収入の明細（規則第３０条の３５の３第１項第２号ロ）

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入合計	⑱　　円

(記載上の注意事項)

○　⑤が⑱と一致すること。

5　予防接種に係る収入の明細（規則第３０条の３５の３第１項第２号ロ）

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻しん	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円
計	円	計	円
		予防接種に係る収入合計	⑲　　円

(記載上の注意事項)

○　⑥が⑲と一致すること。

6　助産に係る収入の明細（規則第３０条の３５の３第１項第２号ロ）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	⑳　　件	㉑　　円
分娩件数（⑳）×５０万円		㉒　　円

(記載上の注意事項)

○　⑦が㉑又は㉒の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

○　診療報酬規程

７　介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第３０条の３５の３第１項第２号ロ）

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		円
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	㉓　円

（記載上の注意事項）

○　⑧が㉓と一致すること。

８　障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第３０条の３５の３第１項第２号ロ）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	㉔　円

（記載上の注意事項）

○　⑨が㉔と一致すること。

９　自費患者に対し請求する金額（規則第３０条の３５の３第１項第２号ハ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

□　同一の基準による

□　同一の基準によらない

１０　経費の額等の明細（規則第３０条の３５の３第１項第２号ニ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	医療診療により収入する金額（A）	患者のために直接必要な経費の額			割　合 A／B
		医師、看護師等の給与	医療の提供に要する費用（投薬費を含む）	合　　計（B）	
	円	円	円	円	%
					%
					%
合　　計	㉕			㉖	%

（記載上の注意事項）

(1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。

(2) 医療診療により収入する金額合計㉕が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。

(3) 患者のために直接必要な経費の額合計㉖が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

別 添 7

令和　　年　　月　　日

都 道 府 県 知 事　殿

主たる事務所の所在地
医療法人　　会
理事長

救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定申請書

社会医療法人の要件を欠くに至ったことが、本法人の責めに帰することができない事由として、〇〇であることから、医療法施行令（昭和２３年政令第３２６号）第５条の５の２第２項並びに同法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号）第３０条の３６の５及び第３０条の３６の６の規定に基づき、医療法（昭和２３年法律第２０５号）第４２条の３第１項に規定する実施計画の認定について、実施計画等を添えて申請します。

別 添 ８

医療法施行規則　別記様式第１の２（第 30 条の 36 の 3 関係）

救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画

１．救急医療等確保事業に係る業務

（１）救急医療等確保事業に係る業務を継続的に実施する趣旨

（２）救急医療等確保事業に係る業務の実施内容

（３）実施期間中に整備される救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の取得価額の見積額の合計額（※）：＿＿＿＿＿＿＿＿円

（４）実施期間中に整備される救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の詳細

整備される施設及び設備の内容	取得価額の見積額
	円
	円
	円
	円
	円
	合計額(※) 円

（５）救急医療等確保事業に係る業務の実施期間：令和　年　月　日から令和　年　月　日までの期間（　　年）

（記載上の注意事項）

○１．（２）「救急医療等確保事業に係る業務の実施内容」には、実施する事業の別、実施する医療機関名などを記載すること。

○１．（３）の（※）は、１．（４）の（※）と一致させること。

○１．（４）「整備される施設及び設備の内容」欄には、１．（２）に記載した救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備であり、かつ、１．（５）に記載した実施期間内に確実に整備されると見込まれるものの内容を記載すること。

○１．（４）「取得価額の見積額」欄には、添付書類「整備される施設及び設備の取得価額の見積額に係る見積書等（写し）の証拠書類」で確認可能な事業費を記載すること。

○１．（５）「救急医療等確保事業に係る業務の実施期間」は、事業開始日（予定日）を起算日として、12 年（救急医療等確保事業に係る業務を実施する病院又は診療所の所在地を含む区域における救急医療等確保事業の実施主体が著しく不足している場合その他特別の事情があると都道府県知事が認めるときは、18 年）以内とすること。

２．収益業務

（１）収益業務の実施内容

（２）収益業務の実施期間：令和　年　月　日から令和　年　月　日までの期間（　　年）

（記載上の注意事項）

○２．（１）の収益業務の実施内容については、目的及び単年度の収益見込みを記載すること。

○２．（２）の収益業務の実施期間は、１．（５）の実施期間と同一にすること。

添付書類

１．整備される施設及び設備の取得価額の見積額に係る見積書等（写し）の証拠書類

２．平成20年3月31日医政発第0331008号厚生労働省医政局長通知「社会医療法人の認定について」第３の１（1）①の「社会医療法人の認定申請等関係書類」のうち当該医療法人が法第４２条の２第１項第１号から第６号まで（第５号ハを除く。）に掲げる要件に該当することを証する書類

３．定款又は寄附行為の写し

別 添 ９

令和○○年○○月○○日

医療法人○○会
　理事長　○ ○　○ ○　殿

○ ○ 県 知 事

救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定について

貴法人から令和○○年○○月○○日付けでされた医療法（昭和２３年法律第２０５号）第４２条の３第１項の規定に係る認定申請については、同法施行令（昭和２３年政令第３２６号）第５条の５の３の要件を満たすものとして認定したので通知します。

なお、認定後においても、同法施行令第５条の５の６第１項各号のいずれかに該当する場合には、この認定を取り消すこととなることからこの旨申し添えます。

別 添 １０

医療法施行規則　別記様式第１の３（第 30 条の 36 の 9 関係）

救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の実施状況報告書

令和　　年　　月　　日

主たる事務所の所在地
医療法人　　会
理事長

１．計画

（１）救急医療等確保事業に係る業務

①救急医療等確保事業に係る業務を継続的に実施する趣旨

②救急医療等確保事業に係る業務の実施内容

③実施期間中に整備される救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の取得価額の見積額の合計額（※）：＿＿＿＿＿＿＿円

④実施期間中に整備される救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の詳細

整備される施設及び設備の内容	取得価額の見積額
	円
	円
	円
	円
	円
	合計額(※) 円

⑤救急医療等確保事業に係る業務の実施期間：令和　年　月　日から令和　年　月　日までの期間（　年）

（２）収益業務

② 収益業務の実施内容

②収益業務の実施期間：令和　年　月　日から令和　年　月　日までの期間（　年）

（記載上の注意事項）
○都道府県知事の認定を受けた「救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画」より転記すること。

２．実績

（１）救急医療等確保事業に係る業務の実施状況

事 業 の 別	病 院 等 名 称	実 績 （件 数 等）

（２）実施期間中に整備された救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の状況

（単位：円）

項　　目		実施期間					
		平成・令和　年度（　年　月　日　～　年　月　日）	平成・令和　年度（　年　月　日　～　年　月　日）	平成・令和　年度（　年　月　日　～　年　月　日）	平成・令和　年度（　年　月　日　～　年　月　日）	平成・令和　年度（　年　月　日　～　年　月　日）	平成・令和　年度（　年　月　日　～　年　月　日）
各施設及び設備の内容・取得価額							
取得価額の合計額 (A)							
取得価額の累計額							
取得価額の見積額の合計額又は前期の（C） (B)							
取得未済残額 （B－A） (C)							

（記載上の注意事項）

○「各施設及び設備の内容・取得価額」欄には、１．（１）④の「整備される施設及び設備の内容」及び「その施設及び設備ごとの取得価額」を記載すること。

○毎年度、実施期間に係る全ての実績を記載すること。

（３）収益業務の実施状況

①収益業務の実施内容

②経理の状況

・収益業務事業収益　＿＿＿＿＿＿千円

・収益業務事業費用　＿＿＿＿＿＿千円

・収益業務事業損益　＿＿＿＿＿＿千円

添付書類

１．平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331008 号厚生労働省医政局長通知「社会医療法人の認定について」第３の１（1）①の「社会医療法人の認定申請等関係書類」のうち当該医療法人が法第４２条の２第１項第１号から第６号まで（第５号ハを除く。）に掲げる要件に該当することを証する書類（令第５条の５の５第２項の規定による場合を除く。）

２．整備された施設及び設備の取得価額に係る契約書、請求書、領収証等の証拠書類（写し）

別 添 １１

令和○○年○○月○○日

医療法人○○会
　理事長　○ ○　○ ○　殿

○ ○ 県 知 事

救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備に係る支出確認書について

貴法人において、救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備のため、次のとおり支出したことを、貴法人から提出された実施状況報告書及び関係書類等並びに貴法人への実地検査により確認したので、証明します。

記

	施設及び設備の整備の内容	支出の相手先	支出金額	支出年月日
1				
2				
3				

注）必要に応じて行を追加又は削除すること。

別 添 １２

令和　　年　　月　　日

都 道 府 県 知 事　殿

主たる事務所の所在地
医療法人　　会
理事長

救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の変更認定申請書

医療法施行令（昭和２３年政令第３２６号）第５条の５の４第１項及び同法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号）第３０条の３６の８第１項に規定する実施計画の変更の認定について、変更後の実施計画を添えて申請します。

記

１．変更の理由

２．変更しようとする事項

別 添 １３

令和○○年○○月○○日

医療法人○○会
　理事長　○ ○　○ ○　殿

○ ○ 県 知 事

救急医療等確保事業に係る業務の
継続的な実施に関する計画の認定の取消しについて

貴法人については、下記のとおり医療法施行令（昭和２３年政令第３２６号）第５条の５の６第１項第○号に該当することが認められたため、同規定により、医療法（昭和２３年法律第２０５号）第４２条の３第１項の規定に係る認定を取り消します。

記

（取り消した理由）

注．定款又は寄附行為に規定された収益業務の削除等について、定款又は寄附行為の変更認可申請を早急に行うこと。

医政発 0330 第９号
令和６年３月 30 日

公益社団法人　日本医師会長　殿

厚生労働省医政局長
（　公　印　省　略　）

「社会医療法人の認定について」の一部改正について（通知）

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事宛てに通知しましたので、御了知いただくとともに、貴団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

医政発 0330 第８号
令和６年３月 30 日

各都道府県知事　殿

厚生労働省医政局長
（公　印　省　略）

「社会医療法人の認定について」の一部改正について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和３年法律第 49 号）の施行により、本年４月１日から救急医療等確保事業の対象となる医療に「そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療」が追加されることを受け、社会医療法人の認定要件について、本日、「『医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件』の告示について」（令和６年３月 30 日医政発 0330 第１号厚生労働省医政局長通知）により、当該医療の確保に必要な事業に関する基準を新たに定めることについて通知したところです。

これに合わせて、「社会医療法人の認定について（平成 20 年３月 31 日医政発第 0331008 号厚生労働省医政局長通知）」を下記のとおり改正し、本年４月１日から適用しますので、貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めるとともに、貴管下の医療法人に周知していただきますようお願いいたします。

記

本文の一部改正	別紙１
別添１の一部改正	別紙２
別添２－１及び別添２－２の一部改正	別紙３
別添３及び別添４の一部改正	別紙４
添付書類（構造設備及び体制）の一部改正	別紙５
添付書類３（新興感染症発生・まん延時における医療）の新設	別紙６
その他所要の改正	別紙７

別紙１

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年３月 31 日医政発 0331008 号）本文の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
【改正後全文】	【改正後全文】
医政発第０３３１００８号	医政発第０３３１００８号
平成２０年３月３１日	平成２０年３月３１日
医政発 0329 第 36 号	医政発 0329 第 36 号
平成 31 年３月 29 日	平成 31 年３月 29 日
医政発 1225 第 17 号	医政発 1225 第 17 号
令和２年 12 月 25 日	令和２年 12 月 25 日
医政発 0331 第 17 号	医政発 0331 第 17 号
令和３年３月 31 日	令和３年３月 31 日
医政発 0331 第 15 号	最終改正　医政発 0331 第 15 号
令和４年３月 31 日	令和４年３月 31 日
最終改正　医政発 0330 第８号	
令和６年３月 30 日	
各都道府県知事　殿	各都道府県知事　殿
厚生労働省医政局長	厚生労働省医政局長
（公印省略）	（公印省略）
社会医療法人の認定について	社会医療法人の認定について
第１　（略）	第１　（略）
第２　社会医療法人の認定要件	第２　社会医療法人の認定要件

１～３　（略）	１～３　（略）
４　救急医療等確保事業に係る業務の実施について（法第４２条の２第１項第４号関係） (1) 当該医療法人が開設する病院又は診療所（当該医療法人が地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院又は診療所を含む。以下同じ。）のうち、１以上（２以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で１以上（(2) に掲げる場合を除く。））のものが、当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された法第３０条の４第２項第５号イからへまでに掲げるいずれかの事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っていること。	４　救急医療等確保事業に係る業務の実施について（法第４２条の２第１項第４号関係） (1) 当該医療法人が開設する病院又は診療所（当該医療法人が地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院又は診療所を含む。以下同じ。）のうち、１以上（２以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で１以上（(2) に掲げる場合を除く。））のものが、当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された法第３０条の４第２項第５号イからホまでに掲げるいずれかの事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っていること。
(2)～(3)　（略）	(2)～(3)　（略）
５～８　（略）	５～８　（略）
第３　社会医療法人の認定等に当たっての留意事項 １～３　（略）	第３　社会医療法人の認定等に当たっての留意事項 １～３　（略）
４　社会医療法人の事業報告書等の作成等 (1) 社会医療法人は、毎会計年度終了後２月以内に、次に掲げる書類を作成しなければならないこと。 ①　事業報告書 ②　財産目録 ③　貸借対照表 ④　損益計算書 ⑤　関係事業者との取引の状況に関する報告書 ⑥　法第４２条の２第１項第１号から第６号までの要件に該当する旨を説	４　社会医療法人の事業報告書等の作成等 (1) 社会医療法人は、毎会計年度終了後２月以内に、次に掲げる書類を作成しなければならないこと。 ①　事業報告書 ②　財産目録 ③　貸借対照表 ④　損益計算書 （新設） ⑤　法第４２条の２第１項第１号から第６号までの要件に該当する旨を説

明する書類 ⑦　法第５４条の２第１項に規定する社会医療法人債を発行した社会医療法人（当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。）については、①から⑥までに掲げる書類に加え、次に掲げる書類 イ　純資産変動計算書 ロ　キャッシュ・フロー計算書 ハ　附属明細表 ⑧　法第５１条第２項の厚生労働省令で定める基準に該当する社会医療法人については、①から⑥までに掲げる書類に加え、次に掲げる書類 イ　純資産変動計算書 ロ　附属明細表	明する書類 ⑥　法第５４条の２第１項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人については、①から⑤までに掲げる書類に加え、次に掲げる書類 イ　純資産変動計算書 ロ　キャッシュ・フロー計算書 ハ　附属明細表 （新設）
(2) 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこと。 ①　(1)の①から⑧までに掲げる書類 ②　法第４６条の８第３号の監事の監査報告書 ③　定款又は寄附行為 ④　法第５１条第２項の厚生労働省令で定める基準に該当する社会医療法人については、①から③までに掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書	(2) 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこと。 ①　(1)の①から⑥までに掲げる書類 ②　法第４６条の８第３号の監事の監査報告書 ③　定款又は寄附行為 ④　法第５４条の２第１項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人については、①から③までに掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書
(3) 社会医療法人は、毎会計年度終了後３月以内に、次の書類を都道府県知事に届け出なければならないこと。 ①　(1)の①から⑧までに掲げる書類 ②　法第４６条の８第３号の監事の監査報告書 ③　法第５１条第２項の厚生労働省令で定める基準に該当する社会医療法人については、①及び②に掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書	(3) 社会医療法人は、毎会計年度終了後３月以内に、次の書類を都道府県知事に届け出なければならないこと。 ①　(1)の①から⑥までに掲げる書類 ②　法第４６条の８第３号の監事の監査報告書 ③　法第５４条の２第１項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人については、①から③までに掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書

(4) 都道府県知事は、次の書類（直近の３会計年度に係る書類に限る。）について請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。 ① (3)の①から③までに掲げる書類（ただし、(1)の⑥については、法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類並びに理事等に対する報酬等の支給の基準及び保有する資産の明細表に限る。） ② 定款又は寄附行為 (5) （略） ５～７ （略）	(4) 都道府県知事は、次の書類（直近の３会計年度に係る書類に限る。）について請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。 ① (3)の①から③までに掲げる書類（ただし、(1)の⑤については、法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類並びに理事等に対する報酬等の支給の基準及び保有する資産の明細表に限る。） ② 定款又は寄附行為 (5) （略） ５～７ （略）

別紙２

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年３月 31 日医政発 0331008 号）別添１の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改正後				改正前			
業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績	業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績
救急医療	（略）	次の基準の全てに該当すること。 １・２（略）	１又は２の基準に該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が２０％以上であること。 ※「時間外等加算割合」とは、直近に終了した３会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）における次に掲げる算定件数（療養の給付及び公費負担医療の費用に関する請求に関する省令（昭和５１年厚生省令第３６号）に定める方法により審査支払機関に請求を行い、支払を受けた件数をいう。以下同じ。）の合計の初診料算定件数に占める割合をいう。以下同じ。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前６時までをいう。以下同じ。）を除く。）において初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日（深夜を除く。）において初診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 ２．当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数を３で除した数	救急医療	（略）	次の基準のすべてに該当すること。 １・２（略）	１又は２の基準に該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が２０％以上であること。 ※「時間外等加算割合」とは、直近に終了した３会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）における次に掲げる算定件数（療養の給付及び公費負担医療の費用に関する請求に関する省令（昭和５１年厚生省令第３６号）に定める方法により審査支払機関に請求を行い、支払を受けた件数をいう。以下同じ。）の合計の初診料算定件数に占める割合（災害医療においても同じ。）をいう。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前６時までをいう。以下同じ。）を除く。）において初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日（深夜を除く。）において初診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 ２．当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数を３で除した数が

			が７５０件以上であること。 ※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した３会計年度における夜間（午後６時から翌日の午前８時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日、年末年始の日（１月１日を除く１２月２９日から１月３日まで）及び土曜日又はその振替日）における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう。以下同じ。なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成１９年法律第１０３号）第２条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。
精神科救急医療の場合	（略）	次の基準の全てに該当すること。 １・２（略）	（略）
災害医療	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院が災害医療施設として必要な次に掲	次の基準の全てに該当すること。 １～２（略） ３．法第３０条の１２の２第１	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が１６％以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を３で除した数が６００件以上であること。 ２．直近に終了した会計年度において、当該病院に勤務する職員が、次に掲げる訓練又は研修に参加

			７５０件以上であること。 ※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した３会計年度における夜間（午後６時から翌日の午前８時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日、年末年始の日（１月１日を除く１２月２９日から１月３日まで）及び土曜日又はその振替日）における救急自動車等による搬送を受け入れた件数（災害医療においても同じ。）をいう。なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成１９年法律第１０３号）第２条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。
精神科救急医療の場合	（略）	次の基準のすべてに該当すること。 １・２（略）	（略）
災害医療	次の基準のすべてに該当すること。 １．当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる施設	次の基準のすべてに該当すること。 １～２（略） ３．厚生労働省に登録された	次の基準のすべてに該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が１６％以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を３で除した数が６００件以上であること。 ２．当該病院に勤務する職員が直近に終了した会計年度において、次に掲げる訓練又は研修に参加して

	げる施設（診療に必要な施設は耐震構造を有すること。）を全て有していること。 (1) ～ (3) （略） ２．当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる設備及び物資を全て有していること。 (1) ～ (7) （略） ３（略）	項に規定する災害・感染症医療業務従事者（以下「災害・感染症医療業務従事者」という。）により組織された災害派遣医療チーム（以下「災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）」という。）を有し、法第３０条の１２の６第１項に規定する協定を締結していること。	していること。 (1)～(2)（略） ３（略）		（診療に必要な施設は耐震構造を有すること。）をすべて有していること。 (1) ～ (3) （略） ２．当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる設備をすべて有していること。 (1) ～ (7) （略） ３（略）	災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を有していること。	いること。 (1)～(2)（略） ３（略）
新興感染症発生・まん延時における医療 ※「新興感染症発生・まん延時における医療」と	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院が新興感染症発生・まん延時における医療施設として必要な次に掲	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院において新興感染症発生・まん延時における医療の確保	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が１６％以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を３で除した数が６００件以上であること。 ２．直近に終了した会計年度において、当該病院に勤務する職員が、次のいずれかの訓練又は研修に参加していること。 (1) 当該病院が実施する新興感	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

は、法第３０の４第２項第５号ハに掲げるそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療をいう。	げる施設を全て有していること。 (1) 陰圧病室（確保病床の半数以上） (2) 個室病室 (3) 発熱患者等専用として使用可能な診察室（プレハブ・簡易テント等を含む。） (4) 集中治療室（一部は陰圧化できるものであること。） (5) 診療部門（診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）	に関する事業に係る感染症法第３６条の９第１項に規定する医療協定等措置のうち、次の(1)及び(2)に掲げる措置ごとに定める基準を満たす内容を含む医療措置協定を締結し、当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において当該医療措置協定を締結した医療提供施設として記載されていること。 (1) 病床確保都道府県知事の要請	染症の対応に係る訓練又は研修 (2) 外部の機関が実施する新興感染症の対応に係る訓練又は研修 ３．感染症法第３６条の４第２項に規定する勧告を受けたことがないこと。					

	及び病室 (6) 備蓄倉庫 2. 当該病院が新興感染症発生・まん延時における医療施設として必要な次に掲げる設備及び物資を全て有していること。 (1) 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備 (2) 感染を判断するための検査機器 (3) 簡易ベッド (4) 個人防護具 (5) 感染した患者を隔離するための動線確保に必	があった日から起算して7日以内に即応病床化すること及び確保する病床数が30床以上であること。 (2) 発熱外来都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始すること及び1日当たり20人以上の診療を行うものであること。 2. 当該病院において						

	要なパーテーション等 (6) その他、都道府県知事の判断により当該病院に求める機能に応じて必要となる設備（例：重症患者に対応するための体外式膜型人工肺） ただし、これらの施設及び設備のうち申請時に有していない施設又は設備がある場合において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号。以下「感染症法」という。）第３６条の３第１項に規定する医療措置協定	救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。 ３．災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）若しくは災害・感染症医療業務従事者により組織された災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）又は災害・感染症医療業務従事者である災害支援ナースを有し、法第３０条の１２の６第１項に規定する協定及び感染症法第３６条の２第１項第						

	（以下「医療措置協定」という。）を締結した日から３年を超えない範囲で当該病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画を作成し、当該都道府県知事が当該計画を適当と認めたときは、上記基準に該当するものとする。この場合、当該病院を開設する医療法人は社会医療法人の認定後、当該計画が完了するまでの間、毎会計年度終了後３月以内に、主たる事務所の所在地の都道府県知事にその進捗状況を報告することとし、正当な理由なく期間内に当該施設又は設備を有することが	５号に規定する派遣に係る措置をその内容に含む医療措置協定を締結していること。							

	できないときは、基準に該当しないものとみなす。		
へき地医療※　「へき地」とは、へき地保健医療対策実施要綱（平成１３年医政発第５２９号）に基づくへき地をいう。	（略）	次の基準に該当すること。 　当該病院又は診療所の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画においてへき地医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 　なお、へき地診療所を開設する医療法人が当該へき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合にあっては、当該全ての病院において、へき地の患者を受け入れるための病室その他	（略）

へき地医療※　「へき地」とは、へき地保健医療対策実施要綱（平成１３年医政発第５２９号）に基づくへき地をいう。	（略）	次の基準に該当すること。 　当該病院又は診療所の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画においてへき地医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 　なお、へき地診療所を開設する医療法人が当該へき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合にあっては、当該すべての病院において、へき地の患者を受け入	（略）

		へき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）を有し、かつ、へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。 また、へき地医療拠点病院に医師を派遣する当該病院にあっては、当該病院において、当該へき地医療拠点病院が医師を派遣する当該へき地診療所に係るへき地の患者及び当該へき地医療拠点病院が巡回診療を行う当該へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。				れるための病室その他へき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）を有し、かつ、へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。 また、へき地医療拠点病院に医師を派遣する当該病院にあっては、当該病院において、当該へき地医療拠点病院が医師を派遣する当該へき地診療所に係るへき地の患者及び当該へき地医療拠点病院が巡回診療を行う当該へき地の患者を受け	

周産期医療	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる施設を全て有していること。 (1) ～ (3) （略） ２．当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる設備を全て有していること。 (1) ～ (6) （略）	次の基準の全てに該当すること。 １・２（略）	次の基準の全てに該当すること。 １～３（略）
小児救急医療	（略）	次の基準の全てに該当すること。 １・２（略）	（略）

（備　考）

○　医療法施行令第５条の５の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は医療法第５２条第１項の規定による社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類の届出における実績に令和２年２月から令和４年３月までの月の分の実績を含む場合

救急医療、災害医療、新興感染症発生・まん延時における医療及びへき地医療については以下の基準とする（特例部分は太字）

業務の区分	当該業務を行	当該業務を	当該業務の実績

		入れる体制を常に確保していること。	
周産期医療	次の基準のすべてに該当すること。 １．当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる施設をすべて有していること。 (1) ～ (3) （略） ２．当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる設備をすべて有していること。 (1) ～ (6) （略）	次の基準のすべてに該当すること。 １・２（略）	次の基準のすべてに該当すること。 １～３（略）
小児救急医療	（略）	次の基準のすべてに該当すること。 １・２（略）	（略）

（備　考）

○　医療法施行令第５条の５の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は医療法第５２条第１項の規定による社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類の届出における実績に令和２年２月から令和４年３月までの月の分の実績を含む場合

救急医療、災害医療及びへき地医療については以下の基準とする（特例部分は太字）

業務の区分	当該業務を行	当該業務を	当該業務の実績

	う病院又は診療所の構造設備	行うための体制	
救急医療	（略）	次の基準の全てに該当すること。 １・２（略）	１又は２の基準に該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が２０％以上であること。 ※「時間外等加算割合」とは、直近に終了した３会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）における次に掲げる算定件数（療養の給付及び公費負担医療の費用に関する請求に関する省令（昭和５１年厚生省令第３６号）に定める方法により審査支払機関に請求を行い、支払を受けた件数をいう。以下同じ。）の合計の初診料算定件数に占める割合をいう。以下同じ。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前６時までをいう。以下同じ。）を除く。）において初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日（深夜を除く。）において初診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 ２．当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数を３で除した数が**基準値（別表１（＊１）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表２（＊２）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と**

	う病院又は診療所の構造設備	行うための体制	
救急医療	（略）	次の基準のすべてに該当すること。 １・２（略）	１又は２の基準に該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が２０％以上であること。 ※「時間外等加算割合」とは、直近に終了した３会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）における次に掲げる算定件数（療養の給付及び公費負担医療の費用に関する請求に関する省令（昭和５１年厚生省令第３６号）に定める方法により審査支払機関に請求を行い、支払を受けた件数をいう。以下同じ。）の合計の初診料算定件数に占める割合（災害医療においても同じ。）をいう。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前６時までをいう。以下同じ。）を除く。）において初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日（深夜を除く。）において初診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 ２．当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数を３で除した数が**基準値（別表１（＊１）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表２（＊２）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と**

			を合計した数（国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に２を乗じて得た数を３で除して得た数を加算した数）を７５０から控除した数（小数点以下１位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）以上であり、かつ、直近に終了した３会計年度のうち少なくとも１会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が７５０件以上であること。 ※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した３会計年度における夜間（午後６時から翌日の午前８時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日、年末年始の日（１月１日を除く１２月２９日から１月３日まで）及び土曜日又はその振替日）における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう。**また、「１会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した３会計年度のうちいずれかの１会計年度における夜間及び休日における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう。以下同じ。**なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成１９年法律第１０３号）第２条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下				**を合計した数（国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に２を乗じて得た数を３で除して得た数を加算した数）を７５０から控除した数（小数点以下１位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）以上であり、かつ、直近に終了した３会計年度のうち少なくとも１会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が７５０件以上**であること。 ※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した３会計年度における夜間（午後６時から翌日の午前８時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日、年末年始の日（１月１日を除く１２月２９日から１月３日まで）及び土曜日又はその振替日）における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう。**また、「１会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した３会計年度のうちいずれかの１会計年度における夜間及び休日における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう（災害医療においても同じ。）。**なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成１９年法律第１０３号）第２条に規定する救急医療用

			「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。
精神科救急医療の場合	（略）	次の基準の全てに該当すること。 １・２（略）	（略）
災害医療	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる施設（診療に必要な施設は耐震構造を有すること。）を全て有していること。 (1) ～ (3)（略） ２．当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる設備及び物資を全て有していること。 (1) ～ (7)	次の基準の全てに該当すること。 １～２（略） ３．法第３０条の１２の２第１項に規定する災害・感染症医療業務従事者（以下「災害・感染症医療業務従事者」という。）により組織された災害派遣医療チーム（以下「災害派遣医療チ	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が１６％以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を３で除した数が**基準値（別表３（＊３）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表４（＊４）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に２を乗じて得た数を３で除して得た数を加算した数）を６００から控除した数（小数点以下１位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。以下同じ。）以上であり、かつ、直近に終了した３会計年度のうち少なくとも１会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が６００件以上**であること。 ２．直近に終了した会計年度において、当該病院に勤務する職員が、次に掲げる訓練又は研修に参加していること。 (1)～(2)（略）

			ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。
精神科救急医療の場合	（略）	次の基準のすべてに該当すること。 １・２（略）	（略）
災害医療	次の基準のすべてに該当すること。 １．当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる施設（診療に必要な施設は耐震構造を有すること。）をすべて有していること。 (1) ～ (3)（略） ２．当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる設備をすべて有していること。 (1) ～ (7)	次の基準のすべてに該当すること。 １～２（略） ３．厚生労働省に登録された災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を有していること。	次の基準のすべてに該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が１６％以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を３で除した数が**基準値（別表３（＊３）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表４（＊４）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に２を乗じて得た数を３で除して得た数を加算した数）を６００から控除した数（小数点以下１位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）以上であり、かつ、直近に終了した３会計年度のうち少なくとも１会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が６００件以上**であること。 ２．当該病院に勤務する職員が直近に終了した会計年度において、次に掲げる訓練又は研修に参加していること。 (1)～(2)（略）

	（略） ３（略）	ーム（ＤＭＡＴ）」という。）を有し、法第３０条の１２の６第１項に規定する協定を締結していること。	３（略）		（略） ３（略）		３（略）
新興感染症発生・まん延時における医療 ※「新興感染症発生・まん延時における医療」とは、法第３０の４第２項第５号ハに掲げるそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときに	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院が新興感染症発生・まん延時における医療施設として必要な次に掲げる施設を全て有していること。 ⑴ 陰圧病室（確保病床の半数以上） ⑵ 個室病室 ⑶ 発熱患者等専用として使用可能な診察室（プレハブ・簡易テント等を含む。）	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院において新興感染症発生・まん延時における医療の確保に関する事業に係る感染症法第３６条の９第１項に規定する医療協定等措置のうち、次の⑴及び⑵に掲げる措置ごとに定める基準を満たす内容を含	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が１６％以上又は夜間等救急自動車等搬送件数を３で除した数が**基準値以上であり、かつ、直近に終了した３会計年度のうち少なくとも１会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が６００件以上**であること。 ２．直近に終了した会計年度において、当該病院に勤務する職員が、次のいずれかの訓練又は研修に参加していること。 ⑴ 当該病院が実施する新興感染症の対応に係る訓練又は研修 ⑵ 外部の機関が実施する新興感染症の対応に係る訓練又は研修 ３．感染症法第３６条の４第２項に規定する勧告を受けたことがないこと。	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

おける医療を いう。	(4) 集中治療室（一部は陰圧化できるものであること。） (5) 診療部門（診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び病室 (6) 備蓄倉庫 ２．当該病院が新興感染症発生・まん延時における医療施設として必要な次に掲げる設備及び物資を全て有していること。 (1) 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備 (2) 感染を判断するための検	む医療措置協定を締結し、当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において当該医療措置協定を締結した医療提供施設として記載されていること。 (1) 病床確保都道府県知事の要請があった日から起算して７日以内に即応病床化すること及び確保する病床数が３０床以上であること。						

	査機器 (3) 簡易ベッド (4) 個人防護具 (5) 感染した患者を隔離するための動線確保に必要なパーテーション等 (6) その他、都道府県知事の判断により当該病院に求める機能に応じて必要となる設備（例：重症患者に対応するための体外式膜型人工肺） ただし、これらの施設及び設備のうち申請時に有していない施設又は設備がある場合において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関	(2) 発熱外来都道府県知事の要請があった日から起算して７日以内に開始すること及び１日当たり２０人以上の診療を行うものであること。 ２．当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。 ３．災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）若しくは						

	する法律（平成１０年法律第１１４号。以下「感染症法」という。）第３６条の３第１項に規定する医療措置協定（以下「医療措置協定」という。）を締結した日から３年を超えない範囲で当該病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画を作成し、当該都道府県知事が当該計画を適当と認めたときは、上記基準に該当するものとする。この場合、当該病院を開設する医療法人は社会医療法人の認定後、当該計画が完了するまでの間、毎会計年度終了後３月以内に、主たる事務所の所在地の都	災害・感染症医療業務従事者により組織された災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）又は災害・感染症医療業務従事者である災害支援ナースを有し、法第３０条の１２の６第１項に規定する協定及び感染症法第３６条の２第１項第５号に規定する派遣に係る措置をその内容に含む医療措置協定を締結していること。					

	道府県知事にその進捗状況を報告することとし、正当な理由なく期間内に当該施設又は設備を有することができないときは、基準に該当しないものとみなす。		
へき地医療 ※　「へき地」とは、へき地保健医療対策実施要綱（平成１３年医政発第５２９号）に基づくへき地をいう。	（略）	次の基準に該当すること。 　当該病院又は診療所の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画においてへき地医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 　なお、へき地診療所を開設する医療法人が当該へき地診療所の所在地の都道府県におい	へき地医療施設が病院の場合、１、２又は３の基準に該当すること。この場合において、医師の延べ派遣日数及び巡回診療の延べ診療日数について、同日同場所に派遣され又は巡回する医師が複数の場合には、複数の派遣又は巡回が適切な状況で行われているかどうかについて確認し、短時間である等必要と判断する場合には、単数による派遣又は巡回として取り扱うこと。 １．当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所（当該病院が所在する都道府県内のへき地に所在する診療所に限る。）に対する医師の延べ派遣日数（派遣日数を医師数で乗じた日数をいう。）が**（５３－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数）人日**以上であること。 **※派遣を行うことができなかった日数が１月当たり４日を超える場合は、その月については当該日数を４日として計算することとする。** ２．当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地（当該病院が所在する都道府県内のへき地に
へき地医療 ※　「へき地」とは、へき地保健医療対策実施要綱（平成１３年医政発第５２９号）に基づくへき地をいう。	（略）	次の基準に該当すること。 　当該病院又は診療所の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画においてへき地医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 　なお、へき地診療所を開設する医療法人が当該へき地診療所の所在地の都道府県におい	へき地医療施設が病院の場合、１、２又は３の基準に該当すること。この場合において、医師の延べ派遣日数及び巡回診療の延べ診療日数について、同日同場所に派遣され又は巡回する医師が複数の場合には、複数の派遣又は巡回が適切な状況で行われているかどうかについて確認し、短時間である等必要と判断する場合には、単数による派遣又は巡回として取り扱うこと。 １．当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所（当該病院が所在する都道府県内のへき地に所在する診療所に限る。）に対する医師の延べ派遣日数（派遣日数を医師数で乗じた日数をいう。）が**（５３－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数）人日**以上であること。 **※派遣を行うことができなかった日数が１月あたり４日を超える場合は、その月については当該日数を４日として計算することとする。** ２．当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地（当該病院が所在する都道府県内のへき地に

		て病院を開設する場合にあっては、当該全ての病院において、へき地の患者を受け入れるための病室その他へき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）を有し、かつ、へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。 また、へき地医療拠点病院に医師を派遣する当該病院にあっては、当該病院において、当該へき地医療拠点病院が医師を派遣	限る。）における巡回診療の延べ診療日数（診療日数を医師数で乗じた日数をいう。）が**（５３ー国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日数）人日**以上であること。 **※巡回診療を行うことができなかった日数が１月当たり４日を超える場合は、その月については当該日数を４日として計算することとする。** ３（略）
		て病院を開設する場合にあっては、当該すべての病院において、へき地の患者を受け入れるための病室その他へき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）を有し、かつ、へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。 また、へき地医療拠点病院に医師を派遣する当該病院にあっては、当該病院において、当該へき地医療拠点病院が医師を派遣	限る。）における巡回診療の延べ診療日数（診療日数を医師数で乗じた日数をいう。）が**（５３ー国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日数）人日**以上であること。 **※巡回診療を行うことができなかった日数が１月あたり４日を超える場合は、その月については当該日数を４日として計算することとする。** ３（略）

		する当該へき地診療所に係るへき地の患者及び当該へき地医療拠点病院が巡回診療を行う当該へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。	

＊１ 別表１～＊４ 別表４（略）

		する当該へき地診療所に係るへき地の患者及び当該へき地医療拠点病院が巡回診療を行う当該へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。	

＊１ 別表１～＊４ 別表４（略）

別紙３

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年３月 31 日医政発 0331008 号）別添２－１及び別添２－２の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改正後

別 添 ２－１（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合）

（略）

注２）「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第３０条の４第２項第５号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第４２条の２第１項第５号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。

○救急医療（精神科救急医療の基準を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。）

○災害医療　○新興感染症発生・まん延時における医療　○へき地医療　○周産期医療

○小児救急医療

別 添 ２－２（社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後３月以内に届け出る場合）

（略）

注２）「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第３０条の４第２項第５号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第４２条の２第１項第５号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。

○救急医療（精神科救急医療の基準を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。）

○災害医療　○新興感染症発生・まん延時における医療　○へき地医療　○周産期医療

○小児救急医療

１．社会医療法人関係書類一覧

申請書類一覧		申請時	毎決算後	備考
□	社会医療法人認定申請書	○	―	
□	決算届	―	○	
□	別表（医療法第４２条の２第１項第４号の要件に該当する旨を説明する書類）	○	○	
（医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する				

改正前

別 添 ２－１（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合）

（略）

注２）「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第３０条の４第２項第５号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第４２条の２第１項第５号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。

○救急医療（精神科救急医療の基準を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。）

○災害医療　（新設）　○へき地医療　○周産期医療　○小児救急医療

別 添 ２－２（社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後３月以内に届け出る場合）

（略）

注２）「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第３０条の４第２項第５号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第４２条の２第１項第５号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。

○救急医療（精神科救急医療の基準を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。）

○災害医療　（新設）　○へき地医療　○周産期医療　○小児救急医療

１．社会医療法人関係書類一覧

申請書類一覧		申請時	毎決算後	備考
□	社会医療法人認定申請書	○	―	
□	決算届	―	○	
□	別表（医療法第４２条の２第１項第４号の要件に該当する旨を説明する書類）	○	○	
（医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する				

旨を説明する書類）				
□	添付書類（構造設備及び体制）	○	○	※
□	添付書類１－１（救急医療） 時間外等加算件数明細表	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	※
□	添付書類１－２（救急医療） 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
□	添付書類１－３（精神科救急医療） 時間外等診療件数明細表 受診時間等を証明する書類 応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等写し）			
□	添付書類２（災害医療） 添付書類１－１（救急医療）又は１－２（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
□	添付書類３（新興感染症発生・まん延時における医療） 添付書類１－１（救急医療）又は１－２（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修ごとに参加した職員の役職名及び所属を記載したリスト 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
□	添付書類４－１（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等写し）			
□	添付書類４－２（へき地医療） 巡回診療明細表 巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）			
□	添付書類４－３（へき地医療） へき地診療所診療日明細表			

旨を説明する書類）				
□	添付書類（構造設備及び体制）	○	○	※
□	添付書類１－１（救急医療） 時間外等加算件数明細表	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	※
□	添付書類１－２（救急医療） 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
□	添付書類１－３（精神科救急医療） 時間外等診療件数明細表 受診時間等を証明する書類 応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等写し）			
□	添付書類２（災害医療） 添付書類１－１（救急医療）又は１－２（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
（新設）				
□	添付書類３－１（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等写し）			
□	添付書類３－２（へき地医療） 巡回診療明細表 巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）			
□	添付書類３－３（へき地医療） へき地診療所診療日明細表			

□	添書書類４－４（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（協定書等写し）			
□	添付書類４－５（へき地医療） 医師派遣明細表、巡回診療明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類、巡回診療の延べ診療日数を証明する書類			
□	添付書類５（周産期医療） 母体搬送件数明細表 母体搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
□	添付書類６（小児救急医療） 時間外等加算件数明細表 受診時間等を証明する書類			
（公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類）				
□	添付書類７（公的な運営に関する要件（医療法第４２条の２第１項第１号から第３号まで及び第６号）に該当する旨を説明する書類（運営））	○	○	
	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準	○	○	※
	直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○	－	
□	書類付表１（理事、監事、社員及び評議員に関する明細表）	○	○	
□	書類付表２（経理等に関する明細表）	○	○	
□	書類付表３（保有する資産の明細表）	○	○	※
□	添付書類８（公的な運営に関する要件（医療法第４２条の２第１項第６号）に該当する旨を説明する書類（事業））	○	○	
	診療報酬規程	○	○	

注）（略）

２．（略）

□	添書書類３－４（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（協定書等写し）			
□	添付書類３－５（へき地医療） 医師派遣明細表、巡回診療明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類、巡回診療の延べ診療日数を証明する書類			
□	添付書類４（周産期医療） 母体搬送件数明細表 母体搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
□	添付書類５（小児救急医療） 時間外等加算件数明細表 受診時間等を証明する書類			
（公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類）				
□	添付書類６（公的な運営に関する要件（医療法第４２条の２第１項第１号から第３号まで及び第６号）に該当する旨を説明する書類（運営））	○	○	
	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準	○	○	※
	直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○	－	
□	書類付表１（理事、監事、社員及び評議員に関する明細表）	○	○	
□	書類付表２（経理等に関する明細表）	○	○	
□	書類付表３（保有する資産の明細表）	○	○	※
□	添付書類７（公的な運営に関する要件（医療法第４２条の２第１項第６号）に該当する旨を説明する書類（事業））	○	○	
	診療報酬規程	○	○	

注）（略）

２．（略）

３．決算届出関係書類一覧

届　出　書　類　一　覧
（基本書類）
☐　事業報告書
☐　財産目録
☐　貸借対照表
☐　損益計算書
☐　関係事業者との取引の状況に関する報告書
☐　監事の監査報告書
☐　医療法第４２条の２第１項第１号から第６号までの要件に該当する旨を説明する書類 （「１．社会医療法人関係書類一覧」参照）
（医療法第５４条の２第１項に規定する社会医療法人債を発行した場合（当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。）） 上記に掲げる基本書類
☐　純資産変動計算書
☐　キャッシュ・フロー計算書
☐　附属明細表
☐　公認会計士又は監査法人の監査報告書
（医療法第５１条第２項の厚生労働省令で定める基準に該当する場合） 上記に掲げる基本書類
☐　純資産変動計算書
☐　附属明細表
☐　公認会計士又は監査法人の監査報告書

注）（略）

３．決算届出関係書類一覧

届　出　書　類　一　覧
（新設）
☐　事業報告書
☐　財産目録
☐　貸借対照表
☐　損益計算書
☐　関係事業者との取引の状況に関する報告書
☐　監事の監査報告書
医療法第４２条の２第１項第１号から第６号までの要件に該当する旨を説明する書類 （「１．社会医療法人関係書類一覧」参照）
（医療法第５４条の２第１項に規定する社会医療法人債を発行した場合） 上記に掲げる書類
☐　純資産変動計算書
☐　キャッシュ・フロー計算書
☐　附属明細表
☐　公認会計士又は監査法人の監査報告書
（新設）

注）（略）

別紙４

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年３月 31 日医政発 0331008 号）別添３及び別添４の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改　正　後		改　正　前	
別添３		別添３	
社会医療法人の定款例	備　考	社会医療法人の定款例	備　考
社会医療法人〇〇会定款 第１章　（略） 第２章　目的及び事業 第３条（略） 第４条 １～２　（略） ３　本社団が〇〇県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。 (1)　〇〇県医療計画に記載された救急医療（〇〇病院） (2)　〇〇県医療計画に記載された災害医療（〇〇病院） (3)　〇〇県医療計画に記載された新興感染症発生・まん延時における医療（〇〇病院） (4)　〇〇県医療計画に記載されたへき地医療（〇〇診療所） (5)　〇〇県医療計画に記載された周産期医療（〇〇病院） (6)　〇〇県医療計画に記載された小児救急医療（〇〇	・（略）	社会医療法人〇〇会定款 第１章　（略） 第２章　目的及び事業 第３条　（略） 第４条 １～２　（略） ３　本社団が〇〇県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。 (1)　〇〇県医療計画に記載された救急医療（〇〇病院） (2)　〇〇県医療計画に記載された災害医療（〇〇病院） （新設） (3)　〇〇県医療計画に記載されたへき地医療（〇〇診療所） (4)　〇〇県医療計画に記載された周産期医療（〇〇病院） (5)　〇〇県医療計画に記載された小児救急医療（〇〇	・（略）

病院） 第５条・第６条　（略） 第３章～第１０章　（略）	

別添４

社会医療法人の寄附行為例	備　　考
社会医療法人〇〇会寄附行為 第１章　（略） 第２章　目的及び事業 第３条　（略） 第４条 １～２　（略） ３　本財団が〇〇県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。 (1)　〇〇県医療計画に記載された救急医療（〇〇病院） (2)　〇〇県医療計画に記載された災害医療（〇〇病院） (3)　〇〇県医療計画に記載された新興感染症発生・まん延時における医療（〇〇病院） (4)　〇〇県医療計画に記載されたへき地医療（〇〇診療所）	・（略）

病院） 第５条・第６条　（略） 第３章～第１０章　（略）	

別添４

社会医療法人の寄附行為例	備　　考
社会医療法人〇〇会寄附行為 第１章　（略） 第２章　目的及び事業 第３条　（略） 第４条 １～２　（略） ３　本財団が〇〇県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。 (1)　〇〇県医療計画に記載された救急医療（〇〇病院） (2)　〇〇県医療計画に記載された災害医療（〇〇病院） （新設） (3)　〇〇県医療計画に記載されたへき地医療（〇〇診療所）	・（略）

(5) ○○県医療計画に記載された周産期医療（○○病院） (6) ○○県医療計画に記載された小児救急医療（○○病院） 第５条・第６条　（略） 第３章～第１０章　（略）	

(4) ○○県医療計画に記載された周産期医療（○○病院） (5) ○○県医療計画に記載された小児救急医療（○○病院） 第５条・第６条　（略） 第３章～第１０章　（略）	

別紙５

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年３月 31 日医政発 0331008 号）添付書類（構造設備及び体制）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
添付書類（構造設備及び体制） １～２　（略） ３　構造設備 （１）総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）	添付書類（構造設備及び体制） １～２　（略） ３　構造設備 （１）総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

業務の区分	施　　設	設　備　等

業務の区分	施　　設	設　備　等

□　救急医療 □　精神科救急医療 □　災害医療 □　新興感染症発生・まん延時における医療 □　へき地医療 □　病院 □　へき地診療所 □　周産期医療 □　小児救急医療	□　集中治療室 □　集中治療室（一部は陰圧化が可能なもの） □　母体胎児集中治療管理室 □　新生児集中治療管理室 □　診察室　□　手術室　□　処置室 □　発熱患者等専用として使用可能な診察室（プレハブ・簡易テント等を含む。） □　臨床検査施設　□　エックス線診療室 □　調剤所　□　保護室　□　面会室 □　診察室（発熱） □ 専用病床（　　床） □　優先的に使用される病床 □　陰圧病室（確保病床　　床） ※医療措置協定による確保病床（　　床）の半数以上が陰圧病室内にあること。 □　個室病室 □　備蓄倉庫 □　ヘリポート（□　敷地内　□　近接地） □　医師住宅　□　看護師住宅	□　病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備 □　感染を判断するための検査機器 □　分娩監視装置 □　新生児用呼吸循環監視装置 □　超音波診断装置 □　新生児用人工換気装置 □　微量輸液装置　□　保育器 □　簡易ベッド　□　携帯用医療機器 □　個人防護具 □　感染患者を隔離し動線確保に必要なパーテーション等 □　食料　□　飲料水　□　医薬品 □　自家発電装置 □　トリアージタッグ □　救急用自動車 □　広域災害・救急医療情報システム □　新興感染症発生・まん延時の医療の提供において都道府県知事が求める機能に応じて必要となる設備 （　　）

□　救急医療 □　精神科救急医療 □　災害医療 （新設） □　へき地医療 □　病院 □　へき地診療所 □　周産期医療 □　小児救急医療	□　集中治療室 （新設） □　母体胎児集中治療管理室 □　新生児集中治療管理室 □　診察室　□　手術室　□　処置室 （新設） □　臨床検査施設　□　エックス線診療室 □　調剤所　□　保護室　□　面会室 （新設） □ 専用病床（　　床） □　優先的に使用される病床 （新設） （新設） □　備蓄倉庫 □　ヘリポート（□　敷地内　□　近接地） □　医師住宅　□　看護師住宅	（新設） （新設） □　分娩監視装置 □　新生児用呼吸循環監視装置 □　超音波診断装置 □　新生児用人工換気装置 □　微量輸液装置　□　保育器 □　簡易ベッド　□　携帯用医療機器 （新設） （新設） □　食料　□　飲料水　□　医薬品 □　自家発電装置 □　トリアージタッグ □　救急用自動車 □　広域災害・救急医療情報システム （新設）

○　「新興感染症発生・まん延時における医療」については、申請時に有していない施設又は設備がある場合において、医療措置協定を締結した日から３年を超えない範囲で当該協定を締結した病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画（様式任意）がある場合は、これを添付するとともに、以下を記載すること。

（新設）

「新興感染症発生・まん延時における医療」に係る施設又は設備の整備計画の概要

・施設整備計画

・・・・・・・・・・（〇年〇月完成予定）

・設備整備計画

・・・・・・・・・・（〇年〇月整備予定）

（２）・（３）　（略）

４・５　（略）

６　その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「〇」を付すこと。

(1)精神科救急医療の場合のみ

・　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第５条の２第１号に基づく都道府県知事の指定の有無	
・　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第５条の２第３号に基づく常時勤務する指定医の人数	人

(2)災害医療の場合のみ

・　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の有無	

(3)新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

①感染症法第３６条の３第１項に規定する医療措置協定であって、同項第１号に掲げる事項に係るものについて

（２）・（３）　（略）

４・５　（略）

６　その他の体制

(1)精神科救急医療の場合のみ

・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第５条の２第１号に基づく都道府県知事の指定の有無（有・無）

・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第５条の２第３号に基づく常時勤務する指定医の人数（　　人）

(2)災害医療の場合のみ

・災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の有無（有・無）

（新設）

次の措置を全て含む協定締結の有無 ・　感染症法第３６条の９第１項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して７日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が３０床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置 ・　感染症法第３６条の９第１項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して７日以内に開始し、かつ１日当たり２０人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置 ・　医療人材派遣に係る措置	

②医療法第３０条の１２の６第１項に規定する協定について

・　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）に係る協定締結の有無	
・　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）に係る協定締結の有無	
・　災害支援ナースに係る協定締結の有無	

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第３０条の１２の６第１項に規定する協定」を添付すること。

「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領

（略）

「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領

（略）

別紙６

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年３月 31 日医政発 0331008 号）添付書類３の新設

（下線の部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
添付書類３（新興感染症発生・まん延時における医療）
医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

<table>
<tr><td>病　院　名</td><td></td></tr>
<tr><td>病院の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>管轄保健所名</td><td></td></tr>
</table>
〔時間外等加算割合又は夜間等救急自動車等搬送件数〕
○　添付書類１－１（救急医療）又は 添付書類１－２（救急医療）に記載し、提出（添付資料を含む。）すること。

〔新興感染症の対応に係る訓練又は研修への職員の参加実績〕
・自病院が実施した訓練又は研修
<table>
<tr><th>実施日又は実施期間</th><th>訓練又は研修名</th><th>参加した職員数</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td><td>（新設）</td></tr>
</table>

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した会計年度における自病院が実施した訓練又は研修について記載すること。

添付資料

○　訓練又は研修ごとに参加した職員の役職名及び所属を記載したリスト（既存資料を提出する場合は、個人名欄は消去すること）。

・外部の機関が実施した訓練又は研修

実　施　者　名	実施日又は実施期間	訓練又は研修名	参加した職員数

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した会計年度における外部の機関が実施した訓練又は研修について記載すること。

添付資料

○　訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は実施者からの参加依頼文等の写し（個人名欄は消去すること。））

○　訓練又は研修ごとに参加した職員の役職名及び所属を記載したリスト（既存資料を提出する場合は、個人名欄は消去すること）。

〔正当な理由がなく医療措置協定に基づく措置を講じていないと都道府県知事が認めるときの都道府県知事からの勧告の有無〕

感染症法第３６条の４第２項に規定する勧告を受けたことがある。	

（記載上の注意事項）

○　過去に、都道府県知事から当該勧告を受けたことがある場合は、空欄に○を付すこと。

別紙７

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年３月 31 日医政発 0331008 号）その他所要の改正

（下線の部分は改正部分）

改　正　後

添付書類１－１（救急医療）

（略）

時間外等加算件数明細表

（自　令和　年　月　日　至　令和　年　月　日）

区　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

（自　令和　年　月　日　至　令和　年　月　日）

区　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

（自　令和　年　月　日　至　令和　年　月　日）

区　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　計

改　正　前

添付書類１－１（救急医療）

（略）

時間外等加算件数明細表

（自　平成・令和　年　月　日　至　平成・令和　年　月　日）

区　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

（自　平成・令和　年　月　日　至　平成・令和　年　月　日）

区　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

（自　平成・令和　年　月　日　至　平成・令和　年　月　日）

区　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　計

初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

（合　　計）

区　　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

（記載上の注意事項）
○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類１－２（救急医療）

（略）

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件

初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

（合　　計）

区　　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

（記載上の注意事項）
○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類１－２（救急医療）

（略）

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

（自　平成・令和　　年　　月　　日　至　平成・令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件

ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

（合　　計）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

（自　平成・令和　　年　　月　　日　至　平成・令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

（自　平成・令和　　年　　月　　日　至　平成・令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

（合　　計）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

（記載上の注意事項）

○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類１－３（精神科救急医療）

（略）

時間外等診療件数明細表

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

区　　分	初診料 (A)	再診料 (B)	内　電話等による再診 (C)	合　　計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

区　　分	初診料 (A)	再診料 (B)	内　電話等による再診 (C)	合　　計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件

（記載上の注意事項）

○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類１－３（精神科救急医療）

（略）

時間外等診療件数明細表

（自　平成・令和　　年　　月　　日　至　平成・令和　　年　　月　　日）

区　　分	初診料 (A)	再診料 (B)	内　電話等による再診 (C)	合　　計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

（自　平成・令和　　年　　月　　日　至　平成・令和　　年　　月　　日）

区　　分	初診料 (A)	再診料 (B)	内　電話等による再診 (C)	合　　計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件

時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

区　　分	初　診　料 (A)	再　診　料 (B)	内　電話等による再診 (C)	合　　計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

（合　　計）

区　　分	初　診　料 (A)	再　診　料 (B)	内　電話等による再診 (C)	合　　計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件

時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

（自　平成・令和　　年　　月　　日　至　平成・令和　　年　　月　　日）

区　　分	初　診　料 (A)	再　診　料 (B)	内　電話等による再診 (C)	合　　計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

（合　　計）

区　　分	初　診　料 (A)	再　診　料 (B)	内　電話等による再診 (C)	合　　計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件

上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

（記載上の注意事項）

○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類４－１（へき地医療）

（略）

添付書類４－２（へき地医療）

（略）

添付書類４－３（へき地医療）

（略）

添付書類４－４（へき地医療）

（略）

添付書類４－５（へき地医療）

（略）

添付書類５（周産期医療）

（略）

〔分娩実施件数〕

会　計　年　度	件　　数	内 ハイリスク分娩管理加算の算定件数
令和　年　月　日～令和　年　月　日	件	件
令和　年　月　日～令和　年　月　日	件	件

上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

（記載上の注意事項）

○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類３－１（へき地医療）

（略）

添付書類３－２（へき地医療）

（略）

添付書類３－３（へき地医療）

（略）

添付書類３－４（へき地医療）

（略）

添付書類３－５（へき地医療）

（略）

添付書類４（周産期医療）

（略）

〔分娩実施件数〕

会　計　年　度	件　　数	内 ハイリスク分娩管理加算の算定件数
平成・令和　年　月　日～平成・令和　年　月　日	件	件
平成・令和　年　月　日～平成・令和　年	件	件

令和　年　月　日～令和　年　月　日	件	件
合　　計	件	件
３会計年度平均	件	－

（記載上の注意事項）
○　終了した３会計年度における分娩実施件数を記載すること。

〔母体搬送件数〕

会　計　年　度	件　　数
令和　年　月　日～令和　年　月　日	件
令和　年　月　日～令和　年　月　日	件
令和　年　月　日～令和　年　月　日	件
合　　計	件
３会計年度平均	件

（記載上の注意事項）
○　直近に終了した３会計年度における母体搬送件数を記載すること。

添付資料
○　母体搬送件数明細表
○　母胎搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

母体搬送件数明細表

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

月　日		
平成・令和　年　月　日～平成・令和　年　月　日	件	件
合　　計	件	件
３会計年度平均	件	－

（記載上の注意事項）
○　終了した３会計年度における分娩実施件数を記載すること。

〔母体搬送件数〕

会　計　年　度	件　　数
平成・令和　年　月　日～平成・令和　年　月　日	件
平成・令和　年　月　日～平成・令和　年　月　日	件
平成・令和　年　月　日～平成・令和　年　月　日	件
合　　計	件
３会計年度平均	件

（記載上の注意事項）
○　直近に終了した３会計年度における母体搬送件数を記載すること。

添付資料
○　母体搬送件数明細表
○　母胎搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

母体搬送件数明細表

（自　平成・令和　　年　　月　　日　至　平成・令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

（合　　計）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

（自　平成・令和　　年　　月　　日　至　平成・令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

（自　平成・令和　　年　　月　　日　至　平成・令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

（合　　計）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

（記載上の注意事項）
○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類6（小児救急医療）
（略）

時間外等加算件数明細表

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

区　　分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

区　　分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合　　計

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

（記載上の注意事項）
○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類5（小児救急医療）
（略）

時間外等加算件数明細表

（自　平成・令和　　年　　月　　日　至　平成・令和　　年　　月　　日）

区　　分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

（自　平成・令和　　年　　月　　日　至　平成・令和　　年　　月　　日）

区　　分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合　　計

初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

区　　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

（合　　計）

区　　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　　計

初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

（自　平成・令和　　年　　月　　日　至　平成・令和　　年　　月　　日）

区　　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

（合　　計）

区　　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　　計

初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

（記載上の注意事項）
○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類７
（略）

添付書類８
（略）

初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

（記載上の注意事項）
○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類６
（略）

添付書類７
（略）

【改正後全文】

医政発第０３３１００８号
平成２０年３月３１日
医政発 0329 第 36 号
平成 31 年３月 29 日
医政発 1225 第 17 号
令和２年 12 月 25 日
医政発 0331 第 17 号
令和３年３月 31 日
医政発 0331 第 15 号
令和４年３月 31 日
最終改正　医政発 0330 第８号
令和６年３月 30 日

各都道府県知事　殿

厚生労働省医政局長
（公　印　省　略）

社会医療法人の認定について

本年３月２６日付けで公布された医療法施行規則の一部を改正する省令（平成２０年厚生労働省令第５０号）により、医療法（昭和２３年法律第２０５号。以下「法」という。）第４２条の２第１項第６号において厚生労働省令で定めることとされた社会医療法人の公的な運営に関する要件に関する規定を整備し、本年４月１日から施行することとしたところである。

また、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成２０年厚生労働省告示第１１９号。以下「告示」という。）を、本年３月２６日に告示し、本年４月１日から適用することとしたところである。

これらの社会医療法人制度の創設に係る措置の内容及びこれらに関連して都道府県において扱うこととなる事務の処理については下記のとおりであるので、御了知の上、適正なる実施を期するとともに、貴管下の医療法人の指導監督により一層の御配慮を願いたい。

記

第１　社会医療法人制度の趣旨

高齢化の進行や医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変わる中で、国民の医療に対する安心、信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に提供される医療提供体制の確立が求められている。

このため、先般の医療法改正においては、地域医療の重要な担い手である医療法人について、非営利性の徹底等の観点から各般の見直しを行うとともに、救急医療やへき地医療、周産期医療など特に地域で必要な医療の提供を担う医療法人を新たに社会医療法人として位置づけることにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るものである。

第２　社会医療法人の認定要件

社会医療法人の認定に当たり、次に掲げる法第４２条の２第１項第１号から第７号までの要件に適合するか否かについて審査を行うものとすること。

１　役員の親族等について（法第４２条の２第１項第１号関係）

各役員及び次に掲げる親族等の数が、役員の総数の３分の１を超えて含まれることがないこと。

①　各役員の配偶者及び三親等以内の親族

②　各役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③　各役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④　②又は③に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

２　社団たる医療法人の社員の親族等について（法第４２条の２第１項第２号関係）

各社員及び次に掲げる親族等の数が、社員の総数の３分の１を超えて含まれることがないこと。

①　各社員の配偶者及び三親等以内の親族

②　各社員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③　各社員の使用人及び使用人以外の者で当該社員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④　②又は③に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

３　財団たる医療法人の評議員の親族等について（法第４２条の２第１項第３号関係）

各評議員及び次に掲げる親族等の数が、評議員の総数の３分の１を超えて含まれることがないこと。

①　各評議員の配偶者及び三親等以内の親族

②　各評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③　各評議員の使用人及び使用人以外の者で当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④　②又は③に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

4　救急医療等確保事業に係る業務の実施について（法第４２条の２第１項第４号関係）

(1) 当該医療法人が開設する病院又は診療所（当該医療法人が地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院又は診療所を含む。以下同じ。）のうち、１以上（２以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で１以上（(2) に掲げる場合を除く。)）のものが、当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された法第３０条の４第２項第５号イからへまでに掲げるいずれかの事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っていること。

(2) ２以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人のうち、１の都道府県においてのみ病院を開設し、かつ、当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第３０条の４第２項第１２号に規定する区域（以下「二次医療圏」という。）に隣接した当該都道府県以外の都道府県の医療計画において定める二次医療圏において診療所を開設する医療法人であって、当該病院及び当該診療所における医療の提供が一体的に行われているものとして次に掲げる基準に適合するものは、当該診療所の所在地の都道府県においては救急医療等確保事業の要件を満たすことを要しないこと。

①　当該病院及び当該診療所の所在地のそれぞれの都道府県の医療計画において、当該病院及び当該診療所の所在地を含む地域における医療提供体制に関する事項を定めていること。

②　当該医療法人の開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院が、当該病院の所在地を含む二次医療圏及び当該二次医療圏に隣接した市町村（当該病院の所在地の都道府県以外の都道府県の市町村であり、特別区を含む。以下「隣接市町村」という。）に所在すること。

③　当該医療法人の開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院が相互に近接していること。

※　「近接」とは、概ね１０㎞圏内に所在し、自動車で移動する場合、概ね３０分以内で到達が可能であるもの。

④　当該病院が、その施設、設備、病床数その他の医療を提供する体制に照らして、当該診療所（隣接市町村に所在するものに限る。）における医療の提供について基幹的な役割を担っていること。

※　「基幹的な役割を担う」とは、当該病院の病床数が当該診療所の病床数に比して１０倍以上であり、かつ、患者がその状態に応じて、当該病院又は当該診療所の受診を容易に選択できる地理的環境にあるもの。

(3) 当該医療法人が１の都道府県の区域において２以上の病院又は診療所を開設する場合にあっては、救急医療等確保事業に係る業務を行う病院又は診療所の円滑な運営のため、他の病院又は診療所は、当該業務を行う病院又は診療所との連携及び協力体制の確保を図り、地域医療において社会医療法人に求められる役割を積極的に果たすことが見込まれること。

5　救急医療等確保事業に係る業務の基準について（法第４２条の２第１項第５号関係）

(1) 当該医療法人が実施する４の業務について、次に掲げる事項ごとに告示に掲げる基準に適合していること。当該基準については、別添１を参照されたいこと。

①　当該業務を行う病院又は診療所の構造設備

②　当該業務を行うための体制

③　当該業務の実績

(2) 医療計画に救急医療等の確保に関する事業に係る医療連携体制を構成するものとして社会医療法人が開設する病院又は診療所を記載するに当たっては、都道府県医療審議会等において、当該病院又は診療所が所在する地域における当該事業に係る医療連携体制の確立を図る観点から、十分な審議を行うこと。また、当該病院又は診療所が当該事業に係る医療連携体制を構成するものでなくなったと認めるときは、速やかに、医療計画における記載の削除、社会医療法人の認定の取消し等を含め、所要の手続を行うこと。

(3) 災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務を行うことにより社会医療法人の認定を受けている法人から都道府県が実施する防災訓練に参加希望があった場合は、可能な限り参加させるよう配慮すること。

6　公的な運営に関する要件について（法第４２条の２第１項第６号関係）

(1) 医療法人の運営について（医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号。以下「規則」という。）第３０条の３５の３第１項第１号関係）

①　理事の定数は６人以上とし、監事の定数は２人以上とすること。

②　財団である医療法人の評議員は、理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱すること。

③　他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）（以下「公益法人等」という。）を除く。）の次に掲げる者である理事の合計数が理事の総数の３分の１を超えないものであること。監事についても同様であること。

イ　当該他の同一の団体の理事又は使用人である者

ロ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

④　その理事、監事及び評議員（以下「理事等」という。）に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。

なお、理事等に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとすること。

また、理事等に対する報酬等の支給の基準は、法第５１条の４第２項の規定に基づき備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならないこと。

⑤　その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

なお、当該医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。

イ　当該医療法人の理事、監事又は使用人

ロ　当該医療法人が社団である場合にあっては、その社員

ハ　当該医療法人が財団である場合にあっては、その設立者又は評議員

ニ　イからハまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

ホ　イからハまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ヘ　イからハまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ト　ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

⑥　その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人等に対し、当該公益

法人等が行う公益目的の事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

なお、特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。

イ　株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第２条第４号に規定する公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体

ロ　特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

⑦　毎会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（法第４２条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第４２条の２第１項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）に係る費用の額（損益計算書（医療法人における事業報告書等の様式について（平成１９年医政指発第０３３０００３号。以下「事業報告書等通知」という。）の１の(4)に規定する損益計算書をいう。第２の６の(2)の①、②及び④において同じ。）の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）を超えてはならないこと。

なお、遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から次のイからへまでに掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額（貸借対照表（事業報告書等通知の１の(3)に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。）上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）の資産の総額に対する割合（貸借対照表の純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合をいう。ただし、評価・換算差額等を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額及び資産の部の合計額からそれぞれ控除するものとする。）を乗じて得た額とする。

また、当該医療法人の経理は、その法人が行う業務の種類及び規模に応じて、その内容を適正に表示するに必要な帳簿書類を備えて、収入及び支出並びに資産及び負債の明細が適正に記帳されていること。

さらに、保有する資産の明細表は、法第５１条の４第２項の規定に基づき備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならないこと。

イ　当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院

の業務の用に供する財産

ロ　法第４２条各号に規定する業務の用に供する財産

ハ　法第４２条の２第１項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務（以下「収益業務」という。）の用に供する財産

ニ　イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産（現に使用されていないが、イからハまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産とし、業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）

ホ　イからハまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（減価償却費に対応する資産の取得又は改良に充てるための資金に限るものとし、減価償却累計額を上限とする。）

ヘ　将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金（以下「特定事業準備資金」という。）

⑧　他の団体の意思決定に関与することができる次に掲げる財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって株主総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有していない場合は、この限りでない。

イ　株式

ロ　特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利

ハ　合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権

ニ　民法第６６７条第１項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成１０年法律第９０号）第３条第１項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成１７年法律第４０号）第３条第１項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利

ホ　信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利

ヘ　外国の法令に基づく財産であって、イからホまでに掲げる財産に類するもの

⑨　直近の３会計年度（但し、新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合にあっては、直近の３会計年度に加え、認定日の属する会計年度について認定日の前日までを含む。）において、法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠ぺいし、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

なお、法令に違反する事実とは、例えば、医療に関する法令の場合には次に掲げるいずれかの事実がある場合をいうものとする。

イ　医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処

分を受けた場合

ロ　医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合

ハ　法第３０条の１１の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

ニ　医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、法第６４条第１項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは同条第２項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員の解任の勧告が発せられた場合

ホ　その他イからニまでに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合

(2) 医療法人の事業について（規則第３０条の３５の３第１項第２号関係）

①　病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る費用の額（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）が、全費用の額（損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額をいう。）の１００分の６０を超えること。

②　社会保険診療（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第２６条第２項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね１００分の１０以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第６条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第４条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）、予防接種（予防接種法（昭和２３年法律第６８号）第２条第６項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう。）に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（１の分娩に係る助産に係る収入金額が５０万円を超えるときは、５０万円を限度とする。）、介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第２６条第２項第４号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第６条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び

基準該当療養介護医療費、同法第７７条及び第７８条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の５の２に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第２４条の２に規定する障害児入所給付費、同法第２４条の７に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第２４条の２５に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額（損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業収益の合計額をいう。）の１００分の８０を超えること。

なお、健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

イ　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第１５０条第１項の規定により保険者が行う健康診査

ロ　船員保険法（昭和１４年法律第７３号）第１１１条第１項の規定により全国健康保険協会が行う健康診査

ハ　国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第８２条の規定により保険者が行う健康診査

ニ　国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）第９８条の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査

ホ　地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）第１１２条の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査

ヘ　私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）第２６条の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査

ト　学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第５条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第１１条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断

チ　母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１２条又は第１３条の規定により市町村が行う健康診査

リ　労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第６６条の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第６６条の２の規定により労働者が自ら受ける健康診断

ヌ　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第２０条又は第２６条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第１２５条の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査

③　自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

なお、社会保険診療報酬と同一の基準とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法に関する厚生労働省告示の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額程度以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

イ　公害健康被害者に係る診療報酬及び予防接種により健康被害者に係る診療報酬にあっては、法令等に基づいて規定される額

ロ　分娩（べん）料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあっては、地域における標準的な料金として診療報酬規程に定められた額を超えない額

④　医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。）が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に１００分の１５０を乗じて得た額の範囲内であること。

7　解散時の残余財産の帰属先について（法第４２条の２第１項第７号関係）

定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。

8　その他

すべての理事をもって組織する理事会を置き、その運営について、次に掲げる事項が定款又は寄附行為において定められ、適正に行われていること。

①　理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

②　理事会を構成する理事の３分の１以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

③　理事会は、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

④　次に掲げる事項は、理事会において議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の３分の２以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の過半数の議決を必要とする。

イ　定款又は寄附行為の変更

ロ　基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）

ハ　毎事業年度の事業計画の決定又は変更

ニ　財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し
ホ　将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し
ヘ　収支予算及び決算の決定又は変更
ト　重要な資産の処分
チ　借入金額の最高限度額の決定

⑤　理事は、理事会において１個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第３　社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

１　社会医療法人の認定申請に関する事項

(1) 社会医療法人の認定を受けようとする医療法人が提出しなければならない書類を次のとおり定めることとしたこと。

①　社会医療法人の認定申請等関係書類　　別添２
②　社会医療法人の定款例　　別添３
③　社会医療法人の寄附行為例　　別添４

(2) 社会医療法人の認定に係る書類を次のとおり定めることとしたこと。

①　社会医療法人認定書　　別添５
②　社会医療法人認定取消書　　別添６

(3) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合にあっては、法第５４条の９第３項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

２　都道府県医療審議会に関する事項

都道府県知事は、社会医療法人の認定に当たっては、法第４２条の２第２項の規定により、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。この場合、「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」（昭和６１年健政発第４１０号）の第二の趣旨を踏まえ、必要に応じて部会等を設置することにより、地域医療、法律、会計等に関する有識者の参画を求めることが望ましいこと。

３　社会医療法人の名称の登記

(1) 医療法人○○会から社会医療法人○○会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和３９年政令第２９号）第３条参照）が必要であり、社会医療法人の認定後２週間以内に主たる事務所の所在地において、３週間以内に従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならないこと。

(2) (1)により名称の変更について変更の登記をしたときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出るものとすること（医療法施行令（昭和２３年政令第３２６号。以下「令」という。）第５条の１２参照)。

(3) 社会医療法人でない医療法人は、その名称中に、「社会医療法人」という文字を用いてはならないこと。

なお、都道府県知事は、社会医療法人でない医療法人が「社会医療法人」という文字を用いていると認めるときは、当該医療法人に対し、法第６４条第１項の規定に基づく改善命令を行うこと。

4　社会医療法人の事業報告書等の作成等

(1) 社会医療法人は、毎会計年度終了後２月以内に、次に掲げる書類を作成しなければならないこと。

①　事業報告書
②　財産目録
③　貸借対照表
④　損益計算書
⑤　関係事業者との取引の状況に関する報告書
⑥　法第４２条の２第１項第１号から第６号までの要件に該当する旨を説明する書類
⑦　法第５４条の２第１項に規定する社会医療法人債を発行した社会医療法人（当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。）については、①から⑥までに掲げる書類に加え、次に掲げる書類
イ　純資産変動計算書
ロ　キャッシュ・フロー計算書
ハ　附属明細表
⑧　法第５１条第２項の厚生労働省令で定める基準に該当する社会医療法人については、①から⑥までに掲げる書類に加え、次に掲げる書類
イ　純資産変動計算書
ロ　附属明細表

(2) 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこと。

①　(1)の①から⑧までに掲げる書類
②　法第４６条の８第３号の監事の監査報告書
③　定款又は寄附行為
④　法第５１条第２項の厚生労働省令で定める基準に該当する社会医療法人については、①から③までに掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報

告書

(3) 社会医療法人は、毎会計年度終了後３月以内に、次の書類を都道府県知事に届け出なければならないこと。

① (1)の①から⑧までに掲げる書類

② 法第４６条の８第３号の監事の監査報告書

③ 法第５１条第２項の厚生労働省令で定める基準に該当する社会医療法人については、①及び②に掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書

(4) 都道府県知事は、次の書類（直近の３会計年度に係る書類に限る。）について請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。

① (3)の①から③までに掲げる書類（ただし、(1)の⑥については、法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類並びに理事等に対する報酬等の支給の基準及び保有する資産の明細表に限る。）

② 定款又は寄附行為

(5) 都道府県は、毎年、社会医療法人の事業及び運営並びに救急医療等確保事業の実施状況について、届け出られた書類を審査すること。この場合、実地検査等を行うことにより要件の適合を確認すること。

5 社会医療法人の認定の取消し

(1) 都道府県知事は、社会医療法人が法第６４条の２第１項各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要に応じ、速やかに法第６３条の規定による社会医療法人の事務所への立入検査又は法第６４条の規定による社会医療法人に対する改善命令を発出した上で、法第６４条の２第１項の規定により、社会医療法人の認定を取り消し、期間を定めて附帯業務のうち第一種社会福祉事業（ケアハウスを除く。）及び収益業務の全部の停止を命ずること。

(2) 都道府県知事は、社会医療法人が法第４２条の２第１項第５号の厚生労働大臣が定める基準（以下「救急医療等確保事業基準」という。）を満たせなくなることで、当該医療法人に係る社会医療法人の認定の取消し手続きを突然開始し、地域医療に混乱を与えてしまうことのないよう、所管の社会医療法人について救急医療等確保事業基準を満たすことができないおそれがないか適宜確認するとともに、そのようなおそれのある社会医療法人が判明した場合には、当該社会医療法人に対して事業の改善を指示すること。

また、社会医療法人が救急医療等確保事業基準を満たすことができない場合においても、当該社会医療法人に事業の継続の意思があり、かつ都道府県知事が一定の猶予を与えれば改善が可能であると認める場合には、当該社会医療法人に対

して１年間の猶予を与えることができること。都道府県知事が猶予を与えるかどうかの判断を行うに当たっては、改善計画書など必要な資料を提出させた上で行うこと。

都道府県知事が一定の猶予を与えれば改善が可能であると認める場合としては、

・　救急医療等確保事業に係る医師が一時的に確保できず、同事業に係る実績が低くなったものの、別の医師の確保が可能であって、これによって、実績が回復する見込みがある場合、
・　救急医療等確保事業に係る施設が破損したため、同事業に係る実績が低くなったものの、当該施設の修繕等が可能であって、これによって、実績が回復する見込みがある場合、
・　へき地医療に関して、災害等によってへき地診療所が一時的に閉鎖したものの、近いうちに再開し、これによって、実績が回復する見込みがある場合

など多様なケースが考えられるが、必要に応じて、厚生労働省に相談すること。

この猶予については、必要に応じて再度与えることが可能であるが、その際には、事業の改善の実現性等について慎重に審査した上で行い、安易に繰り返し与えることのないようにすること。

なお、上記の確認又は猶予中に、法第４２条の２第１項第５号ハに掲げる要件を欠くに至った場合で、その至ったことが天災、人口の著しい減少その他の当該社会医療法人の責めに帰することができないやむを得ない事情があると都道府県知事が認める事由によるものであり、かつ、猶予を与えても改善の可能性が見込めないときには、当該社会医療法人に６の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定申請を行うよう促すこととし、社会医療法人の認定については、その取消し手続きを開始すること。

(3) 都道府県知事は、社会医療法人の認定を取り消すに当たっては、法第６４条の２第２項の規定により、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。

(4) 社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、当該医療法人は名称の変更等について法第５４条の９第３項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

(5) 社会医療法人〇〇会から医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記が必要であり、社会医療法人の認定が取り消された日後２週間以内に主たる事務所の所在地において、３週間以内に従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならないこと。

(6) (5)により名称の変更について変更の登記をしたときは、登記事項及び登記の年

月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出るものとすること。

6　社会医療法人の認定を取り消された医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定等

(1) 社会医療法人の認定を取り消された医療法人のうち次に掲げる事項に該当するものは、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができること。

①　社会医療法人の認定を取り消された事由が、法第４２条の２第１項第５号ハに掲げる要件（救急医療等確保事業に係る業務の実績）を欠くに至ったことであって、当該要件を欠くに至ったことが天災、人口の著しい減少その他の当該医療法人の責めに帰することができないやむを得ない事情があると都道府県知事が認める事由によるものであること。

※　天災、人口の著しい減少その他の当該医療法人の責めに帰することができないやむを得ない事情があると都道府県知事が認める事由としては、例えば、

イ　自然災害、事件、事故により施設が著しく破損したこと

ロ　地域の人口の著しい減少により医療従事者の確保が困難となっており、かつ、当該地域において救急医療等確保事業に係る業務の実施主体が不足していること（ただし、地域医療機関との連携不足等の状況、当該医療従事者の待遇が不十分である等の状況があれば認めない。）

ハ　道路整備等交通網の変化による他の病院等への患者の著しい流出があり、かつ、当該地域において救急医療等確保事業に係る業務の実施主体が不足していること（ただし、地域医療機関との連携不足等の状況があれば認めない。）

ニ　近隣の救急病院等の開設により当該病院等への患者の著しい流出があり、かつ、当該地域において救急医療等確保事業に係る業務の実施主体が不足していること（ただし、地域医療機関との連携不足等の状況があれば認めない。）

などが考えられるが、必要に応じて、厚生労働省に相談すること。

②　法第４２条の２第１項各号（第５号ハを除く。）に掲げる要件に該当するものであること。

(2) 実施計画の認定を受けようとする医療法人は、次に掲げる書類を提出すること。

①　認定申請書　別添７

②　実施計画　別添８（規則第３０条の３６の３の別記様式第１の３）

※　実施計画（変更があった場合はその変更後のもの）に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施期間（以下「実施期間」という。）中に整備される救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備は、別添１の基準に記載されている施設及び設備のうち、法人税法施行令（昭和４０年政令第９７号）第１３条第１号から第８号までに掲げる資産に該当するものを

記載すること。この場合において、同令第５５条第１項に規定する資本的支出に該当するものは含まれるが、それ以外の修繕費、賃借料等については含まれないこと、当該救急医療等確保事業の用に供される見込みであるものであれば、その一部が当該救急医療等確保事業以外の事業の用に供される見込みであるものであっても、対象となることに留意すること。

③　第３の１の(1)の①の「社会医療法人の認定申請等関係書類」のうち当該医療法人が法第４２条の２第１項第１号から第６号まで（第５号ハを除く。）に掲げる要件に該当するものであることを証する書類

④　当該医療法人の定款又は寄附行為の写し

(3) 都道府県知事は、実施計画が次に掲げる事項のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をすることができること（実施計画認定書　別添９）。認定に当たっては、必要に応じて、厚生労働省に相談することとし、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。なお、各事項は実地検査により確認を行うこととし、特に、救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備については、その実施する救急医療等の内容に照らして適切なものであること及びその整備に係る支出の積算根拠となる資料等が適切なものであることについて確認を行うこと。

①　当該医療法人が、法第４２条の２第１項各号（第５号ハを除く。）に掲げる要件に該当すること。

②　実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備がその実施期間において確実に行われると見込まれるものであること。

③　実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務がその実施期間にわたり継続して行われると見込まれるものであること。

④　その実施期間が１２年を超えないものであること。ただし、当該医療法人の開設する救急医療等確保事業に係る業務を実施する病院又は診療所の所在地を含む二次医療圏におけるその救急医療等確保事業の実施主体が著しく不足している場合その他特別の事情があると都道府県知事が認める場合は、１８年を超えないものであること。

※１　(4)の収益業務は、社会医療法人の認定取消日と実施計画の認定日とが同日でないときは、その認定日前は行うことができないことに留意すること。

※２　社会医療法人の認定を取り消された場合に法人税の課税対象となる累積所得金額（法人税法上の収益事業以外の事業による所得の金額の累積額をいう。７(6)及び(8)において同じ。）から、救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の取得価額の見積額の合計額を控除できる措置（７(8)において「税制上の措置」という。）は、社会医療法人の認定取消日と実施計画の認定日とが同日でないときは、適用できないことに留意すること。

(4) 実施計画の認定を受けた医療法人は、法第４２条の２第１項及び第３項の規定の例により収益業務を行うことができること。

(5) 実施計画の認定を受けた医療法人は、毎会計年度終了後３月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に提出しなければならないこと。

① 実施計画の実施状況報告書　別添１０（規則第３０条の３６の９第１項の別記様式第１の４）

② 第３の１の(1)の①の「社会医療法人の認定申請等関係書類」のうち当該医療法人が法第４２条の２第１項第１号から第６号まで（第５号ハを除く。）に掲げる要件に該当する旨を説明する書類

(6) (5)の規定にかかわらず、実施計画の認定を受けた医療法人は、次に掲げる会計年度においては、次に定める日後３月以内に、実施状況報告書を都道府県知事に提出しなければならないこと。

① 実施計画の認定が取り消された日の属する会計年度　当該取り消された日

② 実施計画に記載された実施期間が終了したこと又は社会医療法人の認定を受けたことにより、実施計画の認定の効力を失った日の属する会計年度　当該効力を失った日

(7) 都道府県知事は、実施計画の認定を受けた医療法人から(5)の①の実施計画の実施状況報告書が提出された場合には、当該実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務並びに当該業務の実施に必要な施設及び設備の整備の実施状況について、毎会計年度提出された書類を審査し、併せて実地検査により確認を行うこと。当該実地検査により、当該施設及び設備の整備に係る支出を確認したときは、当該医療法人に対してその旨を証する書類（施設及び設備の整備に係る支出確認書　別添１１）を交付すること。

(8) 実施計画の認定を受けた医療法人は、その認定に係る実施計画を変更しようとするときは、その変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書（実施計画変更認定申請書　別添１２）にその変更後の実施計画を添えて、都道府県知事に提出し、その認定を受けなければならないこと。ただし、当初の実施期間からの１年以内の変更については、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出ることで足りること。

(9) 都道府県知事は、実施計画の認定を受けた医療法人が令第５条の５の６第１項各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要に応じ、速やかに法第６３条の規定による医療法人の事務所への立入検査又は法第６４条の規定による医療法人に対する改善命令を発出した上で、令第５条の５の６第１項の規定により実施計

画の認定を取り消し（実施計画認定取消書　別添１３）、収益業務の全部の停止を命ずること。取消しに当たっては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。

(10) 実施計画の認定を受けた医療法人が、社会医療法人の認定を受けた場合には、当該実施計画の認定は、当該社会医療法人の認定を受けた日から将来に向かってその効力を失うこと。

(11) 実施計画の認定を受けている医療法人が他の医療法人と合併をする場合には、次の事項に留意すること。

① 合併後の医療法人が当該認定を受けた実施計画を引き続き行う場合には、当該医療法人は合併の認可を申請する際、その旨を明示するとともに、法第４２条の２第１項第１号から第６号まで（第５号ハを除く。）に掲げる事項に該当するものであることを証する書類を提出すること。この場合において、都道府県知事は（3）に準じて審査を行うこと。

② 合併後の医療法人が当該認定を受けた実施計画を引き続き行わない場合又は令第５条の５の６第１項各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、都道府県知事は実施計画の認定を取り消すこと。

(12) 実施計画の認定を受けている医療法人（当該医療法人と合併する医療法人を含む。）は、その認定が効力を有する期間内において分割することはできないこと。

7　その他

(1) 持分請求権の放棄の決議について

規則第３０条の３９第１項の規定により、社団である医療法人で持分の定めのあるものが、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないものに移行する場合にあっては、当該医療法人の社員総会において、定款の変更認可がなされた日をもって持分請求権の放棄の効力が生ずるものとする決議を行うものであることにつき、留意するものであること。

(2) 財産の取得又は改良に充てるための資金（第２の６(1)⑦のホ）について

① 当該資金は、減価償却費に対応する資産の取得又は改良に充てるための資金に限るものとし、減価償却累計額を上限とすること。

② 当該資金は、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。

資産の部　　減価償却引当特定預金（固定資産のその他の資産に掲記）

③ 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である財産

を取得せず、又は改良しない事実があった場合には、理事会及び社員総会又は評議員会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならないこと。

(3) 特定事業準備資金（第２の６(1)⑦のへ）について

① 当該資金の目的である事業が、定款又は寄附行為において定められていること。

② 当該資金の額が合理的に算定されていること。

③ 当該資金の目的である事業ごとに、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。

ア 資産の部　　○○事業特定預金（固定資産のその他の資産に掲記）

イ 純資産の部　○○事業積立金（積立金に掲記）

④ 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である事業を行わない事実があった場合には、理事会及び社員総会又は評議員会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならないこと。

(4) 附帯業務及び収益業務の実施について

定款又は寄附行為に定めのない業務を行うことは法令に違反する事実となるため、新たに法第４２条各号に掲げる業務及び同法第４２条の２第１項又は法第４２条の３第２項に規定する収益業務を行うに場合にあっては、定款又は寄附行為の変更等の手続きに遺漏がないよう留意するものであること。

ただし、当該医療法人の開設する病院等の業務の一部として又はこれに附随して行われるものは含まれないものとし、特段の定款変更等は要しないものとすること。

この場合、附随して行われる業務とは、次に掲げる業務であること。

① 病院等の施設内で当該病院等に入院若しくは通院する患者及びその家族を対象として行われる業務又は病院等の職員の福利厚生のために行われる業務であって、医療提供又は療養の向上の一環として行われるものであること。

したがって、病院等の建物内で行われる売店、敷地内で行われる駐車場業等は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、敷地外に有する法人所有の遊休資産を用いて行われる駐車場業は附随する業務に含まれないものとして取り扱うものとすること。

② 病院等の施設外で当該病院等に通院する患者を対象として行われる業務であって、当該病院等において提供される医療又は療養に連続して行われるものであること。

したがって、当該病院等への、又は、当該病院等からの患者搬送は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、当該病院等以外の病院から同じく当該病院等以外の病院への患者搬送は収益業務とされること。

③　①及び②において、当該法人が自らの事業として行わず、当該法人以外の者に委託して行う場合にあっては、当該法人以外の者が行う事業内容が、①又は②の前段に該当するものであるときは、当該法人以外の者への委託は附随する業務とみなし、①又は②の前段に該当しないものであるときは、附随する業務に含まれないものとして取り扱うものとすること。

(5) 収益業務の区分経理について

社会医療法人又は実施計画の認定を受けた医療法人が収益業務を行う場合にあっては、収益業務から生ずる所得に関する経理と収益業務以外の業務から生ずる所得に関する経理とをそれぞれ区分して行わなければならないものとすること。

この場合の「所得に関する経理」とは、単に収益及び費用に関する経理だけではなく、資産、負債及び純資産に関する経理についても同様にその区分経理が行わなければならないものとすること。

(6) 社会医療法人の税制上の取扱い

①　社会医療法人については、次の税制上の措置が講ぜられたこと。

イ　社会医療法人が法人税法（昭和４０年法律第３４号）別表第二（公益法人等の表）に追加されたこと。併せて、社会医療法人の法人税は、法人税法第６６条第３項の規定による税率が適用されること。

ロ　社会医療法人が行う医療保健業（法第４２条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第４２条の２第１項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）が法人税法施行令第５条に規定する収益事業の範囲から除外されたこと。これにより、当該医療保健業に係る法人税については、法人税法第７条の規定により非課税となること。

ハ　社会医療法人の法人税法上の収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、法人税法第３７条第５項の規定により当該社会医療法人の収益事業に係る寄附金の額とみなし、その損金算入限度額は、所得の金額の１００分の５０に相当する金額（当該金額が年２００万円に満たない場合は年２００万円）であること。

ニ　医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合には、法人税法第１０条の３第１項及び第２項の規定により、認定を受けた日の前日に当該医療法人が解散し、認定を受けた日に当該社会医療法人が設立されたものとみなして、同条第１項及び第２項に規定する規定を適用すること。

ホ　ニの場合については、法人税法第１４条第２２号の規定により、当該医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定を受けた日の前日までの期間及び社会医療法人の認定を受けた日からその会計年度終了の日までの期間を事業年度とみなして、同法の規定を適用すること。また、社会医療法人の認定を取り消された医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定が取り消された日の前日までの期間及び社会医療法人の認定が取り消された日からその会計年度終了の日までの期間についても同様とすること。

ヘ　社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、法人税法第６４条の４第１項の規定により、当該社会医療法人の認定が取り消された日前の累積所得金額又は欠損金額の累積額は、当該社会医療法人の認定が取り消された日の属する会計年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入すること。

ト　社会医療法人は、所得税法（昭和４０年法律第３３号）別表第一（公共法人等の表）及び消費税法（昭和６３年法律第１０８号）別表第三に掲げる法人となること。

チ　社会医療法人が取得する直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供する不動産（有料駐車施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設を除く。）に係る不動産取得税については、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７３条の４第１項第８号の２の規定により非課税となること。

リ　社会医療法人が直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産（有料駐車施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設を除く。）に係る固定資産税及び都市計画税については、地方税法第３４８条第２項第１１号の５の規定により非課税となること。

②　社会医療法人の認定を受けたときは、当該社会医療法人は、速やかに、国税庁長官が定める届出書に都道府県知事の認定書の写し及び定款又は寄附行為の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出するものとすること。なお、社会医療法人の認定の取消しを受けた場合についても同様とし、この場合においては、認定書の写しに代えて認定取消書の写しを添付するものとすること。

③　都道府県は社会医療法人を認定し、又は認定を取り消した場合は、その旨を速やかに厚生労働省医政局及び当該社会医療法人が開設する救急医療等確保事業に係る業務を行っている又は行っていた病院又は診療所の所在地の市区町村

に報告すること。厚生労働省医政局は、都道府県からの報告を国税庁に情報提供するものとする。

(7) 特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い

租税特別措置法第６７条の２第１項の承認を受けた医療法人（以下「特定医療法人」という。）が会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施行令（昭和３２年政令第４３号）第３９条の２５第５項及び租税特別措置法施行規則（昭和３２年大蔵省令第１５号）第２２条の１５第２項の規定に基づく特定医療法人の承認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から３月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。

なお、当該認定を受けた日から租税特別措置法第６７条の２第１項の規定による法人税率の特例は適用されないことから、租税特別措置法施行令第３９条の２５第６項の規定に基づく特定医療法人の承認に係る税率の適用をやめるための届出書を当該認定を受けた日以後速やかに、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとすること。

(8) 税制上の措置を受ける場合の取扱い

社会医療法人の認定を取り消された日と同日に実施計画の認定を受けた医療法人は、その認定を受けた日以後に救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施のために支出される金額として、実施計画に記載されたその業務の実施に必要な施設及び設備（以下「救急医療等確保事業用資産」という。）の取得価額の見積額の合計額に相当する金額を、(6)の①のへにおける累積所得金額から控除することができること。なお、この税制上の措置の適用に当たっては、次の事項に留意すること。

① 税制上の措置の適用を受ける事業年度の確定申告書に、累積所得金額から控除する金額及びその計算に関する明細等（法人税法施行規則（昭和４０年大蔵省令第１２号）別表 14(8)）を記載（各会計年度において都道府県知事に提出した実施状況報告書（別添１０）を添付）し、かつ、実施計画の認定通知書（別添９）及び当該認定を受けた実施計画（別添８）の写しを添付すること。また、その適用を受ける事業年度後の各事業年度の確定申告書に救急医療等確保事業用資産の取得未済残額等（法人税法施行規則別表 14(8)）を記載すること。

② 税制上の措置の適用を受けた場合には、実施計画に係る認定の効力が有する期間内に取得をした救急医療等確保事業用資産の税制上の取得価額は、累積所得金額から控除された金額を上限として順次減額されることとなり、税務と会計で救急医療等確保事業用資産の帳簿価額及び減価償却費として計上される金額等については異なることとなるため、適切に管理すること。

③　税制上の措置の適用を受けた医療法人は、原則として、その適用を受けた事業年度開始の日から②の取得価額が減額された救急医療等確保事業用資産の全てについて譲渡又は除却をしたこと、償却済となったこと等の事実が生じた日までの期間内の日を含む各事業年度等については、社会保険診療報酬の所得の計算の特例（租税特別措置法第６７条、第６８条の９９）の適用を受けることはできないこと。

別添１

業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績
救急医療	次の基準に該当すること。 　当該病院が救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び専用病床（専ら救急患者のために使用される病床をいう。）又は優先的に使用される病床（専用病床を有していないが、救急患者のために一定数確保されている病床をいう。）を有していること。	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 ２．当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。	１又は２の基準に該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が２０％以上であること。 ※「時間外等加算割合」とは、直近に終了した３会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）における次に掲げる算定件数（療養の給付及び公費負担医療の費用に関する請求に関する省令（昭和５１年厚生省令第３６号）に定める方法により審査支払機関に請求を行い、支払を受けた件数をいう。以下同じ。）の合計の初診料算定件数に占める割合をいう。以下同じ。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前６時までをいう。以下同じ。）を除く。）において初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日（深夜を除く。）において初診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 ２．当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数を３で除した数が７５０件以上であること。 ※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した３会計年度にお

			ける夜間（午後６時から翌日の午前８時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日、年末年始の日（１月１日を除く１２月２９日から１月３日まで）及び土曜日又はその振替日）における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう。以下同じ。なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成１９年法律第１０３号）第２条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。
精神科救急医療の場合	次の基準に該当すること。 当該病院が精神科救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、保護室、面会室等）を有していること。	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において精神科救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 ２．当該病院が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和２５年厚生省令第３１号）第５条の２第１号から第３号までに掲げる基準を満たすこと。	次の基準に該当すること。 当該病院において直近に終了した３会計年度における精神疾患に係る時間外等診療件数が、当該病院の所在地が属する精神科救急医療圏内の人口１万人対７．５件以上であること。 ※「時間外等診療件数」とは、次に掲げる算定件数の合計をいう。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜を除く。以下同じ。）において初診又は再診を行った場合の時間外加算の算定件数（患者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示した場

			合に算定することができる再診料の件数は除く。②から④までにおいても同じ。） ②休日（深夜を除く。以下同じ。）において初診又は再診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診又は再診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診又は再診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 ※なお、①～④以外であって、診療時間以外の時間、休日又は深夜における初診又は再診に引き続いて入院した患者数についても、「時間外等診療件数」に含めること。 ※精神科救急医療圏内の人口は、直近に公表された国勢調査又は人口推計年報（総務省統計局）による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数をいう。
災害医療	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる施設（診療に必要な施設は耐震構造を有すること。）を全て有していること。 ⑴ 集中治療室 ⑵ 診療部門（診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び病室 ⑶ 備蓄倉庫 ２．当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる設備及び物資を全て有してい	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において災害医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 ２．当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。 ３．法第３０条の１２の２第１項に規定する災害・感染症医療業務従事者（以下「災害・感染症医療業務従事者」という。）	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が１６％以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を３で除した数が６００件以上であること。 ２．直近に終了した会計年度において、当該病院に勤務する職員が、次に掲げる訓練又は研修に参加していること。 ⑴ 都道府県又は国が実施する防災訓練 ⑵ 国が実施する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）研修 ３．過去において、災害時における都道府

	ること。 (1) 簡易ベッド (2) 携帯用医療機器 (3) 食料、飲料水及び医薬品等の物資 (4) 自家発電装置 (5) トリアージタッグ (6) 救急用自動車 (7) 広域災害・救急医療情報システムの端末 ３．当該病院の敷地内又は近接地にヘリコプターの離発着場を確保していること。	により組織された災害派遣医療チーム（以下「災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）」という。）を有し、法第３０条の１２の６第１項に規定する協定を締結していること。	県又は国からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣要請を拒否しなかったこと。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。
新興感染症発生・まん延時における医療 ※ 「新興感染症発生・まん延時における医療」とは、法第３０の４第２項第５号ハに掲げるそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療をいう。	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院が新興感染症発生・まん延時における医療施設として必要な次に掲げる施設を全て有していること。 (1) 陰圧病室（確保病床の半数以上） (2) 個室病室 (3) 発熱患者等専用として使用可能な診察室（プレハブ・簡易テント等を含む。） (4) 集中治療室（一部は陰圧化できるものであること。） (5) 診療部門（診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び病室 (6) 備蓄倉庫 ２．当該病院が新興感染症発生・まん延時における医療施設として必要な次に掲げる設備及び物資を全て有していること。 (1) 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備 (2) 感染を判断するための検査機器 (3) 簡易ベッド (4) 個人防護具	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院において新興感染症発生・まん延時における医療の確保に関する事業に係る感染症法第３６条の９第１項に規定する医療協定等措置のうち、次の(1)及び(2)に掲げる措置ごとに定める基準を満たす内容を含む医療措置協定を締結し、当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において当該医療措置協定を締結した医療提供施設として記載されていること。 (1) 病床確保　都道府県知事の要請があった日から起算して７日以内に即応病床化すること及び確保する病床数が３０床以上であること。 (2) 発熱外来　都道府県知事の要請があった日から起算して７日以内に開始すること及び１日当たり２０人以上の診療を行うものであること。 ２．当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が１６％以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を３で除した数が６００件以上であること。 ２．直近に終了した会計年度において、当該病院に勤務する職員が、次のいずれかの訓練又は研修に参加していること。 (1) 当該病院が実施する新興感染症の対応に係る訓練又は研修 (2) 外部の機関が実施する新興感染症の対応に係る訓練又は研修 ３．感染症法第３６条の４第２項に規定する勧告を受けたことがないこと。

	(5) 感染した患者を隔離するための動線確保に必要なパーテーション等 (6) その他、都道府県知事の判断により当該病院に求める機能に応じて必要となる設備（例：重症患者に対応するための体外式膜型人工肺） ただし、これらの施設及び設備のうち申請時に有していない施設又は設備がある場合において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号。以下「感染症法」という。）第３６条の３第１項に規定する医療措置協定（以下「医療措置協定」という。）を締結した日から３年を超えない範囲で当該病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画を作成し、当該都道府県知事が当該計画を適当と認めたときは、上記基準に該当するものとする。この場合、当該病院を開設する医療法人は社会医療法人の認定後、当該計画が完了するまでの間、毎会計年度終了後３月以内に、主たる事務所の所在地の都道府県知事にその進捗状況を報告することとし、正当な理由なく期間内に当該施設又は設備を有することができないときは、基準に該当しないものとみなす。	３．災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）若しくは災害・感染症医療業務従事者により組織された災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）又は災害・感染症医療業務従事者である災害支援ナースを有し、法第３０条の１２の６第１項に規定する協定及び感染症法第３６条の２第１項第５号に規定する派遣に係る措置をその内容に含む医療措置協定を締結していること。	
へき地医療 ※ 「へき地」とは、へき地保健医療対策実施要綱（平成１３年医政発第５２９号）に基づくへき地をいい	１又は２の基準に該当すること。 １．当該病院がへき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び病室を有していること。 また、必要に応じ、医師住宅又は看護師住宅を有していること。	次の基準に該当すること。 当該病院又は診療所の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画においてへき地医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 なお、へき地診療所を開設する医療法	へき地医療施設が病院の場合、１、２又は３の基準に該当すること。この場合において、医師の延べ派遣日数及び巡回診療の延べ診療日数について、同日同場所に派遣され又は巡回する医師が複数の場合には、複数の派遣又は巡回が適切な状況で行われているかどうかについて確認し、短時間であ

う。	２．当該診療所がへき地診療所（へき地保健医療対策実施要綱に基づくへき地診療所をいう。）として必要な診療部門（診察室、処置室等）を有していること。 　また、必要に応じ、医師住宅又は看護師住宅を有していること。	人が当該へき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合にあっては、当該全ての病院において、へき地の患者を受け入れるための病室その他へき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）を有し、かつ、へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。 　また、へき地医療拠点病院に医師を派遣する当該病院にあっては、当該病院において、当該へき地医療拠点病院が医師を派遣する当該へき地診療所に係るへき地の患者及び当該へき地医療拠点病院が巡回診療を行う当該へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。	る等必要と判断する場合には、単数による派遣又は巡回として取り扱うこと。 １．当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所（当該病院が所在する都道府県内のへき地に所在する診療所に限る。）に対する医師の延べ派遣日数（派遣日数を医師数で乗じた日数をいう。）が５３人日以上であること。 ２．当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地（当該病院が所在する都道府県内のへき地に限る。）における巡回診療の延べ診療日数（診療日数を医師数で乗じた日数をいう。）が５３人日以上であること。 ３．当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地医療拠点病院(当該病院が所在する都道府県内のへき地医療拠点病院に限る。)に対する医師の延べ派遣日数(診療日数を医師数で乗じた日数をいう。)が１０６人日以上であること、かつ、当該へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数(当該病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数に限る。)が１０６人日以上であること、又は当該へき地医療拠点病院のへき地における巡回診療の延べ診療日数（当該病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数に限る。）が１０６人日以上であること。

			この場合において、当該病院から当該へき地医療拠点病院に派遣される医師の診療科と、当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所へ派遣される医師及び当該へき地における巡回診療を行う医師の診療科は同一であることが望ましい。 へき地診療所の場合、次の基準に該当すること。 当該へき地診療所において直近に終了した会計年度における診療日が２０９日以上であること。
周産期医療	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる施設を全て有していること。 ⑴ 母体胎児集中治療管理室 ⑵ 新生児集中治療管理室 ⑶ 診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び専用病床（専ら周産期患者のために使用される病床をいう。） ２．当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる設備を全て有していること。 ⑴ 分娩監視装置 ⑵ 新生児用呼吸循環監視装置 ⑶ 超音波診断装置 ⑷ 新生児用人工換気装置 ⑸ 微量輸液装置 ⑹ 保育器	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において周産期医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 ２．当該病院において産科に係る救急患者に対し医療を提供する体制及び緊急帝王切開術を実施できる体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院において直近に終了した３会計年度における分娩実施件数を３で除した件数が５００件以上であること。 ２．当該病院において直近に終了した３会計年度における母体搬送件数を３で除した件数が１０件以上であること。 なお、「母体搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプター及びこれに準ずるヘリコプターによる妊婦、産婦又はじよく婦の搬送をいう。 ３．当該病院において直近に終了した３会計年度におけるハイリスク分娩管理加算の算定件数が３件以上であること。
小児救急医療	次の基準に該当すること。 当該病院が小児救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において小児救急医	次の基準に該当すること。 当該病院において６歳未満の乳幼児の時間外等加算割合が２０％以上であるこ

	査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び専用病床（専ら小児救急患者のために使用される病床をいう。）又は優先的に使用される病床（専用病床を有していないが、小児救急患者のために一定数確保されている病床をいう。）を有していること。	療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 ２．当該病院において小児救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。	と。 ※「６歳未満の乳幼児の時間外等加算割合」とは、直近に終了した３会計年度における次に掲げる算定件数の合計の６歳未満の乳幼児の初診料算定件数に占める割合をいう。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜を除く。以下同じ。）において６歳未満の乳幼児の初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日（深夜を除く。以下同じ。）において６歳未満の乳幼児の初診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において６歳未満の乳幼児の初診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が６歳未満の乳幼児の初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 ※なお、①～④以外であって、診療時間以外の時間、休日又は深夜における初診に引き続いて入院した患者数についても、上記の算定件数の合計に含めること。

（備　考）

○　医療法施行令第５条の５の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は医療法第５２条第１項の規定による社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類の届出における実績に令和２年２月から令和４年３月までの月の分の実績を含む場合

救急医療、災害医療、新興感染症発生・まん延時における医療及びへき地医療については以下の基準とする（特例部分は太字）

業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績
救急医療	次の基準に該当すること。 当該病院が救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び専用病床（専ら救急患者のために使用される病床をいう。）又は優先的に使用される病床（専用病床を有していないが、救急患者のために一定数確保されている病床をいう。）を有していること。	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 ２．当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。	１又は２の基準に該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が２０％以上であること。 ※「時間外等加算割合」とは、直近に終了した３会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）における次に掲げる算定件数（療養の給付及び公費負担医療の費用に関する請求に関する省令（昭和５１年厚生省令第３６号）に定める方法により審査支払機関に請求を行い、支払を受けた件数をいう。以下同じ。）の合計の初診料算定件数に占める割合をいう。以下同じ。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前６時までをいう。以下同じ。）を除く。）において初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日（深夜を除く。）において初診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 ２．当該病院において夜間等救急自動車等

			搬送件数を３で除した数が**基準値（別表１（＊１）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表２（＊２）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に２を乗じて得た数を３で除して得た数を加算した数）を７５０から控除した数（小数点以下１位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）以上であり、かつ、直近に終了した３会計年度のうち少なくとも１会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が７５０件以上**であること。 ※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した３会計年度における夜間（午後６時から翌日の午前８時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日、年末年始の日（１月１日を除く１２月２９日から１月３日まで）及び土曜日又はその振替日）における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう。**また、「１会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した３会計年度のうちいずれかの１会計年度における夜間及び休日における救**

			急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう。以下同じ。なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成１９年法律第１０３号）第２条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。
精神科救急医療の場合	次の基準に該当すること。 当該病院が精神科救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、保護室、面会室等）を有していること。	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において精神科救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 ２．当該病院が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和２５年厚生省令第３１号）第５条の２第１号から第３号までに掲げる基準を満たすこと。	次の基準に該当すること。 当該病院において直近に終了した３会計年度における精神疾患に係る時間外等診療件数が、当該病院の所在地が属する精神科救急医療圏内の**人口１万人対（７．５－国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数×０．０２÷３）件以上**であること。 ※「時間外等診療件数」とは、次に掲げる算定件数の合計をいう。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜を除く。以下同じ。）において初診又は再診を行った場合の時間外加算の算定件数（患者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示した場合に算定することができる再診料の件数は除く。②から④までにおいても同じ。） ②休日（深夜を除く。以下同じ。）において初診又は再診を行った場合の休日加算の算定件数

			③深夜において初診又は再診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診又は再診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 ※なお、①～④以外であって、診療時間以外の時間、休日又は深夜における初診又は再診に引き続いて入院した患者数についても、「時間外等診療件数」に含めること。 ※精神科救急医療圏内の人口は、直近に公表された国勢調査又は人口推計年報（総務省統計局）による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数をいう。
災害医療	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる施設（診療に必要な施設は耐震構造を有すること。）を全て有していること。 ⑴ 集中治療室 ⑵ 診療部門（診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び病室 ⑶ 備蓄倉庫 ２．当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる設備及び物資を全て有していること。 ⑴ 簡易ベッド ⑵ 携帯用医療機器 ⑶ 食料、飲料水及び医薬品等の物資 ⑷ 自家発電装置	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において災害医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 ２．当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。 ３．法第３０条の１２の２第１項に規定する災害・感染症医療業務従事者（以下「災害・感染症医療業務従事者」という。）により組織された災害派遣医療チーム（以下「災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）」という。）を有し、法第３０条の１２の６第１項に規定する協定を締結していること。	次の基準の全てに該当すること。 １．当該病院において時間外等加算割合が１６％以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を３で除した数が**基準値（別表３（＊３）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表４（＊４）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に２を乗じて得た数を３で除して得た数を加算した数）を６００から控除した数（小数点以下１位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。以下同じ。）以上であり、かつ、直近に終了した３会計年度のうち少なくとも１会計年度に**

	(5) トリアージタッグ (6) 救急用自動車 (7) 広域災害・救急医療情報システムの端末 3．当該病院の敷地内又は近接地にヘリコプターの離発着場を確保していること。		**おける夜間等救急自動車等搬送件数が６００件以上**であること。 2．直近に終了した会計年度において、当該病院に勤務する職員が、次に掲げる訓練又は研修に参加していること。 (1) 都道府県又は国が実施する防災訓練 (2) 国が実施する災害派遣医療チーム（DMAT）研修 3．過去において、災害時における都道府県又は国からの災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を拒否しなかったこと。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。
新興感染症発生・まん延時における医療 ※ 「新興感染症発生・まん延時における医療」とは、法第３０の４第２項第５号ハに掲げるそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療をいう。	次の基準の全てに該当すること。 1．当該病院が新興感染症発生・まん延時における医療施設として必要な次に掲げる施設を全て有していること。 (1) 陰圧病室（確保病床の半数以上） (2) 個室病室 (3) 発熱患者等専用として使用可能な診察室（プレハブ・簡易テント等を含む。） (4) 集中治療室（一部は陰圧化できるものであること。） (5) 診療部門（診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び病室 (6) 備蓄倉庫 2．当該病院が新興感染症発生・まん延時における医療施設として必要な次に掲げる設備及び物資を全て有していること。 (1) 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備	次の基準の全てに該当すること。 1．当該病院において新興感染症発生・まん延時における医療の確保に関する事業に係る感染症法第３６条の９第１項に規定する医療協定等措置のうち、次の(1)及び(2)に掲げる措置ごとに定める基準を満たす内容を含む医療措置協定を締結し、当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において当該医療措置協定を締結した医療提供施設として記載されていること。 (1) 病床確保　都道府県知事の要請があった日から起算して７日以内に即応病床化すること及び確保する病床数が３０床以上であること。 (2) 発熱外来　都道府県知事の要請があった日から起算して７日以内に開始すること及び１日当たり２０人以上の診療を行うものであること。	次の基準の全てに該当すること。 1．当該病院において時間外等加算割合が１６％以上又は夜間等救急自動車等搬送件数を３で除した数が**基準値以上であり、かつ、直近に終了した３会計年度のうち少なくとも１会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が６００件以上**であること。 2．直近に終了した会計年度において、当該病院に勤務する職員が、次のいずれかの訓練又は研修に参加していること。 (1) 当該病院が実施する新興感染症の対応に係る訓練又は研修 (2) 外部の機関が実施する新興感染症の対応に係る訓練又は研修 3．感染症法第３６条の４第２項に規定する勧告を受けたことがないこと。

	(2) 感染を判断するための検査機器 (3) 簡易ベッド (4) 個人防護具 (5) 感染した患者を隔離するための動線確保に必要なパーテーション等 (6) その他、都道府県知事の判断により当該病院に求める機能に応じて必要となる設備（例：重症患者に対応するための体外式膜型人工肺） ただし、これらの施設及び設備のうち申請時に有していない施設又は設備がある場合において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号。以下「感染症法」という。）第３６条の３第１項に規定する医療措置協定（以下「医療措置協定」という。）を締結した日から３年を超えない範囲で当該病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画を作成し、当該都道府県知事が当該計画を適当と認めたときは、上記基準に該当するものとする。この場合、当該病院を開設する医療法人は社会医療法人の認定後、当該計画が完了するまでの間、毎会計年度終了後３月以内に、主たる事務所の所在地の都道府県知事にその進捗状況を報告することとし、正当な理由なく期間内に当該施設又は設備を有することができないときは、基準に該当しないものとみなす。	２．当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。 ３．災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）若しくは災害・感染症医療業務従事者により組織された災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）又は災害・感染症医療業務従事者である災害支援ナースを有し、法第３０条の１２の６第１項に規定する協定及び感染症法第３６条の２第１項第５号に規定する派遣に係る措置をその内容に含む医療措置協定を締結していること。	
へき地医療 ※ 「へき地」とは、へき地保健医療対策実施要綱（平	１又は２の基準に該当すること。 １．当該病院がへき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及	次の基準に該当すること。 当該病院又は診療所の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画においてへき地医療の確保に関する事業に係る医	へき地医療施設が病院の場合、１、２又は３の基準に該当すること。この場合において、医師の延べ派遣日数及び巡回診療の延べ診療日数について、同日同場所に派遣さ

成１３年医政発第５２９号）に基づくへき地をいう。	び病室を有していること。 　また、必要に応じ、医師住宅又は看護師住宅を有していること。 ２．当該診療所がへき地診療所（へき地保健医療対策実施要綱に基づくへき地診療所をいう。）として必要な診療部門（診察室、処置室等）を有していること。 　また、必要に応じ、医師住宅又は看護師住宅を有していること。	療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 　なお、へき地診療所を開設する医療法人が当該へき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合にあっては、当該全ての病院において、へき地の患者を受け入れるための病室その他へき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）を有し、かつ、へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。 　また、へき地医療拠点病院に医師を派遣する当該病院にあっては、当該病院において、当該へき地医療拠点病院が医師を派遣する当該へき地診療所に係るへき地の患者及び当該へき地医療拠点病院が巡回診療を行う当該へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。	れ又は巡回する医師が複数の場合には、複数の派遣又は巡回が適切な状況で行われているかどうかについて確認し、短時間である等必要と判断する場合には、単数による派遣又は巡回として取り扱うこと。 １．当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所（当該病院が所在する都道府県内のへき地に所在する診療所に限る。）に対する医師の延べ派遣日数（派遣日数を医師数で乗じた日数をいう。）が**（５３－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数）人日以上であること。** **※派遣を行うことができなかった日数が１月当たり４日を超える場合は、その月については当該日数を４日として計算することとする。** ２．当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地（当該病院が所在する都道府県内のへき地に限る。）における巡回診療の延べ診療日数（診療日数を医師数で乗じた日数をいう。）が**（５３－国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日数）人日以上**であること。 **※巡回診療を行うことができなかった日数が１月当たり４日を超える場合は、その月については当該日数を４日として計算することとする。** ３．当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地医療拠点病院（当該病院が所在する都道府県内のへき地医

			療拠点病院に限る。)に対する医師の延べ派遣日数(診療日数を医師数で乗じた日数をいう。)が**(１０６－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数)人日以上**であること、かつ、当該へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数(当該病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数に限る。)が(**１０６－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数)人日以上**であること、又は当該へき地医療拠点病院のへき地における巡回診療の延べ診療日数(当該病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数に限る。)が**(１０６－国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日数)人日以上**であること。 **※それぞれ、医師の派遣を行うことができなかった日数又は巡回診療を行うことができなかった日数が１月当たり９日を超える場合は、その月については当該日数を９日として計算することとする。** この場合において、当該病院から当該へき地医療拠点病院に派遣される医師の診療科と、当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所へ派遣される医師

			及び当該へき地における巡回診療を行う医師の診療科は同一であることが望ましい。 へき地診療所の場合、次の基準に該当すること。 当該へき地診療所において直近に終了した会計年度における診療日が**（２０９－国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数）日以上**であること。 **※国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数が１月当たり 17 日を超える場合は、その月については当該日数を 17 日として計算することとする。**

＊１　別表１

直近に終了した３会計年度に含まれる令和２年２月から令和３年３月までの月数	７５０から控除する数
０月	０
１月	２
２月	４
３月	５
４月	７
５月	９
６月	１１
７月	１３

８月	１４
９月	１６
１０月	１８
１１月	２０
１２月	２１
１３月	２３
１４月	２５

＊２　別表２

直近に終了した３会計年度に含まれる令和３年４月から令和４年３月までの月数	７５０から控除する数
０月	０
１月	２
２月	５
３月	７
４月	１０
５月	１２
６月	１５
７月	１７
８月	２０
９月	２２
１０月	２５

１１月	２７
１２月	３０

＊３　別表３

直近に終了した３会計年度に含まれる令和２年２月から令和３年３月までの月数	６００から控除する数
０月	０
１月	１
２月	３
３月	４
４月	６
５月	７
６月	９
７月	１０
８月	１１
９月	１３
１０月	１４
１１月	１６
１２月	１７
１３月	１９
１４月	２０

＊４　別表４

直近に終了した３会計年度に含まれる令和３年４月から令和４年３月までの月数	６００から控除する数
０月	０
１月	２
２月	４
３月	６
４月	８
５月	１０
６月	１２
７月	１４
８月	１６
９月	１８
１０月	２０
１１月	２２
１２月	２４

別 添 ２－１（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合）

令和　　年　　月　　日

都 道 府 県 知 事　殿

主たる事務所の所在地
医療法人　　会
理事長

社 会 医 療 法 人 認 定 申 請 書

標記について、医療法施行令第５条の５及び同法施行規則第３０条の３６の規定に基づき申請します。

記

救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名　　称	所　　在　　地	

注１）「救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所」欄には、医療法第４２条の２第１項第５号の基準に適合する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。

注２）「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第３０条の４第２項第５号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第４２条の２第１項第５号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。

〇救急医療（精神科救急医療の基準を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。）
〇災害医療　〇新興感染症発生・まん延時における医療　〇へき地医療　〇周産期医療
〇小児救急医療

別 添 ２－２（社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後３月以内に届け出る場合）

令和　　年　　月　　日

都 道 府 県 知 事　殿

主たる事務所の所在地
社会医療法人　　会
理事長

決　　算　　届

令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの決算を終了したので、医療法第５２条第１項の規定により届出します。

記

救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名　　称	所　　在　　地	

注１）「救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所」欄には、医療法第４２条の２第１項第５号の基準に適合する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。

注２）「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第３０条の４第２項第５号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第４２条の２第１項第５号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。

〇救急医療（精神科救急医療の要件を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。）
〇災害医療　〇新興感染症発生・まん延時における医療　〇へき地医療　〇周産期医療
〇小児救急医療

１．社会医療法人関係書類一覧

申　請　書　類　一　覧	申請時	毎決算後	備考
□ 社会医療法人認定申請書	○	－	
□ 決算届	－	○	
□ 別表（医療法第４２条の２第１項第４号の要件に該当する旨を説明する書類）	○	○	
（医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類）			
□ 添付書類（構造設備及び体制）	○	○	※
□ 添付書類１－１（救急医療） 時間外等加算件数明細表	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	※
□ 添付書類１－２（救急医療） 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
□ 添付書類１－３（精神科救急医療） 時間外等診療件数明細表 受診時間等を証明する書類 応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等写し）			
□ 添付書類２（災害医療） 添付書類１－１（救急医療）又は１－２（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
□ 添付書類３（新興感染症発生・まん延時における医療） 添付書類１－１（救急医療）又は１－２（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修ごとに参加した職員の役職名及び所属を記載したリスト 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
□ 添付書類４－１（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等写し）			
□ 添付書類４－２（へき地医療） 巡回診療明細表 巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）			
□ 添付書類４－３（へき地医療） へき地診療所診療日明細表			
□ 添書書類４－４(へき地医療) 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類(協定書等写し)			
□ 添付書類４－５(へき地医療) 医師派遣明細表、巡回診療明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類、巡回診療の延べ診療日数を証明する書類			
□ 添付書類５（周産期医療） 母体搬送件数明細表 母体搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
□ 添付書類６（小児救急医療） 時間外等加算件数明細表 受診時間等を証明する書類			
（公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類）			
□ 添付書類７（公的な運営に関する要件（医療法第４２条の２第１項第１号から第３号まで及び第６号）に該当する旨を説明する書類（運営））	○	○	

	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準	○	○	※
	直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○	－	
□	書類付表１（理事、監事、社員及び評議員に関する明細表）	○	○	
□	書類付表２（経理等に関する明細表）	○	○	
□	書類付表３（保有する資産の明細表）	○	○	※
□	添付書類８（公的な運営に関する要件（医療法第４２条の２第１項第６号）に該当する旨を説明する書類（事業））	○	○	
	診療報酬規程	○	○	

注）(1) 該当する書類にチェックをすること。
(2) 備考欄の※印は、毎会計年度終了後３月以内の届出に係る書類のうち都道府県において閲覧に供するものであること。
(3)申請関係書類の中にある申請者名の欄は法人名及び理事長名、住所の欄は主たる事務所の所在地を記載すること。
(4) 閲覧に供する書類について、個人情報に係る記載（(3)を除く。）がある場合にあっては、必要な措置を講ずるものとする。

２．定款（寄附行為）変更認可申請関係書類一覧

申　請　書　類　一　覧
□　定款（寄附行為）変更認可申請書
□　定款又は寄附行為の変更内容（新旧条照表を添付すること。）及びその事由を記載した書類
□　定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類 …　社団の医療法人にあっては、社員総会の議事録 …　財団の医療法人にあっては、理事会及び評議員会の議事録
（医療法第４２条の２第１項の収益業務を行う場合）
□　収益業務の概要及び運営方法を記載した書類
□　定款又は寄附行為変更後２年間の事業計画及びこれに伴う予算書
□　新たに寄附を受ける場合、その申込書の写し （寄附が不動産の場合、その申込書の写し、登記事項証明書及びその評価額を証明する書類）
□　土地、建物等を賃貸する場合、その契約書の写しと登記事項証明書

注）(1) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合、又は社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、医療法第５４条の９第３項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

(2) 該当する書類にチェックをすること。

３．決算届出関係書類一覧

届　出　書　類　一　覧
（基本書類）
□　事業報告書
□　財産目録
□　貸借対照表
□　損益計算書
□　関係事業者との取引の状況に関する報告書
□　監事の監査報告書
□　医療法第４２条の２第１項第１号から第６号までの要件に該当する旨を説明する書類 （「１．社会医療法人関係書類一覧」参照）
（医療法第５４条の２第１項に規定する社会医療法人債を発行した場合（当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。））
上記に掲げる基本書類
□　純資産変動計算書
□　キャッシュ・フロー計算書
□　附属明細表
□　公認会計士又は監査法人の監査報告書
（医療法第５１条第２項の厚生労働省令で定める基準に該当する場合）
上記に掲げる基本書類
□　純資産変動計算書
□　附属明細表

□　公認会計士又は監査法人の監査報告書

注）(1) 社会医療法人が医療法第５２条第１項の規定に基づく書類の届出をしようとする場合、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類も併せて届出する必要があること。

(2) 会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっても、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間を含めて届出することに留意すること。

(3) 会計年度の中途において社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類を届出する必要がないこと。

(4) 該当する書類にチェックをすること。

別　表　１

医療法第４２条の２第１項第４号（ロを除く）の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以下のとおり相違ありません。

開設する全ての病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名　　称	所　在　地	

（記載上の注意事項）

○「開設する全ての病院又は診療所」欄には、医療法第４２条の２第１項第５号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。

○２以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する場合は、都道府県毎に順に記載すること。

○「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書（別添２－１）又は決算届（別添２－２）に記載した内容と一致していること。

別　表　２

医療法第４２条の２第１項第４号ロの要件に該当する旨を説明する書類

申請者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以下のとおり相違ありません。

１　開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名　　称	所　　在　　地	救急医療等確保事業の別

２　隣接市町村（注）に開設する全ての診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名　　称	所　　在　　地	救急医療等確保事業の別

（注）隣接市町村とは、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む二次医療圏に隣接した市町村（当該病院の所在地の都道府県以外の都道府県の市町村であり、特別区を含む。）のこと。

（記載上の注意事項）

○　医療法第４２条の２第１項第５号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院、診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）、介護老人保健施設及び介護医療院を全て記載すること。

○　「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書（別添２－１）又は決算届（別添２－２）に記載した内容と一致していること。

添付書類

○　当該医療法人が開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の所在地が示された地図

別添３

社会医療法人の定款例	備　　考
社会医療法人○○会定款	・社会医療法人は、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 37 に規定する基金制度を採用することができないため、基金制度を採用する医療法人が社会医療法人の認定を受ける場合には、拠出者に基金を返還し、定款から基金の章を削除することが必要であること。
第１章　名称及び事務所	
第１条　本社団は、社会医療法人○○会と称する。	・医療法人○○会から社会医療法人○○会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）第６条参照）及び登記事項変更登記完了の届出（医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第５条の 12 参照）が必要であること。
第２条　本社団は、事務所を○○県○○郡（市）○○町（村）○○番地に置く。	・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。
第２章　目的及び事業	
第３条　本社団は、病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第４条第１項及び第２項、第５条並びに第 29 条第４項において同じ。）
第４条　本社団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　　○○県○○郡（市）○○町（村） (4) ○○介護医療院 ○○県○○郡（市）○○町（村）	
２　本社団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。	・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理す

(1) ○○病院　　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　　○○県○○郡（市）○○町（村） (4) ○○介護医療院 ○○県○○郡（市）○○町（村）	る病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 29 条第４項及び第 30 条第５項において同じ。）
３　本社団が○○県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。 (1) ○○県医療計画に記載された救急医療（○○病院） (2) ○○県医療計画に記載された災害医療（○○病院） (3) ○○県医療計画に記載された新興感染症発生・まん延時における医療（○○病院） (4) ○○県医療計画に記載されたへき地医療（○○診療所） (5) ○○県医療計画に記載された周産期医療（○○病院） (6) ○○県医療計画に記載された小児救急医療（○○病院）	・本項には、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 42 条の２第１項第４号の規定に基づいて行う救急医療等確保事業に係る業務及び法第 42 条の２第１項第５号の基準に適合する病院又は診療所を掲げる。 ・当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、１以上（２以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、原則、それぞれの都道府県で１以上）のものが、法第 42 条の２第１項第５号の基準に適合していることが必要であること。
第５条　本社団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営	・本条には、法第 42 条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
第６条　本社団は、前２条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。 (1) 駐車場業 (2) 料理品小売業	・本条には、法第 42 条の２第１項の規定に基づいて行う収益業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
第３章　資産及び会計 第７条　本社団の資産は次のとおりとする。 (1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 事業に伴う収入 (4) その他の収入 ２　本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。	
第８条　本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。	・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが

(1) 前条第１項第１号の財産中の不動産及び金〇〇万円 (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品 ２　基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。 第９条　本社団の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。	望ましい。
２　前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。 (1) 〇〇病院の病床の増床（令和〇〇年実施予定） (2) 診療所の新規開設（令和〇〇年実施予定） (3) 介護老人保健施設の新規開設（令和〇〇年実施予定） (4) 介護医療院の新規開設（令和〇〇年実施予定） (5) 訪問看護ステーションの新規開設（令和〇〇年実施予定） ３　前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあっては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。	・財産の取得又は改良に充てるための資金及び特定事業準備資金は、他の資金と明確に区分して経理されていること。 ・特定事業準備資金を保有しない場合については、「２　前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「３　前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあっては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。」とする。
第10条　資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。 第11条　本社団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。	
第12条　本社団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終る。	・任意に１年間を定めても差し支えない。（法第53条参照）
第13条　本社団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。	・法第54条の２第１項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人（以下「社会医療法人債発行法人」という。）については、「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」とい

	う。)」とする。
2　本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。	・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書及び本社団の定款」とする。
3　本社団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を○○県知事に届け出なければならない。	・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。 ・２以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。
第14条　決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。	
第４章　社員	
第15条　本社団の社員中、親族等の数は、社員の総数の３分の１を超えて含まれてはならない。	・社員の親族等とは、次に掲げる者とする。 ①　社員のいずれか１人 ②　①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族 ③　①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④　①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該社員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ⑤　③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
第16条　本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。 2　本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。	
第17条　社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。	

(1) 除　名 (2) 死　亡 (3) 退　社 2　社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。	
第18条　やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。	・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。
第５章　社員総会	
第19条　理事長は、定時社員総会を、毎年〇回、〇月に開催する。	・定時社員総会は、収支予算の決定と決算の決定のため年２回以上開催することが望ましい。
2　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。	
3　理事長は、総社員の５分の１以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から２０日以内に、これを招集しなければならない。	・５分の１を下回る割合を定めることもできる。
4　社員総会の招集は、期日の少なくとも５日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。	・招集の通知は、定款で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。
第20条　社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。	
第21条　次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 (1) 定款の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更 (4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し (5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し (6) 収支予算及び決算の決定又は変更 (7) 重要な資産の処分 (8) 借入金額の最高限度の決定 (9) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更 (10) 社員の入社及び除名 (11) 本社団の解散 (12) 他の医療法人との合併契約の締結 2　その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。	

第22条　社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。 ２　社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段に定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ３　前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。 第23条　社員は、社員総会において各１個の議決権及び選挙権を有する。 第24条　社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。 ２　社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。 第25条　社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。 第26条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 第27条　社員総会の議事についての細則は､社員総会で定める。	
第６章　役員 第28条　本社団に、次の役員を置く。 (1) 理　事　　６名以上〇名以内 うち理事長１名 (2) 監　事　　２名以上〇名以内 第29条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。 ２　本社団の役員を選任するにあたっては、理事は６名を、監事は２名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員の総数の３分の１を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の３分の１を超えて含まれてはならない。なお、監事については、他の役員の親族等が含まれてはならない。	・理事は６名以上、監事は２名以上を置かなければならない。 ・役員の親族等とは、次に掲げる者とする。 ①　役員のいずれか１人 ②　①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族 ③　①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④　①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ⑤　③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

	・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。 ① 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の理事又は使用人である者 ② 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
３　理事長は、理事会において、理事の中から選出する。	
４　本社団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を２以上開設する場合において、都道府県知事（２以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第46条の５第６項参照）
５　前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。	・理事の職への再任を妨げるものではない。
６　理事又は監事のうち、その定数の５分の１を超える者が欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。	
第30条　理事長は本社団を代表し、本社団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。	
２　理事長は、医療法人の業務を執行し、 （例１）３箇月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 （例２）毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の	・この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならず、報告を省略することはできない。

職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 ３　理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。 ４　監事は、次の職務を行う。 ⑴ 本社団の業務を監査すること。 ⑵ 本社団の財産の状況を監査すること。 ⑶ 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に社員総会及び理事会に提出すること。 ⑷ 第１号又は第２号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○○県知事、社員総会又は理事会に報告すること。 ⑸ 第４号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。 ⑹ 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。 ５　監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。 第 31 条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。 ２　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 ３　役員は、第 28 条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。 第 32 条　役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の３分の２以上の賛成がなければ、決議することができない。 第 33 条　役員の報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。 第 34 条　役員の報酬等は別に定める基準により支給する。 第 35 条　理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。 ⑴ 自己又は第三者のためにする本社団の事業の部類に属する取引 ⑵ 自己又は第三者のためにする本社団との取引 ⑶ 本社団がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社団とその理事との利益が相反	・３分の２を上回る割合を定めることもできる。

する取引 ２　前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。	
第36条　本社団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。 ２　本社団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本社団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	・本条を規定するか否かは任意。
第７章　理事会 第37条　理事会は、すべての理事をもって構成する。 第38条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。 (1)本社団の業務執行の決定 (2)理事の職務の執行の監督 (3)理事長の選出及び解職 (4)重要な資産の処分及び譲受けの決定 (5)多額の借財の決定 (6)重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定 (7)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定 第39条　理事会は、理事長が招集する。この場合、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 ２　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。 ３　理事会を構成する理事の３分の１以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。	
４　理事会の招集は、期日の１週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。 ５　前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。 第40条　理事会の議長は、理事長とする。 第41条　理事は、理事会において各１個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。 第42条　理事会の決議は、法令又はこの定款に別段に定めがあ	・１週間を下回る期間を定めることもできる。

る場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	・過半数を上回る割合を定めることもできる。
2　前項の規定にかかわらず、第21条第１号から第８号までに掲げる事項は、理事会において特別の利害関係を有する理事を除く理事の３分の２以上の多数による議決を必要とする。	
3　第１項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。	・本項を規定するか否かは任意。
第43条　理事会の議事については､法令で定めるところにより、議事録を作成する。	
2　理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。	・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。
第44条　理事会の議事についての細則は、理事会で定める。	
第８章　定款の変更	
第45条　この定款は、社員総会の議決を経、かつ、○○県知事の認可を得なければ変更することができない。	
第９章　解散及び合併	
第46条　本社団は、次の事由によって解散する。 (1) 目的たる業務の成功の不能 (2) 社員総会の決議 (3) 社員の欠亡 (4) 他の医療法人との合併 (5) 破産手続開始の決定 (6) 設立認可の取消し	
2　本社団は、総社員の４分の３以上の賛成がなければ、前項第２号の社員総会の決議をすることができない。	
3　第１項第１号又は第２号の事由により解散する場合は、○○県知事の認可を受けなければならない。	
第47条　本社団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。	
2　清算人は、社員の欠亡による事由によって本社団が解散した場合には、○○県知事にその旨を届け出なければならない。	
3　清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。 (1) 現務の結了	

(2) 債権の取立て及び債務の弁済 (3) 残余財産の引渡し 第48条　本社団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。 第49条　本社団は、総社員の同意があるときは、○○県知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。 第１０章　雑則 第50条　本社団の公告は、 （例１）官報に掲載する方法 （例２）○○新聞に掲載する方法 （例３）電子公告（ホームページ） によって行う。 （例３の場合） ２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は○○新聞）に掲載する方法によって行う。 第51条　この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。	

別添４

社会医療法人の寄附行為例	備　　考
社会医療法人○○会寄附行為 第１章　名称及び事務所 第１条　本財団は、社会医療法人○○会と称する。	・医療法人○○会から社会医療法人○○会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）第６条参照）及び登記事項変更登記完了の届出（医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第５条の 12 参照）が必要であること。
第２条　本財団は、事務所を○○県○○郡（市）○○町（村）○○番地に置く。	・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。
第２章　目的及び事業 第３条　本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第４条第１項及び第２項、第５条並びに第 28 条第４項において同じ。）
第４条　本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　　○○県○○郡（市）○○町（村） (4) ○○介護医療院 ○○県○○郡（市）○○町（村）	
２　本財団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　　○○県○○郡（市）○○町（村） (4) ○○介護医療院 ○○県○○郡（市）○○町（村）	・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 28 条第４項及び第 29 条第５項において同じ。）
３　本財団が○○県知事から社会医療法人として認定を受けて	・本項には、医療法（昭和 23 年

実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。 (1) ○○県医療計画に記載された救急医療（○○病院） (2) ○○県医療計画に記載された災害医療（○○病院） (3) ○○県医療計画に記載された新興感染症発生・まん延時における医療（○○病院） (4) ○○県医療計画に記載されたへき地医療（○○診療所） (5) ○○県医療計画に記載された周産期医療（○○病院） (6) ○○県医療計画に記載された小児救急医療（○○病院）	法律第 205 号。以下「法」という。）第 42 条の２第１項第４号の規定に基づいて行う救急医療等確保事業に係る業務及び法第 42 条の２第１項第５号の基準に適合する病院又は診療所を掲げる。 ・当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、１以上（２以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、原則、それぞれの都道府県で１以上）のものが、法第 42 条の２第１項第５号の基準に適合していることが必要であること。
第５条　本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営	・本条には、法第 42 条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
第６条　本財団は、前２条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。 (1) 駐車場業 (2) 料理品小売業	・本条には、法第 42 条の２第１項の規定に基づいて行う収益業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
第３章　資産及び会計 第７条　本財団の資産は次のとおりとする。 (1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 事業に伴う収入 (4) その他の収入 ２　本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。	
第８条　本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) 前条第１項第１号の財産中の不動産及び金○○万円 (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品 ２　基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。	・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。
第９条　本財団の資産は、理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。 ２　前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資	・財産の取得又は改良に充てる

金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。 (1) ○○病院の病床の増床（令和○○年実施予定） (2) 診療所の新規開設（令和○○年実施予定） (3) 介護老人保健施設の新規開設（令和○○年実施予定） (4) 介護医療院の新規開設（令和○○年実施予定） (5) 訪問看護ステーションの新規開設（令和○○年実施予定） ３　前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあっては、理事会及び評議員会の議決を経て、取り崩すものとする。	ための資金及び特定事業準備資金は、他の資金と明確に区分して経理されていること。 ・特定事業準備資金を保有しない場合については、「２　前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「３　前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあっては、理事会及び評議員会の議決を経て、取り崩すものとする。」とする。
第 10 条　資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。	
第 11 条　本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び評議員会の議決を経て定める。	
第 12 条　本財団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日に終る。	・任意に１年間を定めても差し支えない。（法第 53 条参照）
第 13 条　本財団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び評議員会の承認を受けなければならない。	・法第 54 条の２第１項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人（以下「社会医療法人債発行法人」という。）については、「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）」とする。
２　本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。	・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書及び本財団の寄附行為」とする。
３　本財団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を○○県知事に届け出なければならな	・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事

い。	の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。 ・２以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。
第14条　決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。	
第４章　評議員	
第15条　本財団に、評議員○名以上○名以内を置く。	・評議員は理事の定数を超える数とする。ただし、都道府県知事の認可を受け理事が１人又は２人の場合にあっては、３人以上とする。
第16条　評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者	
２　評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の定数の同数以下となることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の３分の１を超えて含まれてはならない。	・評議員の親族等とは、次に掲げる者とする。 ①　評議員のいずれか１人 ②　①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族 ③　①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④　①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ⑤　③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
３　評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。	

第 17 条　本財団は、評議員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。 ２ 本財団は、評議員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該評議員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	・本項を規定するか否かは任意。
第５章　評議員会 第 18 条　理事長は、定時評議員会を、毎年〇回、〇月に開催する。 ２　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。 ３　理事長は、総評議員の５分の１以上の評議員から評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から２０日以内に、これを招集しなければならない。	・５分の１の割合については、これを下回る割合を定めることができる。
４　評議員会の招集は、期日の少なくとも５日前までに、その評議員会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。	・招集の通知は、寄附行為で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。
第 19 条　評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。 第 20 条　次の事項は、評議員会の議決を経なければならない。 (1) 寄附行為の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更 (4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し (5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し (6) 収支予算及び決算の決定又は変更 (7) 重要な資産の処分 (8) 借入金額の最高限度の決定 (9) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更 (10) 本財団の解散 (11) 他の医療法人との合併契約の締結 ２　その他重要な事項についても、評議員会の議決を経ることができる。 第 21 条　評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。 ２　評議員会の議事は、法令又はこの寄附行為に別段の定めが	

ある場合を除き、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ３　前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。 第22条　評議員は、評議員会において１個の議決権及び選挙権を有する。 第23条　評議員会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。 第24条　評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する評議員は、当該事項につきその議決権を行使できない。 第25条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 第26条　評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。	
第６章　役員 第27条　本財団に、次の役員を置く。 (1) 理　事　　６名以上〇名以内 うち理事長１名 (2) 監　事　　２名以上〇名以内 第28条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。 ２　本財団の役員を選任するにあたっては、理事は６名を、監事は２名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員の総数の３分の１を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の３分の１を超えて含まれてはならない。なお、監事については、他の役員の親族等が含まれてはならない。	・理事は６名以上、監事は２名以上、評議員は理事の定数を超える数を置かなければならない。 ・役員の親族等とは、次に掲げる者とする。 ①　役員のいずれか１人 ②　①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族 ③　①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④　①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ⑤　③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの ・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。 ①　他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公

	衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の理事又は使用人である者 ② 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
3 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。	
4 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を２以上開設する場合において、都道府県知事（２以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第46条の５第６項参照）
5 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。	・理事の職への再任を妨げるものではない。
6 理事又は監事のうち、その定数の５分の１を超える者が欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。	
第29条 理事長は本財団を代表し、本財団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。	
2 理事長は、医療法人の業務を執行し、 （例１）３箇月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 （例２）毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	・この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならず、報告を省略することはできない。
3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。	
4 監事は、次の職務を行う。 (1) 本財団の業務を監査すること。 (2) 本財団の財産の状況を監査すること。	

(3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に評議員会及び理事会に提出すること。 (4) 第１号又は第２号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○○県知事、評議員会又は理事会に報告すること。 (5) 第４号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。 (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。 ５　監事は、本財団の理事、評議員又は職員（本財団の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。 第 30 条　役員の任期は２年とし、ただし、再任を妨げない。 ２　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 ３　役員は、第 27 条に定める員数が欠けた場合には、役員の任期又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。 第 31 条　役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した評議員の議決権の３分の２以上の賛成がなければ決議することができない。 (1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 (2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 第 32 条　役員の報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員又は評議員の地位にあることのみによっては支給しない。 第 33 条　役員の報酬等は、別に定める基準により支給する。 第 34 条　理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。 (1) 自己又は第三者のためにする本財団の事業の部類に属する取引 (2) 自己又は第三者のためにする本財団との取引 (3) 本財団がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本財団とその理事との利益が相反する取引 ２　前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取	・３分の２を上回る割合を定めることもできる。

引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。	
第35条　本財団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。	・本条を規定するか否かは任意。
２　本財団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	
第７章　理事会	
第36条　理事会は、すべての理事をもって構成する。	
第37条　理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の職務を行う。 (1)本財団の業務執行の決定 (2)理事の職務の執行の監督 (3)理事長の選出及び解職 (4)重要な資産の処分及び譲受けの決定 (5)多額の借財の決定 (6)重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定 (7)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定	
第38条　理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。	
２　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。	
３　理事会を構成する理事の３分の１以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長が理事会を招集しなければならない。	
４　理事会の招集は、期日の１週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。	・１週間を下回る期間を定めることもできる。
５　前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。	
第39条　理事会の議長は、理事長とする。	
第40条　理事は、理事会において各１個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。	
第41条　理事会の決議は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	・過半数を上回る割合を定めることもできる。

2　前項の規定にかかわらず、第20条第１号から第８号までに掲げる事項は、理事会において特別の利害関係を有する理事を除く理事の３分の２以上の多数による議決を必要とする。	
3　第１項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。	・本項を規定するか否かは任意。
第42条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。	
2　理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。	・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。
第43条　理事会の議事についての細則は、理事会で定める。	
第８章　寄附行為の変更	
第44条　この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ３分の２以上の議決を経、かつ、○○県知事の認可を得なければならない。	
第９章　解散及び合併	
第45条　本財団は、次に事由によって解散する。 (1) 目的たる業務の成功の不能 (2) 他の医療法人との合併 (3) 破産手続開始の決定 (4) 設立認可の取消し	
2　前項第１号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ３分の２以上の議決を経、かつ、○○県知事の認可を受けなければならない。	
第46条　本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。	
2　清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。 (1) 現務の結了 (2) 債権の取立て及び債務の弁済 (3) 残余財産の引渡し	
第47条　本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。	
第48条　本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ３分の２以上の議決を経、かつ、○○県知事の認可を得て、他の財団	

たる医療法人又は社団たる医療法人と合併することができる。 第１０章　雑則 第49条　本財団の公告は、 （例１）官報に掲載する方法 （例２）○○新聞に掲載する方法 （例３）電子公告（ホームページ） によって行う。 （例３の場合） ２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は○○新聞）に掲載する方法によって行う。 第50条　この寄附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。	

別 添 ５

令和○○年○○月○○日

医療法人○○会
　理事長　○ ○　○ ○　殿

○ ○ 県 知 事

社会医療法人の認定について

貴法人から令和○○年○○月○○日付けでされた医療法（昭和２３年法律第２０５号）第４２条の２第１項の規定に係る認定申請については、同条同項の要件を満たすものとして認定したので通知します。

なお、認定後においても、当該要件を満たさないこととなったと認められる場合には、この認定を取り消すこととなるからこの旨申し添えます。

注１．認定後２週間以内に主たる事務所の所在地において、３週間以内に従たる事務所の所在地において、名称変更の登記をすること。

注２．認定を受けた後速やかに、国税庁長官が定める届出書に本認定書の写し及び定款又は寄附行為の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出すること。

別 添 ６

令和○○年○○月○○日

社会医療法人○○会
　理事長　○ ○　○ ○　殿

○ ○ 県 知 事

社会医療法人の認定の取消について

貴法人については、下記のとおり医療法（昭和２３年法律第２０５号）第４２条の２第１項第○号の要件を満たさないことが認められたため、同法第６４条の２第１項の規定により、社会医療法人の認定を取り消します。

記

（取り消した理由）

注１．定款又は寄附行為に規定された名称の変更及び収益業務の削除等について、定款又は寄附行為の変更認可申請を早急に行うこと。
注２．認定の取消しを受けた後速やかに、国税庁長官が定める届出書に本認定取消書の写し及び定款又は寄附行為の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出すること。

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

施　設　名	
施設の所在地	
管轄保健所名	

１　診療科目

科　目	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科

２　許可病床数

一　般		療　養		結　核		精　神		感染症		合　計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床

３　構造設備

（１）総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

業務の区分	施　　設	設　備　等
□　救急医療 □　精神科救急医療 □　災害医療 □　新興感染症発生・まん延時における医療 □　へき地医療 　□　病院 　□　へき地診療所 □　周産期医療 □　小児救急医療	□　集中治療室 □　集中治療室（一部は陰圧化が可能なもの） □　母体胎児集中治療管理室 □　新生児集中治療管理室 □　診察室　□　手術室　□　処置室 □　発熱患者等専用として使用可能な診察室 （プレハブ・簡易テント等を含む。） □　臨床検査施設　□　エックス線診療室 □　調剤所　□　保護室　□　面会室 □　診察室（発熱） □　専用病床（　　床） □　優先的に使用される病床 □　陰圧病室（確保病床　　床） ※医療措置協定による確保病床（　　床）の半数以上が陰圧病室内にあること。 □　個室病室 □　備蓄倉庫 □　ヘリポート（□　敷地内　□　近接地） □　医師住宅　□　看護師住宅	□　病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備 □　感染を判断するための検査機器 □　分娩監視装置 □　新生児用呼吸循環監視装置 □　超音波診断装置 □　新生児用人工換気装置 □　微量輸液装置　□　保育器 □　簡易ベッド　□　携帯用医療機器 □　個人防護具 □　感染患者を隔離し動線確保に必要なパーテーション等 □　食料　□　飲料水　□　医薬品 □　自家発電装置 □　トリアージタッグ □　救急用自動車 □　広域災害・救急医療情報システム □　新興感染症発生・まん延時の医療の提供において都道府県知事が求める機能に応じて必要となる設備 （　　）

○　「新興感染症発生・まん延時における医療」については、申請時に有していない施設又は設備がある場合において、医療措置協定を締結した日から３年を超えない範囲で当該協定を締結した病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画（様式任意）がある場合は、これを添付するとともに、以下を記載すること。

「新興感染症発生・まん延時における医療」に係る施設又は設備の整備計画の概要

・施設整備計画
　・・・・・・・・・・(○年○月完成予定)

・設備整備計画
　・・・・・・・・・・(○年○月整備予定)

（２）災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区　　分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室　数

（３）へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病　院　名	施　　設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	□　診察室　□　手術室　□　処置室 □　臨床検査施設　□　エックス線診療室 □　調剤所 □　病床数（　　床） □　医師住宅　□　看護師住宅	
	□　診察室　□　手術室　□　処置室 □　臨床検査施設　□　エックス線診療室 □　調剤所 □　病床数（　　床） □　医師住宅　□　看護師住宅	
	□　診察室　□　手術室　□　処置室 □　臨床検査施設　□　エックス線診療室 □　調剤所 □　病床数（　　床） □　医師住宅　□　看護師住宅	

※　へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあっては、（１）総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表の「施設」欄は記載不要。

4　職種別従業員数

職種／人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定　員																	
実人員																	
内特殊関係者																	

5　勤務体制

	体　制	昼間（15時現在）		夜間（3時現在）		休日（15時現在）	
		専　任	兼　任	専　任	兼　任	専　任	兼　任
医師	病院内						
	オンコール						
内 精神科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内						
	オンコール						
診療放射線技師	病院内						
	オンコール						
臨床検査技師	病院内						
	オンコール						
看護師	病院内						
	オンコール						
合　計	病院内						
	オンコール						
内　救急医療（再掲）（精神科救急医療含む）	病院内						
	オンコール						
内　周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内　小児救急医療（再掲）	病院内						
	オンコール						

６　その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「○」を付すこと。

(1) 精神科救急医療の場合のみ

・　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第５条の２第１号に基づく都道府県知事の指定の有無	
・　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第５条の２第３号に基づく常時勤務する指定医の人数	人

(2) 災害医療の場合のみ

・　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の有無	

(3) 新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

①感染症法第３６条の３第１項に規定する医療措置協定であって、同項第１号に掲げる事項に係るものについて

次の措置を全て含む協定締結の有無 ・　感染症法第３６条の９第１項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して７日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が３０床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置 ・　感染症法第３６条の９第１項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して７日以内に開始し、かつ１日当たり２０人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置 ・　医療人材派遣に係る措置	

②医療法第３０条の１２の６第１項に規定する協定について

・　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）に係る協定締結の有無	
・　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）に係る協定締結の有無	
・　災害支援ナースに係る協定締結の有無	

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第３０条の１２の６第１項に規定する協定」を添付すること。

「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領

１　各表共通

申請書又は決算届に記載した救急医療等確保事業を行っている病院（診療所）毎に記載すること。

２　「２ 許可病床数」

医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載すること。

３　「３ 構造設備」

（１）「（１）総括表」には、該当する業務の区分(複数の基準に該当する場合はその全て)及び所有する施設又は設備等の□にチェックすること。

（２）「（２）災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要」は、以下のとおり記載すること。

①　「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第１外来診療棟、第１病棟等）を記載すること。

②　「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート３階建、木骨モルタル造２階建等）を記載すること。

③　「耐震基準」欄には、「耐震基準を有する」又は「耐震基準を有しない」を記載すること。

※　耐震構造を有する場合とは、昭和５６年６月１日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和５６年５月３１日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和５６年６月１日施行令改正）に基づく耐震基準を満たすものや耐震補強工事等により新耐震基準を満たすものをいう。

④　「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。

⑤　「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載すること。

（３）「（３）へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要」には、医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当するへき地診療所の所在地の都道府県において、当該医療法人が開設するすべての病院について記載すること。

①　「施設」欄には、該当する施設の□にチェックすること（へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあっては、（１）総括表に記載済みのため記載不要)。

②　「へき地からの入院患者の受入れ体制」欄には、その具体的な体制（例えば、病院開院時間におけるへき地の患者の受け入れ（外来、入院、検査等）の可否、○○病院が所有する患者輸送車により搬送できる体制、情報システムにより診療を支援できる体制等）を記載すること。

なお、へき地医療拠点病院へ医師を派遣する病院にあっては、へき地医療拠点病院からへき地診療所へ派遣された医師との連携を図るため、へき地診療所で対応困難な場合等において、当該病院の窓口を経由して対応可能な医師等に相談し、必要な助言・指導を受けられる体制（例えば、「担当窓口：○○室、対応方法：へき地診療所からの応援要請（へき地医療拠点病院を経由する場合を含む。）に対して対応可能な医師等に院内ＰＨＳで連絡し、適切な助言指導を行う。」など）についても記載すること。

４　「４ 職種別従業員数」

（１）直近に終了した会計年度の末日における人数を記載すること。

（２）特殊関係者とは、医療法人の設立者、理事、監事、社員若しくは評議員（以下「設立者等」という。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいう。なお、親族等とは、次の者をいう。

①　設立者等の配偶者及び三親等以内の親族

②　設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③　設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④　ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

５　「５ 勤務体制」

（１）休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第３条に規定する休日及び年末年

始の日（１月１日を除く 12 月 29 日から１月３日まで）を指すこと。）の欄には、直近に終了した会計年度の最終の休日における勤務体制を記載すること。

（２）昼間、夜間の欄には、直近に終了した会計年度の（１）の休日を除く最終の日における勤務体制を記載すること。

（３）専任とは、救急医療（精神科救急医療）、周産期医療又は小児救急医療を担当するために配置された者を指す。

添付書類１－１（救急医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

病　院　名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔時間外等加算割合〕

区　　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	Ａ　　件
内 時間外加算の算定件数	件	件	①　　件
内 休日加算の算定件数	件	件	②　　件
内 深夜加算の算定件数	件	件	③　　件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	④　　件
時間外等加算割合｛(①＋②＋③＋④)／Ａ｝			%

(記載上の注意事項)

○　直近に終了した３会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号）別表第一区分番号Ａ000 に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。

添付資料

○　時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

区　　分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

区　　分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

区　　分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

（合　　計）

区　　分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

（記載上の注意事項）

○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類１－２（救急医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

病　院　名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔夜間等救急自動車等搬送件数〕

消防機関の救急自動車による搬送件数	①	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	②	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	③	件
ヘリコプターによる搬送件数	④	件
合　　計		件
３会計年度平均		件
直近に終了した３会計年度に含まれる令和２年２月から令和３年３月までの月数（A）		月
直近に終了した３会計年度に含まれる令和３年４月から令和４年３月までの月数（B）		月
直近に終了した３会計年度中に国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルスの発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がない場合の基準値 ・　救急医療については、 別添１中別表１上欄に掲げる月数（A）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表２上欄に掲げる月数（B）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を７５０から控除した数 ・　災害医療については、 別添１中別表３上欄に掲げる月数（A）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表４上欄に掲げる月数（B）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を６００から控除した数	⑤	件
直近に終了した３会計年度における国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数（※）	⑥	日

直近に終了した３会計年度中に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値（⑤－⑥×２÷３）	件

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した３会計年度における夜間（午後６時から翌日の午前８時までとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日及び年末年始の日（１月１日を除く１２月２９日から１月３日まで）及び土曜日又はその振替日）の救急搬送件数を記載すること。

※国又は地方公共団体からの要請により休業した日数

期間	日数
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
通算日数	⑥　日

添付資料

○　夜間等救急自動車等搬送件数明細表

○　夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

（合　　計）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(記載上の注意事項)

○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類１－３（精神科救急医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

病　院　名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔時間外等診療件数〕

区　　分	初　診　料 (A)	再　診　料 (B)	内 電話等による 再診料　(C)	合　　計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	①　　件
休日加算の算定件数	件	件	件	②　　件
深夜加算の算定件数	件	件	件	③　　件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	④　　件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		⑤　　件
時間外等診療件数（①＋②＋③＋④＋⑤）				⑥　　件

(記載上の注意事項)

○　直近に終了した３会計年度における時間外等診療件数を記載すること。

○　「上記以外の時間外等入院患者数」については、①～④以外であって、初診に引き続いて入院した患者数を初診料（A）の欄へ計上し、再診に引き続いて入院した患者数を再診料（B）の欄へ計上すること。

添付資料

○　時間外等診療件数明細表

○　「上記以外の時間外等入院患者数」の受診時間を証明する書類及び入院した病室等の名称並びに算定した入院料の名称を証明する書類（救急患者の日報、入院カルテ等。但し、患者の氏名等に係る部分については消去等の処理をすること。）

○　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第３３条の７の規定に基づく応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等の写し）を添付すること。

〔精神科救急医療圏〕

精神科救急医療圏名	人　　口
	⑦　　人　　（統計表名　　）
人口１万人対時間外等診療件数（⑥／⑦×10,000）	人
国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。）を受けて休業した日数（※）	⑧　　日
７．５－⑧×０．０２÷３	

（記載上の注意事項）

○　直近に公表された国勢調査又は人口推計年報（総務省統計局）による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数を記載すること。

※国又は地方公共団体からの要請により休業した日数

期間	日数
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
通算日数	⑧　日

時間外等診療件数明細表

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

区　　分	初　診　料 (A)	再　診　料 (B)	内　電話等による再診 (C)	合　　計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

区　　分	初　診　料 (A)	再　診　料 (B)	内　電話等による再診 (C)	合　　計 (A+B-C)

時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

区　　分	初　診　料 (A)	再　診　料 (B)	内　電話等による再診 (C)	合　　計 (A+B−C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

（合　　計）

区　　分	初　診　料 (A)	再　診　料 (B)	内　電話等による再診 (C)	合　　計 (A+B−C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

（記載上の注意事項）

○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類２（災害医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

病　院　名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔時間外等加算割合又は夜間等救急自動車等搬送件数〕

○　添付書類１－１（救急医療）又は添付書類１－２（救急医療）に記載し、提出（添付資料を含む。）すること。

〔ＤＭＡＴ研修等の実績〕

参加者の役職名	訓　練　又　は　研　修		
	実　施　者　名	訓練又は研修名	実施日又は実施期間

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した会計年度における防災訓練（都道府県又は国）又は研修（ＤＭＡＴ研修）の参加状況を記載すること。

添付資料

○　訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は実施者からの参加依頼文等の写し（個人名欄は消去すること。））

〔都道府県又は国からの災害派遣チーム（ＤＭＡＴ）の派遣要請への対応〕

派遣要請日時	派遣先（被災地）	派 遣 者 数	派遣要請拒否の理由

（記載上の注意事項）

○　過去の派遣要請への対応について記載すること。（過去において派遣要請がない場合は記載する必要はない。）

○　派遣者数は、医師○名、看護師○名のように記載すること。

添付書類３（新興感染症発生・まん延時における医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

病　院　名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔時間外等加算割合又は夜間等救急自動車等搬送件数〕

○　添付書類１－１（救急医療）又は添付書類１－２（救急医療）に記載し、提出（添付資料を含む。）すること。

〔新興感染症の対応に係る訓練又は研修への職員の参加実績〕

・自病院が実施した訓練又は研修

実施日又は実施期間	訓練又は研修名	参加した職員数

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した会計年度における自病院が実施した訓練又は研修について記載すること。

添付資料

○　訓練又は研修ごとに参加した職員の役職名及び所属を記載したリスト（既存資料を提出する場合は、個人名欄は消去すること）。

・外部の機関が実施した訓練又は研修

実 施 者 名	実施日又は実施期間	訓練又は研修名	参加した職員数

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した会計年度における外部の機関が実施した訓練又は研修について記載すること。

添付資料

○　訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は実施者からの参加依頼文等の写し（個人名欄は消去すること。））

○　訓練又は研修ごとに参加した職員の役職名及び所属を記載したリスト（既存資料を提出する場合は、個人名欄は消去すること）。

〔正当な理由がなく医療措置協定に基づく措置を講じていないと都道府県知事が認めるときの都道府県知事からの勧告の有無〕

感染症法第３６条の４第２項に規定する勧告を受けたことがある。	

（記載上の注意事項）

○　過去に、都道府県知事から当該勧告を受けたことがある場合は、空欄に〇を付すこと。

添付書類４－１（へき地医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

病　院　名	へき地医療拠点病院の指定　（　有　・　無　）
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数〕

支援診療所名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣日数
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
合　　計			※　　人日

〔国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合〕

期間	日数
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
通算日数	日

※　「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、53 人日以上（へき地医療拠点病院の指定を受けている社会医療法人にあっては、他の医療法人から医師の派遣を受けて行われたへき地診療所に対する医師の派遣の延べ派遣日数は除く。）であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合は、（53－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数）人日以上であること。（派遣を行うことができなかった日数が１月あたり４日を超える場合は、その月については当該日数を４日として計算することとする。）

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所（当該医療法人が開設又は指定管理者として管理するものを除く。）に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。

○　当該病院の所在地の都道府県において行っている医師派遣について記載すること。

添付資料

○　医師派遣明細表

○　へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等の写し）

医師派遣明細表

派遣日又は派遣期間	派遣日数	派遣先（診療所名）	派遣医師数	医師の延べ派遣日数	受診可能診療科目
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	

	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
合　　計	ー	ー	ー	人日	ー

（記載上の注意事項）

○　派遣日は「令和〇年〇月〇日」、派遣期間は「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記載すること。

○　受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

添付書類４－２（へき地医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

病　院　名	へき地医療拠点病院の指定　（　有　・　無　）
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔へき地に対する巡回診療の延べ診療日数〕

地区名（診療場所）	診療日数	診療医師数	延べ診療日数
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
合　　計			※　　人日

〔国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合〕

期間	日数
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
通算日数	日

※　「延べ診療日数」の合計欄は、53 人日以上（へき地医療拠点病院の指定を受けている社会医療法人にあっては、他の医療法人から医師の派遣を受けて行われたへき地における巡回診療の延べ診療日数は除く。）であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日がある場合は、（53－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の巡回診療を行うことができなかった日数）人日以上であること。（巡回診療を行うことができなかった日数が１月あたり４日を超える場合は、その月については当該日数を４日として計算することとする。）

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した会計年度におけるへき地に対する巡回診療の延べ診療日数を記載すること。

○　地区名欄に地区名及び診療場所（○○公民館等）を（　　）書で記載すること。

○　当該病院の所在地の都道府県において行っている巡回診療について記載すること。

添付資料

○　巡回診療明細表

○　へき地に対する巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）

巡回診療明細表

診療日又は診療期間	診療日数	巡回先（診療場所）	診療医師数	延べ診療日数	受診可能診療科目	受診延患者数
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人

	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
合　　計	―	―	―	人日	―	―

(記載上の注意事項)

○　診療日は「令和〇年〇月〇日」、診療期間は「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記載すること。

○　受診可能診療科目は巡回診療に従事した医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

添付書類４－３（へき地医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

診　療　所　名	
診療所の所在地	
管轄保健所名	

〔へき地診療所診療日数〕

診療日数（年間）	病院等への救急搬送対応状況		
	搬送件数	搬送手段	搬 送 先
日間	件		

(記載上の注意事項)

○　直近に終了した会計年度におけるへき地診療所の診療日数等を記載すること。

添付資料

○　へき地診療所診療日明細表

〔国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合〕

期間	日数
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
通算日数	日

※　「診療日数（年間）」は、209 日以上であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合は、（209－国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数）日以上であること。（休業した日数が１月あたり 17 日を超える場合は、その月については当該日数を 17 日として計算することとする。）

へき地診療所診療日明細表

診療日又は診療期間	診療時間	診療日数	診療医師数	受診可能診療科目	受診延べ患者数
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人

		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
合　　計	―	日間	―	―	―

(記載上の注意事項)

○　診療日は「令和〇年〇月〇日」、診療期間は「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記載すること。

○　診療時間は「午前〇〇時から午後〇〇時まで」のように記載すること。

○　診療日数は診療時間の長短にかかわらず、診療を行った日数を記載すること。

○　受診可能診療科目は当該へき地診療所において実際に受診できる診療科目を全て記載すること。

添付書類４－４（へき地医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

医療法人名 病　院　名 病院所在地	
へき地医療拠点病院 所在地	
へき地診療所名 所在地	
管轄保健所名	

〔へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数〕

支援へき地医療 拠点病院名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣日数
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
合　　計			※　　人日

〔国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合〕

期間	日数
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日

年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
通算日数	日

※　「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、106 人日以上であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合は、(106－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数) 人日以上であること。(派遣を行うことができなかった日数が１月あたり９日を超える場合は、その月については当該日数を９日として計算することとする。)

(記載上の注意事項)

○　直近に終了した会計年度における、へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。

○　当該病院の所在地の都道府県のへき地医療拠点病院に対して行っている医師派遣について記載すること。

添付資料

○　医師派遣明細表

○　へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援へき地医療拠点病院との協定書等の写し）

医師派遣明細表（当該病院→へき地医療拠点病院）

派遣日又は派遣期間	派遣日数	派遣先 （へき地医療拠点病院名）	派遣医師数	医師の延べ 派遣日数	受診可能 診療科目
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	

	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
合　　計	―	―	―	人日	―

（記載上の注意事項）

○　派遣日は「令和〇年〇月〇日」、派遣期間は「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記載すること。

○　受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

〔へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数〕

支援へき地診療所名	派遣日数 （うち、純増日数）	派遣医師数	医師の延べ派遣日数 （うち、純増日数）
	日間 （純増　　日間）	人	人日 （純増　　人日）
	日間 （純増　　日間）	人	人日 （純増　　人日）
	日間 （純増　　日間）	人	人日 （純増　　人日）
	日間 （純増　　日間）	人	人日 （純増　　人日）
	日間 （純増　　日間）	人	人日 （純増　　人日）
合　　計	日間 （純増　　日間）		※　　人日 （純増　　人日）

〔国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合〕

期間	日数
年　　月　　日～　　年　　月　　日	日
年　　月　　日～　　年　　月　　日	日
年　　月　　日～　　年　　月　　日	日
年　　月　　日～　　年　　月　　日	日
年　　月　　日～　　年　　月　　日	日
年　　月　　日～　　年　　月　　日	日
通算日数	日

※　「医師の延べ派遣日数」の（純増　　人日）の合計欄は、106 人日以上であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合は、(106－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数）人日以上であること。（派遣を行うことができなかった日数が１月あたり９日を超える場合は、その月については当該日数を９日として計算することとする。）

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。

○　当該へき地医療拠点病院の所在地の都道府県のへき地診療所に対して行っている医師派遣について記載すること。

○　（純増　　日間）には、直近に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の派遣日数のうち、当該医療法人から医師の派遣を受けて行われたへき地診療所に対する医師の派遣日数を記載すること。

添付資料

○　医師派遣明細表

○　へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類（へき地医療拠点病院とへき地診療所との協定書等の写し）

医師派遣明細表（へき地医療拠点病院→へき地診療所）

派遣日又は派遣期間	派遣日数 （うち、純増日数）	派遣先 （へき地診療所）	派遣医師数	医師の延べ 派遣日数 （うち、純増日数）	受診可能 診療科目
	日間 （純増　　日間）		人	人日 （純増　　人日）	
	日間 （純増　　日間）		人	人日 （純増　　人日）	
	日間 （純増　　日間）		人	人日 （純増　　人日）	
	日間 （純増　　日間）		人	人日 （純増　　人日）	
	日間 （純増　　日間）		人	人日 （純増　　人日）	
	日間 （純増　　日間）		人	人日 （純増　　人日）	
	日間 （純増　　日間）		人	人日 （純増　　人日）	
	日間 （純増　　日間）		人	人日 （純増　　人日）	
	日間 （純増　　日間）		人	人日 （純増　　人日）	
	日間 （純増　　日間）		人	人日 （純増　　人日）	
	日間 （純増　　日間）		人	人日 （純増　　人日）	

	日間 （純増　　日間）		人	人日 （純増　　人日）	
	日間 （純増　　日間）		人	人日 （純増　　人日）	
	日間 （純増　　日間）		人	人日 （純増　　人日）	
	日間 （純増　　日間）		人	人日 （純増　　人日）	
合　　計	－	－	－	人日 （純増　　人日）	－

（記載上の注意事項）

○　派遣日は「令和〇年〇月〇日」、派遣期間は「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記載すること。

○　受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

添付書類４－５（へき地医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

医療法人名 病　院　名 病院所在地	
へき地医療拠点病院名 病院の所在地	
管轄保健所名	

〔へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数〕

支援へき地医療 拠点病院名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣日数
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
合　　計			※　　人日

〔国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合〕

期間	日数
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日
年　月　日～　年　月　日	日

年　　月　　日～　　年　　月　　日	日
通算日数	日

※　「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、106 人日以上であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合は、(106－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数)人日以上であること。(派遣を行うことができなかった日数が１月あたり９日を超える場合は、その月については当該日数を９日として計算することとする。)

(記載上の注意事項)

○　直近に終了した会計年度におけるへき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。

○　当該病院の所在地の都道府県のへき地医療拠点病院に対して行っている医師派遣について記載すること。

添付資料

○　医師派遣明細表

○　へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援へき地医療拠点病院との協定書等の写し）

医師派遣明細表（医療法人→へき地医療拠点病院）

派遣日又は派遣期間	派遣日数	派遣先 (へき地医療拠点病院名)	派遣医師数	医師の延べ 派遣日数	受診可能 診療科目
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	

	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
合　　計	－	－	－	人日	－

（記載上の注意事項）

○　派遣日は「令和〇年〇月〇日」、派遣期間は「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記載すること。

○　受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

〔へき地に対する巡回診療の延べ診療日数〕

地区名（診療場所）	診療日数 （うち、純増日数）	診療医師数	延べ診療日数 （うち、純増日数）
	日間 （純増　　日間）	人	人日 （純増　　人日）
	日間 （純増　　日間）	人	人日 （純増　　人日）
	日間 （純増　　日間）	人	人日 （純増　　人日）
	日間 （純増　　日間）	人	人日 （純増　　人日）
	日間 （純増　　日間）	人	人日 （純増　　人日）
合　　計	日間 （純増　　日間）		※　　人日 （純増　　人日）

〔国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日がある場合〕

期間	日数
年　　月　　日～　　年　　月　　日	日
年　　月　　日～　　年　　月　　日	日
年　　月　　日～　　年　　月　　日	日
年　　月　　日～　　年　　月　　日	日
年　　月　　日～　　年　　月　　日	日

年　　月　　日～　　年　　月　　日	日
通算日数	日

※　「延べ診療日数」の（純増　　人日）の合計欄は、106 人日以上であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日がある場合は、(106ー国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の巡回診療を行うことができなかった日数）人日以上であること。巡回診療を行うことができなかった日数が１月あたり９日を超える場合は、その月については当該日数を９日として計算することとする。）

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地に対する巡回診療の延べ診療日数を記載すること。

○　地区名欄に地区名及び診療場所（○○公民館等）を（　　）書で記載すること。

○　当該へき地医療拠点病院の所在地の都道府県において行っている巡回診療について記載すること。

○　（純増　　日間）には、直近に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地に対する巡回診療の診療日数のうち、当該医療法人から医師の派遣を受けて行われた、へき地に対する巡回診療の診療日数を記載すること。

添付資料

○　巡回診療明細表

○　へき地に対する巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）

巡回診療明細表（へき地医療拠点病院→巡回診療）

診療日又は診療期間	診療日数 （うち、純増日数）	巡回先 （診療場所）	診療 医師数	延べ 診療日数	受診可能 診療科目	受診延 患者数
	日間 （純増　　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　　日間）		人	人日		人

	日間 （純増　　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　　日間）		人	人日		人
合　　計	―	―	―	人日	―	―

（記載上の注意事項）

○　診療日は「令和〇年〇月〇日」、診療期間は「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記載すること。

○　受診可能診療科目は巡回診療に従事した医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

添付書類５（周産期医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

病　院　名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔分娩実施件数〕

会　計　年　度	件　　数	内 ハイリスク分娩管理加算の算定件数
令和　年　月　日 ～令和　年　月　日	件	件
令和　年　月　日 ～令和　年　月　日	件	件
令和　年　月　日 ～令和　年　月　日	件	件
合　　計	件	件
３会計年度平均	件	－

(記載上の注意事項)

○　終了した３会計年度における分娩実施件数を記載すること。

〔母体搬送件数〕

会　計　年　度	件　　数
令和　年　月　日 ～令和　年　月　日	件
令和　年　月　日 ～令和　年　月　日	件
令和　年　月　日 ～令和　年　月　日	件
合　　計	件
３会計年度平均	件

(記載上の注意事項)

○　直近に終了した３会計年度における母体搬送件数を記載すること。

添付資料

○　母体搬送件数明細表

○　母胎搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

母体搬送件数明細表

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

（合　　計）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

（記載上の注意事項）

○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類６（小児救急医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

病　院　名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔６歳未満の時間外等加算割合〕

区　　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	A　　件	件
内 時間外加算の算定件数	件	①　　件	件
内 休日加算の算定件数	件	②　　件	件
内 深夜加算の算定件数	件	③　　件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	④　　件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	B　　件	件
時間外等加算割合｛(①＋②＋③＋④＋B）／A＋B｝		％	－

(記載上の注意事項)

○　直近に終了した３会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成１８年厚生労働省告示第９２号）別表第一区分番号A000 に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。

添付資料

○　時間外等加算件数明細表

○　「上記以外の時間外等入院患者数」の受診時間を証明する書類及び入院した病室等の名称並びに算定した入院料の名称を証明する書類（救急患者の日報、入院カルテ等。但し、患者の氏名等に係る部分については消去等の処理をすること。）

時間外等加算件数明細表

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

区　　分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

区　　分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

（自　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日）

区　　分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

（合　　計）

区　　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

（記載上の注意事項）

○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類７

公的な運営に関する要件（医療法第４２条の２第１項第１号から第３号まで及び第６号）に該当する旨を説明する書類（運営）

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

１　運営組織（法第４２条の２第１項第１号から第３号まで、規則第３０条の３５の３第１項第１号イ及びハ）

	総　　数	最も人数の多い親族等のグループの人数	親族等の割合	最も人数の多い他の同一団体のグループの人数	他の同一団体の割合
理　事	人	人	%	人	%
監　事	人			人	%
社　員	人	人	%		
評議員	人	人	%		

２　役員等の選任方法（規則第３０条の３５の３第１項第１号ロ）

（財団医療法人である場合は、該当する項目欄の□にチェックすること。）

□　すべての評議員を理事会において推薦

３　報酬等の支給基準（規則第３０条の３５の３第１項第１号ニ）

（該当する項目欄の□にチェックすること。）

□　理事、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている

	支給基準の内容
理　事	
監　事	
評議員	

添付資料

○　理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

４　経理内容（規則第３０条の３５の３第１項第１号ホ及びへ）

区　　分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用		有　・　無
金銭の貸付け		有　・　無
資産の譲渡		有　・　無
給与の支給		有　・　無
役員等の選任		有　・　無
その他財産の運用及び事業の運営		有　・　無

５　遊休財産（規則第３０条の３５の３第１項第１号ト及び第２項）

区　　分	金　　額
Ａ　資産の総額	円
Ｂ　純資産の額	円
Ｃ　純資産の額の資産の総額に対する割合（Ｂ／Ａ×１００）	％
Ｄ　控除対象財産の帳簿価額（イからへまでの合計額）	円
イ　本来業務の用に供する財産	円
ロ　附帯業務の用に供する財産	円
ハ　収益業務の用に供する財産	円
ニ　イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産	円
ホ　減価償却引当特定預金	円
ヘ　特定事業準備資金	円
Ｅ　遊休財産額（（Ａ－Ｄ）×Ｃ）	円
Ｆ　事業費用の額	円

添付資料

○　直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合に限る。）

６　保有財産（規則第３０条の３５の３第１項第１号チ）

区　　分	具 体 的 な 内 容	他の団体の意思決定への関与の有無
株　　式		有　・　無
出　　資		有　・　無
社団法人の社員権		有　・　無
組合契約		有　・　無
信　　託		有　・　無
外国の法令に基づく財産		有　・　無

７　法令違反（規則第３０条の３５の３第１項第１号リ）

区　　分	具 体 的 な 内 容	事実の有無
法令違反		有　・　無
勧告に反する開設、増床、種別変更		有　・　無
帳簿書類の隠ぺい、仮装		有　・　無
その他公益に反する事実		有　・　無

「公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類（運営）」の記載要領

１　「１　運営組織」

（１）「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」（書類付表１）の記載内容に基づき、各欄を記載すること。

（２）「最も人数の多い他の同一団体のグループの人数」欄には、公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）（以下「公益法人等」という。）を除く他の同一団体のグループの人数を記載すること。

２　「２　役員等の選任方法」

該当する項目欄の□にチェックすること。

３　「３　報酬等の支給基準」

該当する項目欄の□にチェックすること。

支給基準を定めている場合には、その内容を記載し、当該支給基準を添付すること。

４　「４　経理内容」

（１）「医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容」欄には、「経理等に関する明細表」（書類付表２）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

①　「施設の利用」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が医療法人の施設を利用している場合に、その利用状況の内容を記載すること。

②　「金銭の貸付け」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に金銭を貸し付けている場合に、その貸付けの内容を記載すること。

③　「資産の譲渡」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に資産を譲渡した場合に、その譲渡の内容を記載すること。

④　「給与の支給」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対し支給している給与について、その支給の内容を記載すること。

⑤　「役員等の選任」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が理事、監事、社員又は評議員に選任された場合に、その選任状況の内容を記載すること。

⑥　「その他財産の運用及び事業の運営」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体からの借用物件、借入金及び譲受資産等がある場合に、その取引の内容について記載すること。

（２）医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。

イ　当該医療法人の理事、監事又は使用人

ロ　当該医療法人が社団医療法人である場合にあっては、その社員

ハ　当該医療法人が財団医療法人である場合にあっては、その設立者又は評議員
ニ　イからハまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
ホ　イからハまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ヘ　イからハまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
ト　ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

（３）特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。
イ　株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益目的の事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体
ロ　特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

５　「５　遊休財産」

「保有する資産の明細表」（書類付表３）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

①　「Ａ　資産の総額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の部の合計額を記載すること。ただし、純資産の部に評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を資産の部の合計額から控除するものとする。

②　「Ｂ　純資産の額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する純資産の部の合計額（貸借対照表上の資産の総額から負債の額を控除した額）を記載すること。ただし、評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額から控除するものとする。

③　「Ｃ　純資産の額の資産の総額に対する割合」欄

純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

④　「イ　本来業務の用に供する財産」欄

当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑤　「ロ　附帯業務の用に供する財産」欄

医療法第４２条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑥　「ハ　収益業務の用に供する財産」欄

医療法第４２条の２第１項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑦　「ニ　イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産」欄

現に使用されていないが、イからハまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）を記載すること。

⑧　「ホ　減価償却引当特定預金」欄

イからハまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額を記載すること。

⑨　「ヘ　特定事業準備資金」欄

将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「○○事業特定預金」の合計額を記載すること。

⑩　「Ｅ　遊休財産額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から控除対象財産の帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額の資産の総額に対する割合を乗じて得た額（その数に小数点未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

６　「６　保有財産」

①　「株式」欄

医療法人が株式を保有している場合に、その内容を記載すること。

②　「出資」欄

医療法人が特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

③　「社団法人の社員権」欄

医療法人が合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権を保有している場合に、その内容を記載すること。

④　「組合契約」欄

医療法人が民法第６６７条第１項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成１０年法律第９０号）第３条第１項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成１７年法律第４０号）第３条第１項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑤　「信託」欄

医療法人が信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑥　「外国の法令に基づく財産」欄

医療法人が外国の法令に基づく財産であって、①から⑤までに掲げる財産に類するものを保有している場合に、その内容を記載すること。

７「７　法令違反」

「法令違反」欄には、直近の３会計年度において、次に掲げる事実がある場合に、その内容を記載すること。

イ　医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合

ロ　医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合

ハ　医療法第３０条の１１の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

ニ　医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、医療法第６４条第１項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは第２項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員の解任の勧告が発せられた場合

ホ　その他イからニまでに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合

（書類付表１）

理事、監事、社員及び評議員に関する明細表

区　　分	氏　　名	親族等の関係	職　　業	法人格の有無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無
				有　・　無

「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」（書類付表１）の記載要領

（１）理事、監事、社員及び評議員（以下「社員等」という。）について、申請時に就任しているすべての者を、それぞれ別葉に記載すること。

（２）「区分」欄には、社員等のいずれかを記載すること。なお、役職名（理事長等）を記載すること。

（３）「親族等の関係」欄には、社員等のそれぞれについて、それぞれのグループの中で親族関係を有する者及び特殊の関係がある者がいる場合に、その旨（例えば、○○の配偶者、△△の使用人等）を記載すること。

なお、親族関係を有する者及び特殊の関係がある者とは、次に掲げる者をいう。

イ　社員等の配偶者及び三親等以内の親族

ロ　社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ニ　ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

（４）「職業」欄には、当該医療法人における役職等及び当該医療法人以外の勤務先又は所属している学術団体等の名称並びに役職等をすべて具体的に（例えば当法人○○病院院長、○○会社社長、○○事務所事務員、○○医師会会員等）記載し、当該勤務先又は学術団体等にかかる法人格の有無について「法人格の有無」欄に記載すること。

（書類付表２）

経理等に関する明細表

１　医療法人の関係者等の施設の利用明細

区　　分	関係者等の 氏名又は名称	特殊の関係	内　　容	利用年月日	利用料金
施設の貸与					
そ　の　他					

２　医療法人の関係者等に対する貸付金の明細

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

３　医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

４　医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細

氏　　名	職務内容	就職年月日	常勤又は 非常勤の別	社 員 等 との関係	給与の支給 の　有　無
					有　・　無
					有　・　無
					有　・　無
					有　・　無
					有　・　無
					有　・　無
					有　・　無
					有　・　無
					有　・　無
					有　・　無

５　その他

（１）医療法人の関係者等からの借用物件の明細

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

（２）医療法人の関係者等からの借入金の明細

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

（３）医療法人の関係者等からの譲受資産の明細

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

（４）医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細

関係者等の氏名	特殊の関係	医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細				
		法人名	所在地	代表者名	取引状況	役職等

（５）その他財産の運用及び事業の運営

医療法人の関係者等の氏名又は名称	具体的な内容

「申請者の経理等に関する明細表」（書類付表２）の記載要領

１　各欄共通

医療法人の関係者等とは、次に掲げる者とする。

イ　当該医療法人の理事、監事又は使用人

ロ　当該医療法人が社団医療法人である場合にあっては、その社員

ハ　当該医療法人が財団医療法人である場合にあっては、その設立者又は評議員

ニ　イからハまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

ホ　イからハまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ヘ　イからハまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ト　ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

チ　株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第２条第４号に規定する公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体

リ　特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

２　「１　医療法人の関係者等の施設の利用明細」

①　申請時における医療法人の関係者等について、次の区分に応じて記載すること。

イ　医療法人の関係者等に対して、医療法人の土地、建物等の物件を賃貸（無償で使用させている場合を含む。）している場合には、「施設の貸与」欄にその内容を記載すること。

ロ　医療法人の関係者等に対して、上記以外に当該医療法人の施設を利用させている場合には、「その他」欄にその内容を記載すること。

②　「特殊の関係」欄には、使用者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

③　「内容」欄には、その施設の利用状況（例えば、社宅として建物を貸与、他の法人（会社）の事務室等）を記載すること。

④　「利用年月日」欄には、その施設の利用年月日（例えば、社宅の貸与の場合等には利用期間）を記載すること。

３　「２　医療法人の関係者等に対する貸付金の明細」

①　医療法人の関係者等に対する貸付金がある場合に記載すること。

②　この表の記載は、貸付先の異なるごとに記載すること。

③　貸付金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。

④　貸付当初の元本は、貸換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。

⑤　「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

４　「３　医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細」

①　直近に終了した３会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）に対して、医療法人の土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲渡がある場合に記載すること。

②　「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

５　「４　医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細」

①　申請時の従業員（医療法人の業務に従事している社員等（理事、監事、社員及び評議員をいう。以下同じ。）のうち、医療法人の関係者等について記載すること。

②　「職務内容」欄には、現在の担当している職務の内容（例えば、副院長、内科部長、事務長等）を記載すること。

③　「社員等との関係」欄には、医療法人の社員等との関係（例えば、その者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名等）について記載すること。

６　「５　その他」の「（１）医療法人の関係者等からの借用物件の明細」

①　直近に終了した会計年度の末日現在において、医療法人の関係者等から土地、建物、医療機械器具等の物件を賃借（無償で使用している場合を含む。）している場合に記載すること。

②　「特殊の関係」欄には、貸主が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

③　「備考」欄には、賃借に際し、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載すること。

７　「５ その他」の「（２）医療法人の関係者等からの借入金の明細」

①　医療法人の関係者等からの借入金がある場合に記載すること。

②　この表の記載は、債権者の異なるごとに記載すること。

③　借入金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。

④　借入当初の元本は、借換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。

⑤　「特殊の関係」欄には、債権者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

８　「５ その他」の「（３）医療法人の関係者等からの譲受資産の明細」

①　直近に終了した３会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）から、医療法人に対して土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲受がある場合に記載すること。

②　「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

9　「５ その他」の「（４）医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細」

①　申請時において、医療法人の関係者等が社員等（従業員を含む。）となっている他の法人がある場合に、その明細を記載すること。

②　「特殊の関係」欄には、当該関係者等が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人又は団体名を記載すること。

③　「取引状況」欄には、当該他の法人と申請医療法人との取引の状況（例えば、病院の清掃を請け負う等）を記載すること。

④　「役職等」欄には、他の法人における当該関係者等の役職等（例えば、役員、従業員等）を記載すること。

10　「５ その他」の「（５）その他財産の運用及び事業の運営」

申請時において、上記以外に財産の運用及び事業の運営に関し、医療法人の関係者等が利益を受けている場合に、その内容を記載すること。

（書類付表３）

保有する資産の明細表

１　総括表

区　　分	業務の用に供する財産	保有財産	減価償却引当特定預金	特定事業準備資金	その他の財産
流動資産	円				円
現金及び預金					円
事業未収金	円				円
有価証券					円
たな卸資産	円				円
前渡金	円				円
前払費用	円				円
その他の流動資産	円				円
固定資産	円	円	円	円	円
有形固定資産	円	円			円
建物	円	円			円
構築物	円	円			円
医療用器械備品	円	円			円
その他の器械備品	円	円			円
車両及び船舶	円	円			円
土地	円	円			円
建物仮勘定		円			円
その他の有形固定資産	円	円			円
無形固定資産	円	円			円
借地権	円	円			円
ソフトウエア	円	円			円
その他の無形固定資産	円	円			円
その他の資産	円		円	円	円
有価証券					円
長期貸付金					円
役職員等長期貸付金					円
長期前払費用	円				円
繰延税金資産	円				円
減価償却引当特定預金			円		
○○事業特定預金				円	
その他の固定資産	円				円
資産合計	①　円	②　円	③　円	④　円	円

(記載上の注意事項)

○　直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。

○　表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

２　業務の用に供する財産の明細

施設名（事業名） 区分	合　　計			
流動資産	円	円	円	円
事業未収金	円	円	円	円
たな卸資産	円	円	円	円
前渡金	円	円	円	円
前払費用	円	円	円	円
その他の流動資産	円	円	円	円
固定資産	円	円	円	円
有形固定資産	円	円	円	円
建物	円	円	円	円
構築物	円	円	円	円
医療用器械備品	円	円	円	円
その他の器械備品	円	円	円	円
車両及び船舶	円	円	円	円
土地	円	円	円	円
その他の有形固定資産	円	円	円	円
無形固定資産	円	円	円	円
借地権	円	円	円	円
ソフトウエア	円	円	円	円
その他の無形固定資産	円	円	円	円
その他の資産	円	円	円	円
長期前払費用	円	円	円	円
繰延税金資産	円	円	円	円
その他の固定資産	円	円	円	円
資産合計	⑤　　円	円	円	円

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあっては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。

○　表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。

○　⑤が①と一致すること。

３　保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の帳簿価額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合　　計	－	－	円	⑥　　円

（記載上の注意事項）

○　⑥が②と一致すること。

４　減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は改良の予定年度	左記の予定年度に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定預金の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合　　計	－	円	円	⑦　　円

（記載上の注意事項）

○　⑦が③と一致すること。

５　特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始予定年度	左記の予定年度に必要な最低額	毎会計年度に積み立てる額	特定事業準備資金の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合　　計	－	円	円	⑧　　円

（記載上の注意事項）

○　⑧が④と一致すること。

○　当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。（なお、当該別紙についても閲覧対象であること）

6　土地の明細

住　　所	総面積	内　借地の面積	内　自地の面積	用途の区分
	㎡	㎡	㎡	
	㎡	㎡	㎡	
	㎡	㎡	㎡	

7　建物の明細

区　　分	構造の概要	総　面　積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積
		㎡			㎡
					㎡
					㎡
		㎡			㎡
					㎡
					㎡
		㎡			㎡
					㎡
					㎡

8　医療用器械備品の明細

品　　名	規　　格	数　量	単　価	自用・借用	用途の区分

「保有する資産の明細表」（書類付表３）の記載要領

１　「１　総括表」、「２　業務の用に供する財産の明細」、「３　保有財産の明細」、「４　減価償却引当特定預金の明細」、「５　特定事業準備資金の明細」

①　総括表の「業務の用に供する財産」欄及び「２　業務の用に供する財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「２　業務の用に供する財産の明細」は施設毎に記載し、「施設名」欄に当該施設名（本来業務を行う施設で附帯業務又は収益業務も行う場合にあっては、当該附帯業務又は収益業務に係る事業名）を記載すること。

イ　当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額

ロ　医療法第４２条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額

ハ　医療法第４２条の２第１項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額

②　総括表の「保有財産」欄及び「３　保有財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「３　保有財産の明細」は保有財産の種類毎に記載し、「保有財産」欄にその種類と当該財産の使用目的（例えば、土地（病院）、建物（診療所）等）を記載すること。

ニ　現に使用されていないが、イからハまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）

③　総括表の「減価償却引当特定預金」欄及び「４　減価償却引当特定預金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「４　減価償却引当特定預金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ホ　イからハまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額

④　総括表の「特定事業準備資金」欄及び「５　特定事業準備資金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「５　特定事業準備資金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ヘ　将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金にかかる支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「○○事業特定預金」の額

２　「６　土地の明細」

①　医療法人が所有する土地（借地を含む。）を住所毎に記載すること。

②　「総面積」欄には、その土地の総面積を記載すること。

③　「内　借地の面積」欄及び「内　自地の面積」欄には、その土地の借地に係る面積及び医療法人が所有する土地に係る面積をそれぞれ記載すること。

④　「用途の区分」欄には、その土地の用途の異なるごとに、その用途（例えば、○○病院、○○診療所、介護老人保健施設○○、○○介護医療院、医師住宅等）を記載すること。

３　「７ 建物の明細」

①　「区分」欄には、建物（借家を含む。）の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第１外来診療棟、第１病棟等）を記載すること。

②　「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート３階建、木骨モルタル造

２階建等）を記載し、耐震構造を有する場合は「(耐震)」を記載すること。

なお、耐震構造を有する場合とは、昭和５６年６月１日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和５６年５月３１日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和５６年６月１日施行令改正）に基づく耐震基準を満たしている場合や耐震補強工事等により新耐震基準を満たしているものをいう。

③　「総面積」欄には、その建物の延べ面積を記載すること。

④　「自家・借家」欄には、「自家」又は「借家」と記載すること。

⑤　「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。

⑥　「用途別の面積」欄には、その建物の用途別の延べ面積を記載すること。

４　「８　医療用器械備品の明細」

①　医療法人が所有する主要な医療用器械備品（借用を含む。）を器械毎に記載すること。

②　「単価」欄には、その器械の直近に終了した会計年度における帳簿価額（借用の場合は、その器械の直近に終了した会計年度における年間賃借料）を記載すること。

③　「自用・借用」欄には、「自用」又は「借用」と記載すること。

④　「用途の区分」欄には、その器械の用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室等）を記載すること。

添付書類８

公的な運営に関する要件（医療法第４２条の２第１項第６号）に該当する旨を説明する書類（事業）

申請者名：

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

１　経費の額等の明細（規則第３０条の３５の３第１項第２号イ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	業務に係る費用の額（A）	全費用の額（B）	割　合 A／B
	円	円	%
			%
			%
合　　計	①	②	%

（記載上の注意事項）

⑴ 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。

⑵ 業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。

⑶ 全費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

２　収入金額（規則第３０条の３５の３第１項第２号ロ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	区　　分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収　入　金　額	収入金額計	診療割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他				
	計				
合　　計	社会保険診療			③	⑪
	労災保険診療			④	⑫
	健康診査			⑤	⑬
	予防接種			⑥	⑭
	助産			⑦	⑮
	介護事業			⑧	⑯
	障害福祉事業			⑨	⑰
	その他			⑩	
	計				100.0%

(記載上の注意事項)

(1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。

(2) 合計③～⑩の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

3　労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第３０条の３５の３第１項第２号ロ）

労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

□　同一の基準による

□　同一の基準によらない

4　健康診査に係る収入の明細（規則第３０条の３５の３第１項第２号ロ）

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入合計	⑱　　円

(記載上の注意事項)

○　⑤が⑱と一致すること。

5　予防接種に係る収入の明細（規則第３０条の３５の３第１項第２号ロ）

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻しん	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円
計	円	計	円
		予防接種に係る収入合計	⑲　　円

(記載上の注意事項)

○　⑥が⑲と一致すること。

6　助産に係る収入の明細（規則第３０条の３５の３第１項第２号ロ）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	⑳　　件	㉑　　円
分娩件数（⑳）×５０万円		㉒　　円

(記載上の注意事項)

○　⑦が㉑又は㉒の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

○　診療報酬規程

７　介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第３０条の３５の３第１項第２号ロ）

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		円
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	㉓　円

（記載上の注意事項）

○　⑧が㉓と一致すること。

８　障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第３０条の３５の３第１項第２号ロ）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	㉔　円

（記載上の注意事項）

○　⑨が㉔と一致すること。

９　自費患者に対し請求する金額（規則第３０条の３５の３第１項第２号ハ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

□　同一の基準による

□　同一の基準によらない

１０　経費の額等の明細（規則第３０条の３５の３第１項第２号ニ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	医療診療により収入する金額（A）	患者のために直接必要な経費の額			割　合 A／B
		医師、看護師等の給与	医療の提供に要する費用（投薬費を含む）	合　　計（B）	
	円	円	円	円	%
					%
					%
合　　計	㉕			㉖	%

（記載上の注意事項）

(1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。

(2) 医療診療により収入する金額合計㉕が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。

(3) 患者のために直接必要な経費の額合計㉖が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

別 添 7

令和　　年　　月　　日

都 道 府 県 知 事　殿

主たる事務所の所在地
医療法人　　会
理事長

救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定申請書

社会医療法人の要件を欠くに至ったことが、本法人の責めに帰することができない事由として、〇〇であることから、医療法施行令（昭和２３年政令第３２６号）第５条の５の２第２項並びに同法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号）第３０条の３６の５及び第３０条の３６の６の規定に基づき、医療法（昭和２３年法律第２０５号）第４２条の３第１項に規定する実施計画の認定について、実施計画等を添えて申請します。

別 添 ８

医療法施行規則　別記様式第１の２（第 30 条の 36 の 3 関係）

救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画

１．救急医療等確保事業に係る業務

（１）救急医療等確保事業に係る業務を継続的に実施する趣旨

（２）救急医療等確保事業に係る業務の実施内容

（３）実施期間中に整備される救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の取得価額の見積額の合計額（※）：＿＿＿＿＿＿＿＿円

（４）実施期間中に整備される救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の詳細

整備される施設及び設備の内容	取得価額の見積額
	円
	円
	円
	円
	円
	合計額(※) 円

（５）救急医療等確保事業に係る業務の実施期間：令和　年　月　日から令和　年　月　日までの期間（　　年）

（記載上の注意事項）

○１．（２）「救急医療等確保事業に係る業務の実施内容」には、実施する事業の別、実施する医療機関名などを記載すること。

○１．（３）の（※）は、１．（４）の（※）と一致させること。

○１．（４）「整備される施設及び設備の内容」欄には、１．（２）に記載した救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備であり、かつ、１．（５）に記載した実施期間内に確実に整備されると見込まれるものの内容を記載すること。

○１．（４）「取得価額の見積額」欄には、添付書類「整備される施設及び設備の取得価額の見積額に係る見積書等（写し）の証拠書類」で確認可能な事業費を記載すること。

○１．（５）「救急医療等確保事業に係る業務の実施期間」は、事業開始日（予定日）を起算日として、12 年（救急医療等確保事業に係る業務を実施する病院又は診療所の所在地を含む区域における救急医療等確保事業の実施主体が著しく不足している場合その他特別の事情があると都道府県知事が認めるときは、18 年）以内とすること。

２．収益業務

（１）収益業務の実施内容

（２）収益業務の実施期間：令和　年　月　日から令和　年　月　日までの期間（　　年）

（記載上の注意事項）

○２．（１）の収益業務の実施内容については、目的及び単年度の収益見込みを記載すること。

○２．（２）の収益業務の実施期間は、１．（５）の実施期間と同一にすること。

添付書類

１．整備される施設及び設備の取得価額の見積額に係る見積書等（写し）の証拠書類

２．平成20年3月31日医政発第0331008号厚生労働省医政局長通知「社会医療法人の認定について」第３の１（1）①の「社会医療法人の認定申請等関係書類」のうち当該医療法人が法第４２条の２第１項第１号から第６号まで（第５号ハを除く。）に掲げる要件に該当することを証する書類

３．定款又は寄附行為の写し

別 添 ９

令和○○年○○月○○日

医療法人○○会
　理事長　○ ○　○ ○　殿

○ ○ 県 知 事

救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定について

貴法人から令和○○年○○月○○日付けでされた医療法（昭和２３年法律第２０５号）第４２条の３第１項の規定に係る認定申請については、同法施行令（昭和２３年政令第３２６号）第５条の５の３の要件を満たすものとして認定したので通知します。

なお、認定後においても、同法施行令第５条の５の６第１項各号のいずれかに該当する場合には、この認定を取り消すこととなることからこの旨申し添えます。

別 添 １０

医療法施行規則　別記様式第１の３（第 30 条の 36 の 9 関係）

救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の実施状況報告書

令和　　年　　月　　日

主たる事務所の所在地
医療法人　　会
理事長

１．計画

（１）救急医療等確保事業に係る業務

①救急医療等確保事業に係る業務を継続的に実施する趣旨

②救急医療等確保事業に係る業務の実施内容

③実施期間中に整備される救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の取得価額の見積額の合計額（※）：＿＿＿＿＿＿＿円

④実施期間中に整備される救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の詳細

整備される施設及び設備の内容	取得価額の見積額
	円
	円
	円
	円
	円
	合計額(※) 円

⑤救急医療等確保事業に係る業務の実施期間：令和　年　月　日から令和　年　月　日までの期間（　年）

（２）収益業務

② 収益業務の実施内容

②収益業務の実施期間：令和　年　月　日から令和　年　月　日までの期間（　年）

（記載上の注意事項）
○都道府県知事の認定を受けた「救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画」より転記すること。

２．実績

（１）救急医療等確保事業に係る業務の実施状況

事 業 の 別	病 院 等 名 称	実 績 （件 数 等）

（２）実施期間中に整備された救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の状況

（単位：円）

項　　目		実施期間					
		平成・令和　年度（　年　月　日　～　年　月　日）	平成・令和　年度（　年　月　日　～　年　月　日）	平成・令和　年度（　年　月　日　～　年　月　日）	平成・令和　年度（　年　月　日　～　年　月　日）	平成・令和　年度（　年　月　日　～　年　月　日）	平成・令和　年度（　年　月　日　～　年　月　日）
各施設及び設備の内容・取得価額							
取得価額の合計額 (A)							
取得価額の累計額							
取得価額の見積額の合計額又は前期の（C） (B)							
取得未済残額 （B－A） (C)							

（記載上の注意事項）

○「各施設及び設備の内容・取得価額」欄には、１．（１）④の「整備される施設及び設備の内容」及び「その施設及び設備ごとの取得価額」を記載すること。

○毎年度、実施期間に係る全ての実績を記載すること。

（３）収益業務の実施状況

①収益業務の実施内容

②経理の状況

・収益業務事業収益　＿＿＿＿＿＿千円

・収益業務事業費用　＿＿＿＿＿＿千円

・収益業務事業損益　＿＿＿＿＿＿千円

添付書類

１．平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331008 号厚生労働省医政局長通知「社会医療法人の認定について」第３の１（1）①の「社会医療法人の認定申請等関係書類」のうち当該医療法人が法第４２条の２第１項第１号から第６号まで（第５号ハを除く。）に掲げる要件に該当することを証する書類（令第５条の５の５第２項の規定による場合を除く。）

２．整備された施設及び設備の取得価額に係る契約書、請求書、領収証等の証拠書類（写し）

別 添 １１

令和○○年○○月○○日

医療法人○○会
　理事長　○ ○　○ ○　殿

○ ○ 県 知 事

救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備に係る支出確認書について

貴法人において、救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備のため、次のとおり支出したことを、貴法人から提出された実施状況報告書及び関係書類等並びに貴法人への実地検査により確認したので、証明します。

記

	施設及び設備の整備の内容	支出の相手先	支出金額	支出年月日
1				
2				
3				

注）必要に応じて行を追加又は削除すること。

別 添 １２

令和　　年　　月　　日

都 道 府 県 知 事　殿

主たる事務所の所在地
医療法人　　会
理事長

救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の変更認定申請書

医療法施行令（昭和２３年政令第３２６号）第５条の５の４第１項及び同法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号）第３０条の３６の８第１項に規定する実施計画の変更の認定について、変更後の実施計画を添えて申請します。

記

１．変更の理由

２．変更しようとする事項

別 添 １３

令和○○年○○月○○日

医療法人○○会
　理事長　○ ○　○ ○　殿

○ ○ 県 知 事

救急医療等確保事業に係る業務の
継続的な実施に関する計画の認定の取消しについて

貴法人については、下記のとおり医療法施行令（昭和２３年政令第３２６号）第５条の５の６第１項第○号に該当することが認められたため、同規定により、医療法（昭和２３年法律第２０５号）第４２条の３第１項の規定に係る認定を取り消します。

記

（取り消した理由）

注．定款又は寄附行為に規定された収益業務の削除等について、定款又は寄附行為の変更認可申請を早急に行うこと。